

# 大阪音楽大学

# 研究紀要

## 第四十九号

論文要旨 .....	( 1 )
<b>論 文</b>	
「赤いヴィーン」におけるマーラーの交響曲演奏 —「労働者交響楽演奏会」の意義— .....	西村 理 ..... ( 5 )
大栗裕と民俗仏教 .....	白石 知雄 ..... ( 31 )
—《交響管弦楽のための組曲「雲水讃」》の成立と改訂—	
ヒップポップについての諸要素 .....	谷口 眞生子 ..... ( 53 )
—ブロンクスからイタリアへ—	
Obama大統領の演説にみる大統領英語の変遷 .....	横井 希 ..... ( 65 )
教育改革の中の生徒指導 .....	藤本 敦夫 ..... ( 77 )
—教育制度の全般的道德教育化—	
教職課程履修生の意欲の高まりと視野の広がりについての考察 .....	大前 哲彦 角谷 史孝 ..... ( 97 )
—教職に関する意識調査Ⅲ—	喜多 忠政
<b>研究ノート</b>	
ディーノ・ブッツァーティに見るジャーナリズムと文学、そして <sup>歴史/物語</sup> storia .....	杉岡 享子 ..... ( 121 )
<hr/>	
大阪音楽大学大学院音楽研究科	
修士作品の曲目及び修士作品に関する論文の題目(2009年度)	
修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目(2009年度) .....	( 137 )
2009・2010年度 研究助成報告 .....	( 140 )

大 阪 音 楽 大 学  
大阪音楽大学短期大学部  
(2010)



# 論 文 要 旨

## Article Summaries

### 【論 文】 Articles

#### 「赤いヴィーン」におけるマーラーの交響曲演奏 —「労働者交響楽演奏会」の意義—

西村 理

本論文の目的は、オーストリア社会民主党がヴィーンで勢力をもっていた「赤いヴィーン」と呼ばれる時期、すなわち1918年から1934年にかけてグスタフ・マーラーの交響曲がどれだけ演奏されていたのか、その全体像を明らかにし、そのなかでオーストリア社会民主党の主導による「労働者交響楽演奏会」でのマーラーの交響曲演奏がどのような位置にあったのかを考察することである。「労働者交響楽演奏会」でのマーラーの交響曲演奏は、回数としては多いものではなかった。しかし、「芸術と民衆との一体化」という理念のもとに「労働者交響楽演奏会」ではマーラーの交響曲演奏が行われていた点に、1920年代の「マーラー・ブーム」とは異なる意味をもっていた。なお、当時のマーラーの交響曲演奏データは、ヴィーン・コンツェルトハウスおよびヴィーン楽友協会のアーカイヴでの筆者の調査に基づくもので、演奏データの詳細も掲載した。

#### キーワード

グスタフ・マーラー    ダーフィット・ヨーゼフ・バッハ    オーストリア社会民主党  
「赤いヴィーン」    労働者交響楽演奏会

#### Performances of Mahler's Symphonies in 'Red Vienna' —The Significance of the Workers' Symphony Concerts—

Osamu Nishimura

The main aim of the present paper is to uncover the whole picture of the performances of Gustav Mahler's Symphonies during 1918-1934, the period known as 'Red Vienna', and to discuss how those performances were regarded at the Workers' Symphony Concerts (Arbeiter-Sinfoniekonzerte) organized by Social Democratic Party of Austria. It was not frequent that Mahler's Symphonies were performed at the Workers' Symphony Concerts. However, the significance that those performances entailed differed from that of the performances given during the Mahler boom in the 1920's in the sense that they were given under the idea of 'the unity of art and people'. The present paper includes performance details of Mahler's symphonies from the period, based on the research conducted by the author in the archives of Wiener Konzerthaus as well as Gesellschaft der Musikfreunde in Wien.

[Osamu Nishimura, "Performances of Mahler's Symphonies in 'Red Vienna': The Significance of the Workers' Symphony Concerts." *Bulletin of Osaka College of Music*. Vol.49, pp.5-30 (2010)]

## 大栗裕と民俗仏教

—《交響管弦楽のための組曲「雲水讃」》の成立と改訂—

白石 知雄

本論は、大栗裕(1918-1982)の《交響管弦楽のための組曲「雲水讃」》の成立と改訂を残された資料から解明する試みである。現存する複数の録音、大阪音楽大学付属図書館大栗文庫が所蔵する自筆総譜とパート譜から、全3楽章の組曲として1961年11月27日に朝日放送で放送初演(第16回文部省芸術祭参加)されたこの作品が、1962年1月12日までに冒頭楽章を削除して全2楽章とされ、1964年1月に、終楽章の序奏を削除して確定されたことが明らかになった。また、大栗文庫が所蔵する、京都・吉祥院天満宮大祭(おそらく1961年8月25日分)の六斎念仏芸能の録音から、この作品が吉祥院六斎念仏の音曲「発願」、「つつて」、「お月さん」、「安達ヶ原」、「四ツ太鼓」の素材を用いていることが判明した。

キーワード

大栗裕 仏教洋楽 芸術祭 六斎念仏 御詠歌

## Hiroshi Ohguri and Folk Buddhism

—The Genesis and Revision of the Suite Un Sui San for Symphonic Orchestra—

Tomoo Shiraishi

## ヒップホップについての諸要素

—ブロンクスからイタリアへと—

谷口 眞生子

ヒップホップは1970年代にニューヨークのブロンクスで興った黒人文化である。一時的な流行と思われていたものが、この数十年のうちに大きな勢力をもち、影響力を持ち得る文化に成長し、アメリカのみならず世界規模のものになり、今も成長し続けている。本稿では前半において、アメリカのヒップホップの誕生時のこと、その諸要素について、さらに特筆すべき事項を述べる。後半ではイタリアに移ったヒップホップの定着後の「イタリアらしさ」につながる要素を紹介し、今後の研究へとつなげて行く。

キーワード

ヒップホップ MC DJ イタリア サブカルチャー

## Qualche elemento sull'hip hop

—dal Bronx all'Italia—

Makiko Taniguchi

## Obama 大統領の演説にみる大統領英語の変遷

横井 希

キーワード

readability Flesch Reading Ease Flesch-Kincaid Grade Level

アメリカ合衆国大統領 Barack Obama 大統領

### A Comparison of U.S. Presidents' Speeches — President Obama's Speeches on the Readability Point of View

Nozomi Yokoi

## 教育改革の中の生徒指導

—教育制度の全般的道德教育化—

藤本 敦夫

この間、教育改革をめぐる議論は、主として「学力問題」に焦点化されてきた。しかし、「ゆとり教育」から「脱ゆとり教育」への転換は、一見反対のベクトルであるかのように見えて、実は同じベクトルの一層の強化という側面を持つことが、生徒指導をめぐる議論と諸施策に見て取ることができる。この間の生徒指導をめぐる議論状況と生徒指導及び教員養成に関する諸施策は道德主義化と結びついた生徒指導を重点とした学校像への一層のシフトチェンジの傾向として総括した。建前とは裏腹に学力向上よりも学校教育を通じての内面管理や行動規制の強化＝学校の道德教育機能化につながる危険を内包していることを明らかにしつつ、学校の将来像とそのため「子ども観」「子どもの人権論」「教師－子ども関係の理論的深化」等、教育諸学の理論的課題を折出することを試みた。

### Excessive Role of School Guidance in Recent Japanese Education Reform

Atsuo Fujimoto

## 教職課程履修生の意欲の高まりと視野の広がりについての考察

(教職に関する意識調査Ⅲ)

大前 哲彦  
角谷 史孝  
喜多 忠政

本研究は教職課程教育のFD活動の一環をなすものであり、2007年度2008年度2009年度における最終学年学生の3カ年の意識調査をもとに、4年目の共同研究に至っている。

本アンケート調査は、教職課程を履修した学生の教職に対する「意欲の変化」、「視野の広がり」を受講科目ごとに指標別に回答を求めたものであるため、授業改善のための大きな基礎資料となっている。

### A Survey On Students' Motivation To Go Into Teaching Profession Ⅲ

Akihiko Oomac, Tadamasu Kita, Fumitaka Kakutani

#### 【研究ノート】

Notes

歴史/物語

#### ディーノ・ブツァーティに見るジャーナリズムと文学、そしてstoria

杉岡 享子

作家であると同時に死の前年まで40余年間、現役の報道記者であったディーノ・ブツァーティは、小説の執筆と並行して、ファシスト政権の言論規制のもとで国家礼賛に偏らない、良識ある中庸を貫く報道を続けた。20世紀イタリア文壇の強い左翼的傾向にあっては、そうした中立性は評価の対象とすらなりえなかったが、冷戦構造崩壊後、肯定的な評価が主流になり、特にイタリアのジャーナリズム界からは一つの規範と見做されている感すらある。これまで論じられることが殆どなかった第二次世界大戦中の報道記事を中心に、「最高のジャーナリズムは最高の文学と一致する」と語ったブツァーティが遺した言説の、時代とジャンルを超える普遍性を考察する。

キーワード

第二次世界大戦 ジャーナリズム 言論規制 ネオレアリズモ イタリア現代文学史

#### Il giornalismo, la letteratura e la storia di Dino Buzzati negli anni quaranta

Kyoko Sugioka

# 「赤いヴィーン」におけるマーラーの交響曲演奏 —「労働者交響楽演奏会」の意義—

西 村 理

## はじめに

グスタフ・マーラーGustav Mahler (1860~1911)の交響曲が、今日のように親しまれるようになったのは、1960年代の「マーラー・ルネサンス」(Blaukopf 1969=1974: 400-401)と呼ばれる時期以降のことであり、そのことは60年代に完成されたレナード・バーンスタインLeonard Bernstein (1918~1990)指揮のレコード史上初のマーラー交響曲全集録音に象徴される。しかし、1920年代にヨーロッパで最初の「マーラー・ブーム」があった。それは、第1次世界大戦後の1920年5月6日から21日にかけて、オランダのアムステルダムで「マーラー祭」を嚆矢として起こった。この「マーラー祭」でヴィレム・メンゲルベルクWillem Mengelberg (1871~1951)がアムステルダム・コンサートヘボウ管弦楽団(現在のロイヤル・コンサートヘボウ管弦楽団)を指揮し、マーラーの生前死後を含めて世界で初めてマーラーの全作品をツィクルスで演奏した。さらに音楽学者のグイド・アードラーGuido Adler (1855~1941)や音楽批評家のパウル・シュテファンPaul Stefan (1879~1943)とリヒャルト・シュペヒトRichard Specht (1870~1932)などのヴィーンの「マーラー信徒Gemeinde」<sup>1</sup>だけではなく、イタリアの作曲家アルフレッド・カゼッラAlfredo Casella (1883~1947)も、この音楽祭で講演を行った。

アムステルダムでの「マーラー祭」以後、ベルリンでは、1923年の秋から1924年の春にかけて、ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団がドイツで最初の「マーラー・ツィクルス」を演奏する(Metzger 2000: 69)。このツィクルスでは、クラウス・プリングスハイムKlaus Pringsheim (1883~1972)が、全8回のコンサートで交響曲第1~第7番、および《大地の歌》やオーケストラ伴奏歌曲を指揮した<sup>2</sup>。

---

\* 本研究は、公益財団法人 ローム ミュージック ファンデーションによる音楽研究助成を受けたものである。

<sup>1</sup> 1920年代にマーラーを支持する人々のことは「Gemeinde (信徒)」と呼ばれていた。この言葉については、キネットの論文を参照のこと(Kinnett 2009: 23-26)。

<sup>2</sup> このツィクルスは、経済的にクラウスの父アルフレートの援助によって賄われていたが、資金不足のため、第8番と第9番は予定されたものの、実現しなかった(早崎 1994: 21f)。

マーラーと関係が深かったウィーンで、1920年代に彼の交響曲は、どの程度演奏されていたのだろうか。アムステルダム「マーラー祭」と同年の9月24日から10月18日にかけて、オスカー・フリート Oskar Fried (1871~1941) 指揮のウィーン交響楽団によって、「マーラー・ツィクルス」が行われ、第8番を除くすべての交響曲が演奏された<sup>3</sup>。この年にはまたウィーンを出版地とする2つの雑誌——『音楽雑誌アンブルッフ Musikblätter des Anbruch』と『現代世界 Moderne Welt』——がマーラー特集を組んだ<sup>4</sup>。さらに1925年10月から26年5月にかけて、クレメンス・クラウス Clemens Krauss (1893~1954) 指揮のウィーン交響楽団が再び「マーラー・ツィクルス」を行っている。この時はマーラーの《大地の歌》と第8番を除き、第10番も含めたすべての交響曲が演奏された<sup>5</sup>。

1920年代にウィーンで2回の「マーラー・ツィクルス」が行われる一方で、「労働者交響楽演奏会 Arbeiter-Sinfoniekonzerte」でマーラーの交響曲が採り上げられていた。この演奏会シリーズについては、作曲家として有名なアントン・ヴェーベルン Anton Webern (1883~1945) がマーラーの交響曲を指揮したこともあってよく知られている<sup>6</sup>。「労働者交響楽演奏会」は、社会民主党のダーフィット・ヨーゼフ・バッハ David Josef Bach (1874~1947) によって1905年12月から開始された演奏会シリーズで、演奏会の開催頻度は、社会民主党が大きな勢力をもった「赤いウィーン」<sup>7</sup>と呼ばれる1920年代に頂点を迎える。

1920年代ウィーンにおけるマーラーの交響曲演奏については、もちろんこれまでの研究でも論じられている。しかしながら、マーラーの交響曲がウィーンの音楽界においてどの程度、演奏されていたのか、データの詳細は明らかにされていない。本論文では、まず先行研究において1920年代ウィーンにおけるマーラーの交響曲演奏がどのように扱われてきたかを整理し、続いて筆者の調査による演奏データから読み取れることを明らかにする。最後に、そうしたマーラーの交響曲演奏全体のなかで、「労働者交響楽演奏会」がどのような位置にあったのかを考察したい。

<sup>3</sup> 《大地の歌》について、当時のパンフレットでは「交響曲 Symphonie」と明記しているものと、されていないものの両方があるが、本論文では「交響曲」とみなした。

<sup>4</sup> *Musikblätter des Anbruch* 2 (7-8)および *Moderne Welt* 3 (7)。

<sup>5</sup> キネットは、このツィクルスで、第8番がクラウスに代わり、ヴェーベルンの指揮で演奏されたと述べているが (Kinnett 2009: 16)、1926年4月18、19日のヴェーベルン指揮のウィーン・コンツェルトハウスでの演奏会は、「マーラー・ツィクルス」ではなく「労働者交響楽演奏会」である。

<sup>6</sup> 柴田南雄は「勤労者のアマチュア楽団」(2010 [=1984]: 130-131)、同書解説で岡田暁生も「労働者のアマチュア・オーケストラ」(2010: 270)が演奏していると書いているが、実際にはウィーン交響楽団が演奏していた (Seidl 1989: 177)。

<sup>7</sup> 「赤いウィーン」は、第1次世界大戦が終わり、オーストリア第1次共和国が成立した1918年11月12日からドルフス政権下で社会民主党の活動を停止させられた1934年2月12日までのことを指す。



## 1. 1920年代ヴィーンにおけるマーラーの交響曲演奏の状況

### 1.1 先行研究

1920年代全般にわたるヴィーンでのマーラーの交響曲演奏について扱っている研究に、メッツガー (Metzger 2000)、シャイトとスヴォボダ (Scheit and Svoboda 2002)、キネット (Kinnett 2009) がある<sup>8</sup>。

メッツガーの著作では、欧米を中心に世界各地のマーラー受容を扱っており、第2章が「演奏史」(Metzger 2000: 49-82)となっている。この章でヴィーンの演奏状況も扱われているが、メッツガーは、1920年のルドルフ・シュテファン・ホフマンの記事「代表的なヴィーンのマーラー演奏」(Hoffmann 1920: 310-312)を参照しているにすぎない<sup>9</sup>。ホフマンは、この記事で次のように述べている。「かつてのヴァーグナーと同様に、マーラーにおいても、ある種の特権的な指揮者たちの存在が大きくなった。もちろん彼らは最初は比較的狭いサークルから始まったのだが。完全ではないかもしれないけれども、私が今、思い起こすことは、彼らが最近の2回のヴィーン音楽の冬 **Wiener Musikwinter** でもたらしめた充実した成果である」(Hoffmann 1920: 310)。メッツガーは、この「ヴィーン音楽の冬」についての詳細は分からないとして、ホフマンの記事以上のことを書いていない (Metzger 2000: 65)。また「労働者交響楽演奏会」に関して、メッツガーはヴェーベルン以外の指揮者については触れていない (Metzger 2000: 66-67)。

シャイトとスヴォボダは、オーストリアに研究対象を限定していることもあって、1920年代ヴィーンにおけるマーラーの交響曲演奏についても詳細に調査をしている。ただし演奏データとしては整理されておらず、どの指揮者が何年までに何回、交響曲を演奏したという記述にとどまっている (Scheit and Svoboda 2002: 11-55)。

キネットの博士論文では、第1章でヴィーンでのマーラー作品の演奏状況について論じている (Kinnett 2009: 1-32)。彼は、1912年から1937年までのマーラーの交響曲とオーケストラ伴奏歌曲の演奏状況について、ヴィーン・フィルハーモニー管弦楽団、ヴィーン交響楽団、その他のオーケストラと分類して、1年ごとの演奏回数を示している。しかし

<sup>8</sup> 1920年代のマーラーの交響曲受容についての研究として他に、グランツの論文 (Glanz 2010) もあるが、そこでは交響曲の個々の演奏状況については扱われていない。

<sup>9</sup> ブラウコプフは、参照文献を明示していないが、この記事に基づいて1920年代のヴィーンのマーラーの交響曲演奏について述べている。それ以降については、ブラウコプフは、1920年のオスカー・フリード指揮の「マーラー・ツィクルス」についてのみ指摘している (Blaukopf 1969=1974: 394)。

ながら、そのデータは、『Wiener Philharmoniker: 1842-1942』（1942）、ウィーン交響楽団アーカイヴのエルンスト・コバウ Ernst Kobau からの個人的な情報、当時の新聞批評に基づき（Kinnett 2009: 11）、ウィーン・コンツェルトハウスやウィーン楽友協会のアーカイヴを調査していない。

## 1.2 マーラーの交響曲演奏の状況

筆者は、ウィーン・コンツェルトハウスの Web 上で公開されているデータベースに加え、ウィーン楽友協会およびウィーン・コンツェルトハウスのアーカイヴで演奏会当日のパンフレットを調査し、さらにラフィテ（Lafite 1937）、フォンデンホーフ（Vondenhoff 1978, 1983, 1997）、シャイトとスヴォボダの著作（Scheit and Svoboda 2002）<sup>10</sup>、また「労働者交響楽演奏会」についてのサイドルの著作（Seidl 1989）などで補うかたちで、「赤いウィーン」におけるマーラーの交響曲の演奏データを整理した。また、ウィーンでのマーラー交響曲演奏を考えるうえで、編曲という形であっても、アルノルト・シェーンベルク Arnold Schönberg（1874～1951）が設立した「私的演奏協会」での演奏も重要であると考え、スモリアンの研究（Szmolyan 1984）を参照し、データに加えた<sup>11</sup>。

【表1】は、筆者の調査に基づいて、シーズン<sup>12</sup>ごとにどの曲が何回演奏されたかをまとめたものである。【表1】を基にした【グラフ】を見ると分かるように、1918/19年シーズンと1925/26年シーズンがピークとなり、いずれも1シーズンで23回、マーラーの交響曲が演奏されている。1918/19年シーズンには、「私的演奏協会」での演奏も含まれているので、オーケストラでの演奏ということになると、1925/26年シーズンがピークとなる。1926/27年シーズンが極端に少なくなっているが、7月と8月は演奏会がほとんどないため「赤いウィーン」の時期に、マーラーの交響曲は月に2～3回は演奏されていたことになる。

<sup>10</sup> ただし、シャイトとスヴォボダは、1927年3月17日にウィーン国立歌劇場で交響曲第2番がフランツ・シャルクの指揮で演奏されたと記しているが（Scheit and Svoboda 2002: 44f）、筆者の調査で、実際には1928年3月17日であることが分かった。

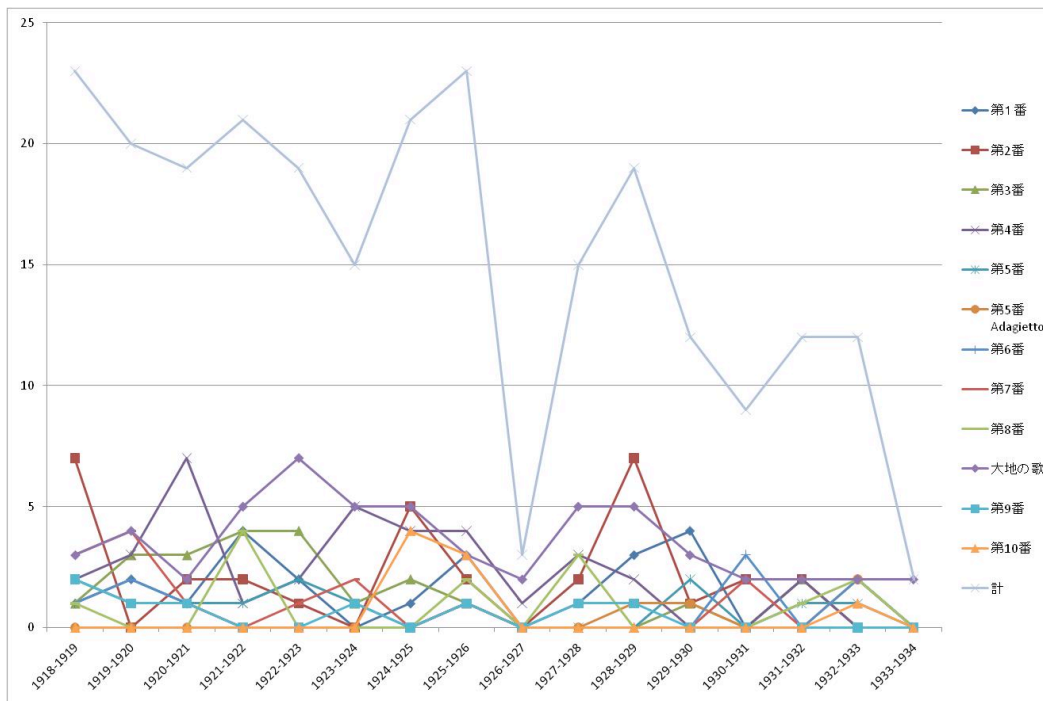
<sup>11</sup> 筆者の調査によるマーラーの交響曲演奏データは本論文末を参照のこと。

<sup>12</sup> シーズンは9月から始まる。

【表 1】<sup>13</sup>

	第 1 番	第 2 番	第 3 番	第 4 番	第 5 番	第 5 番 Adagio	第 6 番	第 7 番	第 8 番	大地の歌	第 9 番	第 10 番	計
1918-1919	1	7	1	2	2	0	1	3	1	3	2	0	23
1919-1920	2	0	3	3	1	0	2	4	0	4	1	0	20
1920-1921	1	2	3	7	1	0	1	1	0	2	1	0	19
1921-1922	4	2	4	1	1	0	0	0	4	5	0	0	21
1922-1923	2	1	4	2	2	0	0	1	0	7	0	0	19
1923-1924	0	0	1	5	1	0	0	2	0	5	1	0	15
1924-1925	1	5	2	4	0	0	0	0	0	5	0	4	21
1925-1926	3	2	1	4	1	1	1	1	2	3	1	3	23
1926-1927	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
1927-1928	1	2	0	3	0	0	0	0	3	5	1	0	15
1928-1929	3	7	0	2	0	1	0	0	0	5	1	0	19
1929-1930	4	1	1	0	2	1	0	0	0	3	0	0	12
1930-1931	0	2	0	0	0	0	3	2	0	2	0	0	9
1931-1932	2	2	2	2	1	0	0	0	1	2	0	0	12
1932-1933	2	0	0	0	1	2	2	0	2	2	0	1	12
1933-1934	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
計	26	33	22	36	13	5	10	14	13	57	8	8	245

【グラフ】



<sup>13</sup> 【表 1】には「私的演奏協会」での演奏も含まれている。つまり、第 6 番については 1919/20 年シーズンの 2 回、第 7 番については 1918/19 年シーズンの 3 回と 1919/20 年シーズンの 1 回はいずれもピアノ連弾による演奏、そして第 4 番については 1920/21 年シーズンのうち 3 回が室内楽に編曲されたものの演奏である。

【表2】<sup>14</sup>

	第1番	第2番	第3番	第4番	第5番	第5番 Adagietto	第6番	第7番	第8番	大地の歌	第9番	第10番	計
Walter, Bruno	4	8	4	1	4	0	0	3	6	4	0	0	34
Fried, Oskar	1	5	4	1	2	0	2	1	0	10	4	0	30
Krauss, Clemens	1	4	3	1	1	0	3	5	0	4	0	1	23
Nilius, Rudolf	1	4	0	5	0	1	0	0	0	6	0	0	17
Konrath, Anton	1	1	0	4	0	2	0	0	0	8	0	0	16
Schalk, Franz	0	1	1	2	0	0	0	0	1	3	0	4	12
Webern, Anton	2	3	2	0	1	0	1	0	2	0	0	0	11
Furtwängler, Wilhelm	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
Stein, Erwin*	0	2	0	3	0	1	0	0	0	1	1	0	8
Klenau, Paul von	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	7
Spörr, Martin	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
Zemlinsky, Alexander	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	7
Stiedry, Fritz	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5
Heger, Robert	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4
Löwe, Ferdinand	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4
Reichwein, Leopold	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	4
Grevillius, Nils	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
Kabasta, Oswald	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3
Knappertsbusch, Hans	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
Weingartner, Felix	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
Fock, Dirk	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
Gottesmann, Hugo	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
Gruber, Friedlich	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
Horenstein, Jascha	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
Nedbal, Oskar	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
Pless, Hans	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
Schuricht, Carl	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
Abendroth, Hermann	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Binkau, Guido	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
Christoph, Theodor	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
Katay, Julius	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Kleiber, Erich	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Lehnert, Julius	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Manzer, Robert	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Pollak, Egon	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
Rosenstock, Josef	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Scherchen, Hermann	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
Szpak, Adam	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Talich, Vaclav	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
Unger, Heinz	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Wagner, Hans	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Waller, F.	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
Zuckerkindl, Viktor	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	26	33	22	36	13	5	8	10	13	57	8	8	239

\*第4番の3回は「私的演奏協会」でのもの。

<sup>14</sup> 【表2】には、「私的演奏協会」でのピアノ連弾で第6番（2回）と第7番（4回）の演奏は含まれていない。

【表2】は指揮者ごとに整理し、回数の多い順番に並べたものである。ブルーノ・ヴァルター Bruno Walter (1876～1962) とオスカー・フリート、クレメンス・クラウスがマーラーの交響曲をずばぬけて多く指揮していることが分かる。フリートとクラウスは「マーラー・ツィクルス」を指揮しているので、この回数は当然のことと言える。なおクラウスはツィクルスをやっているにもかかわらず、第9番の回数が0回となっている。これはクラウスが指揮する予定で、プログラムの予定表にも記されていたが、実際には、ロベルト・ヘーガー Robert Heger (1886～1978) の指揮によって演奏されたからである。ルドルフ・ニリウス Rudolf Nilius (1883～1962) とアントン・コンラート Anton Konrath (1888～1981) が上位になっているが、彼らはいずれも第4番と《大地の歌》といった当時からポピュラーだった曲を頻繁に演奏していたからである。2回もしくは1回の指揮者に注目すると、彼らの多くが第4番と《大地の歌》を指揮していることが分かる。

【表3】は、「労働者交響楽演奏会」、「私的演奏協会」、「私的演奏協会」の「公開プロパガンダ演奏会」、「その他」で分類したものである。「私的演奏協会」は、通常は予約会員だけのための閉ざされた演奏会であったが、その一方で、運営資金の調達のために「公開プロパガンダ演奏会」も行われていた。こうした「公開プロパガンダ演奏会」で第4番が採り上げられたのは当然のことだったかもしれないが、しかし第7番が演奏されているのは興味深い。1920年代において、第9番と並んでオーケストラの演奏会で採り上げられる機会が少ない第6番や第7番が、ピアノ連弾だとしても演奏されたことは、マーラーの交響曲受容において大きな意義をもっていたと言える。

【表3】

	総数	ASK	VfMPA	VfMPA (ÖPK)	その他
第1番	26	4	0	0	22
第2番	33	7	0	0	26
第3番	22	2	0	0	20
第4番	36	1	1	2	32
第5番	13	1	0	0	12
第5番 Adagietto	5	0	0	0	5
第6番	10	1	2	0	7
第7番	14	0	3	1	10
第8番	13	2	0	0	11
大地の歌	57	2	0	0	55
第9番	8	0	0	0	8
第10番	8	2	0	0	6
計	245	22	6	3	214

労働者交響楽演奏会 Arbeiter Symphoniekonzerte=ASK

私的演奏協会 Verein für musikalische Privataufführungen=VfMPA

私的演奏協会 (公開プロパガンダ演奏会) Verein für musikalische Privataufführungen (öffentliche Propagandakonzerte)=VfMPA (ÖPK)

## 2. 労働者交響楽演奏会におけるマーラーの交響曲演奏

## 2.1 曲目と指揮者の傾向

次に「労働者交響楽演奏会」におけるマーラーの交響曲演奏について確認していきたい。これまで示してきたように、「赤いヴィーン」において、マーラーの交響曲は頻繁に演奏されていた。他のオーケストラと比べて、「労働者交響楽演奏会」では、第4番と《大地の歌》が採り上げられる比率が低く、第2番が突出して多く演奏されている点に特徴がある【表3】。

「労働者交響楽演奏会」でマーラーの交響曲は22回演奏されているが、最も多く指揮しているのは、そのうち9回を占めるヴェーベルンである。他の指揮者は2回や3回となっても翌日などの再演もしくは再々演のため、演奏機会としては1回である【表4】。

【表4】

	回数	曲名
Webern, Anton	9	第1番、第2番、第3番、第5番、第6番、第8番
Fried, Oskar	3	第2番
Stein, Erwin	2	第2番
Horenstein, Jascha	2	第1番
Stiedry, Fritz	2	大地の歌
Zemlinsky, Alexander	2	第10番
Zuckerkindl, Viktor	1	第2番
Schalk, Franz	1	第4番

ヴェーベルンは、「赤いヴィーン」においてマーラーの交響曲を11回演奏しているが、そのうち9回を「労働者交響楽演奏会」で指揮し、残りの2回は《第2番》を同じ機会に演奏したにすぎない。ヴェーベルンが「労働者交響楽演奏会」で指揮者として中心的な役割を果たしていたものの、他の指揮者にも注目すると、ヤッシャ・ホーレンシュタイン Jascha Horenstein (1898～1973) やヴィクトール・ツッカーカンドル Viktor Zuckerkindl (1896～1965) は、「労働者交響楽演奏会」でのみマーラーを指揮している。もちろんシヤルクやフリートは、他のオーケストラでもマーラーの交響曲を頻繁に指揮しているが、

「労働者交響楽演奏会」で中心的な役割を果たしていたわけではない。このことから「労働者交響楽演奏会」では、指揮者という点で、他のオーケストラの演奏会との差別化が見られる。

## 2.2 どのような機会に演奏されたか

「労働者交響楽演奏会」でマーラーの交響曲が採り上げられるとき、22回のうちの半分以上の12回が、何らかの機会に演奏されている。そうした機会は大きく3つに分けることができる。1つ目が「共和国祭 Republikfeier」で、1918年11月12日に成立した「オーストリア共和国」を祝う演奏会である。この演奏会は必ずしも毎年開催されてはいないが、1922年のように共和国成立の前日に亡くなったオーストリア社会民主党党首のヴィクトール・アドラー Viktor Adler (1852～1918) の追悼演奏会も兼ねることもあった。1922年には第1番、1928年には第2番、1929年には第1番がそれぞれ2回演奏された。1928年は共和国成立10周年記念、1929年は「労働者交響楽演奏会」の「25年記念 Das Festkonzert anlässlich Fünfundzwanzigjahrfeier」といういずれも節目となる演奏会で、マーラーの交響曲が採り上げられた。なお、交響曲ではないが、1926年11月に「ヴィクトール・アドラー追悼演奏会」として、ヴェーベルンの指揮で《嘆きの歌》が2回演奏されている。

2つ目は、マーラーの命日の5月18日近くに行われた「マーラー追悼演奏会」である。こうした演奏会は1920年と1922年に行われ、1920年には第4番が、1922年には第3番が演奏された。

マーラーの交響曲が演奏された機会の最後のタイプは、音楽団体の記念演奏会である。これは2つあった。一方は、「労働者交響楽演奏会」の第200回を記念する演奏会である。「労働者交響楽演奏会」の第100回を祝う演奏会は、1921年11月に行われたが、その際には、第1回の演奏会と同じプログラムで、ベートーヴェンの交響曲第3番をメインとしたものであったが、1926年の第200回記念では、大編成による交響曲第8番がヴェーベルンの指揮で演奏された。もう一方は、国際現代音楽協会 (ISCM) の第10回音楽祭の特別演奏会である。この時には、1932年にヴェーベルンの指揮で第2番が演奏された。

このように「労働者交響楽演奏会」では、「共和国祭」という国家にとって重要な日や、またかつての社会民主党党首の追悼にマーラーの交響曲が演奏され、2回だけだがマーラー

一の命日の近くに演奏会が開催され、第 200 回記念の演奏会でもマーラーの交響曲が採り上げられるといったように、マーラーは作曲家として特別な位置を与えられていたことが分かる。

そういった特別な機会の演奏会ではないが、1926 年 2 月にはアレクサンダー・ツェムリンスキー Alexander Zemlinsky (1871~1942) の指揮で交響曲第 10 番が採り上げられている。この未完の交響曲は、1924 年 10 月 12 日にエルンスト・クシェネク Ernst Křenek (1900~1991) によって補筆され、第 1 楽章と第 3 楽章が、シャルク指揮のヴィーン国立歌劇場管弦楽団によってヴィーン国立歌劇場で初演された<sup>15</sup>。ツェムリンスキーは、クシェネクとは別に自ら補筆し、同年 12 月 11 日にプラハで演奏している<sup>16</sup>。「労働者交響楽演奏会」でのプログラムを見ると、興味深いことに、ツェムリンスキーは第 3 楽章のスケルツォに続いて第 1 楽章を演奏している<sup>17</sup>。

### 3. 労働者交響楽演奏会におけるマーラーの交響曲演奏の意義

「労働者交響楽演奏会」のなかで、マーラーの交響曲は、半数以上が特別な機会に演奏され、またマーラーの遺作として初演前から話題となっていた第 10 番が初演者以外の指揮で比較的早い段階で演奏されている。このように 1920 年代の「労働者交響楽演奏会」でマーラーは重要な作曲家となっていた。しかし彼の交響曲は、第 1 次世界大戦以前はこの演奏会シリーズで採り上げられることはなく、1919 年 7 月 1 日、3 日、5 日のシャルク指揮の第 2 番が、「労働者交響楽演奏会」での初めてのマーラーの交響曲演奏であった。

マーラーの交響曲が初めて演奏された翌年の『労働者新聞 Arbeiter-Zeitung』には、1920/21 年シーズンの始まりに際して、次のような記事が掲載されている。「設立してから 15 年経って、労働者交響楽演奏会は、新しい可能性と新しい展望を開く発展の地点にたどりついた。ほぼ 100 におよぶ〔労働者交響楽〕演奏会で、我々は古典の交響的な音楽をほぼ演奏し、すべて再演とはいえ新しい時代や最新の時代に近付いた。〔中略〕15 年の準備

<sup>15</sup> ロスカムによると、初演はヴィーン・フィルハーモニー管弦楽団ではなく、ヴィーン国立歌劇場管弦楽団によって行われた (Rothkamm 2003: 209)。

<sup>16</sup> シュテファンによると、1925 年から 26 年にかけてのクラウス指揮による「マーラー・ツィクルス」では、ツェムリンスキーによる補筆の第 10 番が演奏された (Stefan 1926: 7)。

<sup>17</sup> ツェムリンスキーが第 3 楽章の次に第 1 楽章を演奏したことについて、ロスカム (Rothkamm 2003) をはじめとしてマーラーの交響曲第 10 番に関する研究やボーモント (Beaumont 2000) のツェムリンスキーの伝記では指摘されていない。



の後、比較的新しい芸術も語りうる機会と権利をプロレタリアートはもっている」(Arbeiter-Zeitung 1920: 5)。このように新しい音楽を演奏することは「労働者交響楽演奏会」のひとつの目的であった。実際に、1920年代になって、「労働者交響楽演奏会」のなかで、シェーンベルクやベルク、アイスラー、バルトークの作品が演奏されていく(Seidl 1989: 193ff)。そうした新しい時代の音楽を重視する1920年代の「労働者交響楽演奏会」のなかで、マーラーの交響曲が中心的な役割を担うようになっていったのである。

では、なぜマーラーだったのでしょうか。その理由のひとつに、マーラーの政治的な立場がある。周知のように、マーラーは学生時代に、後に社会民主党党首になるヴィクトール・アードラーや後に同じく社会民主党で指導的な立場になるエンゲルベルト・ペルナーシュトルファー Engelbert Pernerstorfer (1850~1918) と親しくなった。1901年の選挙の際にマーラーが公然とアードラーに投票したこと、1905年のメーデーの際に、ヴィーン市内でデモの行進に出くわしたときに、デモに加わったという逸話がある。こうしたマーラーと社会民主党との関わりについて、1926年11月の「アードラー追悼式」の際に、D. J. バッハが『労働者新聞』や社会民主党の機関紙『芸術と民衆』で紹介している(Bach 1926b: 5)。また1929年11月の『芸術と民衆』では、パウル・シュテファンが、「マーラーは社会主義への共感を決して隠そうとはしなかった」と述べている(Stefan 1929: 82)。マーラー自身が積極的に社会民主党の活動に関わらなかったことは、当時から知られていたが、1920年代にマーラーが社会民主党を支持していたとも指摘されていた。

そうしたマーラーと社会民主党との関わりだけではなく、彼の作品がもたらす聴取体験もまた、「労働者交響楽演奏会」のなかでマーラーの交響曲が演奏されることになった理由のひとつであった。1922年5月27日と29日にマーラーの交響曲第3番が「労働者交響楽演奏会」で初めて演奏されたが、この演奏会後の6月9日の『労働者新聞』で、バッハは、18年前に初めてヴィーンでこの交響曲が演奏されたときのことを回想している。バッハは、社会民主党党首ヴィクトール・アードラーとともに演奏会にいき、とても感動的な体験をしたことを語り、次のように述べている。「芸術と民衆とが一体化するというこの確信をもたらす機会が、数か月後にアードラーの助力によって労働者交響楽演奏会とともに与えられた。この演奏会はその理念的な根源をそこ〔芸術と民衆とが一体化するという確信〕から得たのである」(Bach 1922: 4)。

このように「労働者交響楽演奏会」の成立の理念的な根源が、マーラーの交響曲第3番の体験があった。そうした根源にあるマーラーの交響曲が、それまでの「労働者交響楽演

奏会」での労働者への古典的な作品の教育の後に演奏されたと、バッハは述べている。つまり、マーラーの交響曲を演奏することは、「労働者交響楽演奏会」のひとつの目標だったのである。従って、この演奏会シリーズでのマーラーの交響曲演奏は、1920年代の「マーラー・ブーム」とは異なる性質をもっていた。バッハも当時からマーラー・ブームとの違いを意識していた。1926年2月13日の「労働者交響楽演奏会」でのマーラーの交響曲第10番の演奏に先駆けて、バッハはマーラーの交響曲演奏を振り返る記事を書いているが、そのなかで「労働者交響楽演奏会は、商売上手の演奏会企画者たちが、マーラーの死後、数年間、巻き起こしたマーラー騒動 (Mahler-Rummel) に決して加わらなかった」(Bach 1926a: 10) と述べている。

## 結び

今日、「赤いヴィーン」と呼ばれる時期におけるマーラーの交響曲演奏と言ったとき、作曲家として有名なヴェーベルンが「労働者交響楽演奏会」で指揮者として中心的な役割を果たしていたため、この演奏会シリーズでのマーラーの交響曲演奏が注目される。しかし、本論文で明らかになったように、この時期にヴィーンでマーラーの交響曲は頻繁に演奏され、そのなかで「労働者交響楽演奏会」でのマーラーの交響曲演奏は、演奏回数という点では目立つものではなかった。

しかしながら、「労働者交響楽演奏会」においてマーラーの交響曲は、「芸術と民衆との一体化」を実現するための特別な作品と位置づけられていた。1926年に「労働者交響楽演奏会」の200回記念に交響曲第8番が演奏されたが、当日の『労働者新聞』には次のように記されている。「今、芸術と労働者との契りがどれだけ解き難いか、その象徴が今日の演奏会である。マーラーの交響曲第8番が、労働者の前で、労働者と労働者の児童合唱団によって歌われる」(*Arbeiter-Zeitung* 1926: 1)。合唱や児童合唱に労働者が加わり、さらに聴衆も労働者であることで、労働者が芸術と一体となったとみなされている。つまり、合唱が、芸術と労働者との一体性のために重要な要素だったと考えられる。社会民主党の音楽政策のなかでの合唱の位置づけとマーラーの交響曲との関係をめぐる問題は、別の機会に論じたい。

【主要参考文献】

1920. “Arbeiter-Symphoniekonzerte 1920-21.” *Arbeiter-Zeitung* 10 November 1920: 6.
- Bach, D[avid] J[osef]. 1922. “Erinnerungen. (Zum letzten Arbeiter-Symphoniekonzert: Gustav Mahlers Dritte Symphonie).“ *Arbeiter-Zeitung* 9. 6. 1922: 4.
- B[ach], D[avid] J[osef]. 1926a “Gustav Mahlers Zehnte Symphonie vor den Arbeitern. Das nächste Arbeiter-Symphoniekonzert.” *Arbeiter-Zeitung* 7. 2. 1926: 10.
- B[ach], D[avid] J[osef]. 1926b. “Viktor Adler und Gustav Mahler.” *Arbeiter-Zeitung* 11. 11. 1926: 5; *Kunst und Volk* 1/10: 6.
- Beaumont, Antony. 2000. *Zemlinsky*. Ithaca: Cornell University Press.
- Blaukopf, Kurt. 1969. *Gustav Mahler oder Der Zeitgenosse der Zukunft*. Wien: Molden. [酒田健一訳 1974 『マーラー——未来の同時代者』東京：白水社]。
- Brezinka, Thomas. 2005. *Erwin Stein: ein Musiker in Wien und London*. Wien, Köln, Weimar: Böhlau.
1928. “Eine Mahler-Anekdote.” *Kunst und Volk* 3/3: 65.
- Glanz, Christian. 2010. “Zur Rezeption von Mahlers Werk in der ersten Republik und im Austrofaschismus.” In *Gustav Mahler und Wien*, edited by Reinhold Kubik and Thomas Trabitsch. Wien: Christian Brandstätter Verlag: 207-212.
- 早崎えりな 1994 『ベルリン・東京物語——音楽家クラウス・プリングスハイム』東京：音楽之友社。
- Hoffmann, R[dolf] S[tephan]. 1920. “Repräsentative Wiener Mahler-Aufführungen.” *Musikblätter des Anbruch* 2 (7-8): 310-312.
- Jank, Werner. 1982. “Die Arbeitermusik zwischen Kunst, Kampf und Geselligkeit.” Phil. Diss., Universität Wien.
- Kinnett, Forest Randolph. 2009. “‘Now His Time Really Seems to Have Come’: Ideas about Mahler’s Music in Late Imperial and First Republic Vienna.” PhD. Dissertation, University of North Texas.
- Kobau, Ernst. 2000. “Geschichte der Wiener Symphoniker.” In *Ein Jahrhundert Wiener Symphoniker*, edited by Rainer Bischof. Wien: Verlag Holzhausen: 21-53.
- Lafite, Carl. 1937. *Geschichte der Gesellschaft der Musikfreunde in Wien, 1912-1937*. (Fortsetzung der Festschrift zur Jahrhundertfeier vom Jahre 1912). Wien: Selbstverlag der Gesellschaft der Musikfreunde.

- La Grange, Henry-Louis de. 2008. *Gustav Mahler: A New Life Cut Short (1907-1911)*. Oxford: Oxford University Press.
- Metzger, Christoph. 2000. *Mahler-Rezeption; Perspektiven der Rezeption Gustav Mahler*. Wilhelmshaven: Florian Noetzel Verlag.
- Rothkamm, Jörg. 2003. *Gustav Mahlers Zehnte Symphonie: Entstehung, Analyse, Rezeption*. Frankfurt am Main: Peter Lang.
- Scheit, Gerhard and Wilhelm Svoboda. 2002. *Feindbild Gustav Mahler: Zur antisemitischen Abwehr der Moderne in Österreich*. Wien: Sonderzahl.
- Schubert, Wolfgang. 2009. *Der Orchesterverein der Gesellschaft der Musikfreunde in Wien: 150 Jahre Amateuorchester im Musikverein*. Hamburg: Verlag Dr. Kovač.
- Seidl, Johann Wilhelm. 1989. *Musik und Austromarxismus: Zur Musikrezeption der österreichischen Arbeiterbewegung im späten Kaiserreich und in der Ersten Republik*. Wien; Köln; Graz: Böhlau.
- 柴田南雄 2010 [=1984] 『グスタフ・マーラー——現代音楽への道』東京：岩波書店。
- St[e]f[an], P[aul]. 1923. “Konzert in der Oper.” *Die Stunde* 27. 3. 1923: 5.
- St[e]f[an], P[aul]. 1926. “Clemens Krauß, Marx, Mahler.” *Die Stunde* 15. 5. 1926: 7.
- Stefan, Paul. 1929. “Mahler für Jedermann.” *Kunst und Volk* 4/3: 80-82.
- Szmolyan, Walter. 1984. “Die Konzerte des Wiener Schönberg-Vereins.” *Musik-Konzepte*. 36: 101-114.
- Vondenhoff, Bruno and Eleonore (eds.). 1978. *Gustav Mahler Dokumentation, Sammlung Eleonore Vondenhoff: Materialien zu Leben und Werk*. Tutzing: Schneider.
- Vondenhoff, Bruno and Eleonore (eds.). 1983. *Ergänzungsband zur Gustav Mahler Dokumentation, Sammlung Eleonore Vondenhoff: Materialien zu Leben und Werk*. Tutzing: Schneider.
- Vondenhoff, Eleonore (ed.). 1997. *Zweiter Ergänzungsband zur Gustav Mahler Dokumentation, Sammlung Eleonore Vondenhoff: Materialien zu Leben und Werk*. Tutzing: Schneider.
1926. “Zweihundert Arbeiter-Symphoniekonzert. Ein Kulturjubiläum des Wiener Proletariats.” *Arbeiter-Zeitung* 18. 4. 1926: 1-2.

年月日	会場	曲名	指揮者	ソリスト・合唱	オーケストラ	備考	出典
1918/12/29	KV	7. Symphonie (Bearbeitung für Klavier zu vier Händen: Alfredo Casella)		Steuermann, Eduard (pf.), Bachrich, Ernst (pf.)			Szmolyan 1984: 101
1919/1/16	KV	7. Symphonie (Bearbeitung für Klavier zu vier Händen: Alfredo Casella)		Steuermann, Eduard (pf.), Bachrich, Ernst (pf.)			Szmolyan 1984: 101
1919/2/1	GKH	2. Symphonie	Walter, Bruno	Foerstel, Gertrude (sop.), Kittel, Hermine (alt), Valker, Georg (org.), Wiener Oratorienvereinigung	Orchester des Wiener Konzertvereines	Drittes Symphonie-Konzert veranstaltet durch die Kunstgruppe des «Roten Kreuzes»	AWKh (DaWKh)
1919/2/17, 18, 21	GKH	Das Lied von der Erde	Zemlinsky, Alexander	Maiki, Georg (ten.), Duhan, Hans (bar.)	Wiener Tonkünstlerorchester		AWKh (DaWKh)
1919/2/20	GMV	4. Symphonie	Nedbal, Oskar	Foerstel, Gertrude(sop.)	Verein Wiener Tonkünstler-Orchester		AGMf
1919/2/28	GKH	2. Symphonie	Walter, Bruno	Foerstel, Gertrude (sop.), Kittel, Hermine (alt), Valker, Georg (org.), Wiener Oratorienvereinigung	Orchester des Wiener Konzertvereines	Drittes Symphonie-Konzert (Wiederholung) veranstaltet durch die Kunstgruppe des «Roten Kreuzes»	AWKh (DaWKh)
1919/3/3, 4	GMV GKH (3/4)	5. Symphonie	Walter, Bruno		Wiener Tonkünstler-Orchester	3/4: Fünftes Symphonie-Konzert (Wiederholung) veranstaltet durch die Kunstgruppe des «Roten Kreuzes»	AGMf. 3/4: AWKh (DaWKh).
1919/3/23	GMV	3. Symphonie	Weingartner, Felix	Kittel, Helenie, Frauenchor des Singvereines der Gesellschaft der Musikfreunde, Knabenchor des kath. Jünglingsvereines „Maria-Hilf“	Wiener Philharmoniker	1. Aufführung in den Phil. Konzerten	AGMf
1919/3/25	GMV	1. Symphonie	Nedbal, Oskar		Verein Wiener Tonkünstler-Orchester		AGMf
1919/4/2	GMV	2. Symphonie	Wagner, Hans	Lefler, Mina (sop.), Rutschka, Emilie (alt.), Die Wiener Oratorien-Vereinigung	Das Wiener Konzertvereines, Zwei Fernorchester		AGMf
1919/4/19	GKH	9. Symphonie	Friedl, Oskar		Orchester des Wiener Konzertvereines	Viertes Symphonie-Konzert (Öffentliche Hauptprobe) veranstaltet durch die Kunstgruppe des «Roten Kreuzes»	AWKh (DaWKh). AGMf.
1919/4/27	KMV	6. Symphonie (Bearbeitung für Klavier zu vier Händen: Alexander Zemlinsky)		Bachrich, Ernst (pf.), Steuermann, Eduard (pf.)			Szmolyan 1984: 102
1919/5/9	GKH	9. Symphonie	Friedl, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DaWKh)
1919/5/17	KKH	7. Symphonie (Bearbeitung für Klavier zu vier Händen: Alfredo Casella)		Steuermann, Eduard (pf.), Bachrich, Ernst (pf.)		Erster öffentlicher Propaganda-Abend	Szmolyan 1984: 103
1919/5/23	GMV	2. Symphonie	Walter, Bruno	Elizza, Elise (sop.), Kittel, Hermine (alt), Valker, Georg (org.), Die Wiener Oratorien-Vereinigung	Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf
1919/6/12	Operntheater	8. Symphonie	Schalk, Franz	Foerstel (sop.), Michasek (sop.), Kiurina (sop.), Kittel (alt), Bauer-Plecka (alt), Maiki (ten.), Krenn (ten.), Markhoff (bass), Der Singverein der Gesellschaft der Musikfreunde, Ein Kinderchor (200 Knaben und Mädchen)	Opernorchester	Zweihundzwanzigster Festauführung anläßt des 50. Jahr. Bestandes des Operntheaters	AGMf. MsÖNB

1919/7/1, 3, 5	GKH	2. Symphonie	Fried, Oskar	Foerstel, Gertrude (sop.), Kittel, Hermine (alt), Valker, Georg (org.), Arbeitergesangsvereine Gruppe Schoof, Chor des Wiener Volksbildungshauses, Wiener Oratorienvereinigung	Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte	AWKh (DaWKh), Seidl 1889; 192.
1919/7/4	GKH	4. Symphonie	Konrath, Anton	Gerhart, Maria (sop.)	Orchester des Wiener Konzertvereines	Vollstümliches Sinfonie-Konzert; «Von Bach bis Richard Strauss»	AWKh (DaWKh)
1919/9/20	GKH	9. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Drei Mahler-Abend; Erster Mahler-Abend	AWKh (DaWKh)
1919/10/11	GKH	6. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Erstes Orchesterkonzert des «Anbruch»	AWKh (DaWKh)
1919/11/9	GKH	4. Symphonie	Spörr, Martin	Schlesak, Custi (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Populäres Orchesterkonzert	AWKh (DaWKh)
1919/11/12	GKH	1. Symphonie	Löwe, Ferdinand		Wiener Sinfonie-Orchester	Symphoniekonzert	AWKh (DaWKh)
1919/11/16	GKH	4. Symphonie	Spörr, Martin	Kaulich, Elsa (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Populäres Orchesterkonzert	AWKh (DaWKh)
1919/11/29	GMV	3. Symphonie	Furtwängler, Wilhelm	Kittel, Hermine (alt); Frauenchor des Sängerbundes "Dreizehnlinden", Knabenchor des Direktors Dom. Jos. Peterfini.	Verein Wiener Tonkünstler-Orchester		AGMf
1919/12/6	GMV	1. Symphonie	Walter, Bruno		Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf
1920/12/20	EB	7. Symphonie (Bearbeitung für Klavier zu vier Händen: Alfredo Casella)		Steuermann, Eduard (pf.), Bachrich, Ernst (pf.)			Szmolyan 1984: 107
1920/1/2	KKH	6. Symphonie (Bearbeitung für Klavier zu vier Händen: Alexander Zemlinsky)		Bachrich, Ernst (pf.), Steuermann, Eduard (pf.)			Szmolyan 1984: 104
1920/1/30	GKH	5. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Drittes Orchesterkonzert des «Anbruch»	AWKh (DaWKh)
1920/3/5, 6, 7	GMV	7. Symphonie	Walter, Bruno		Sinfonieorchester (Tonkünstler-Konzertverein)	3/5: Generalprobe 3/6: Festsaufführung 3/7: Festsaufführung, Wiederholung	AGMf
1920/3/19, 23, 29, 4/6	GKH	Das Lied von der Erde	Fried, Oskar	Cahier, Charles (alt), Fischer-Niemann, Karl (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	4/6: Dritte Wiederholung.	AWKh (DaWKh)
1920/4/10	GMV	3. Symphonie	Furtwängler, Wilhelm	Kittel, Hermine (alt), Der Sängchor Dreizehnlinden, Knabenchor des Direktors Dom. Jos. Peterfini.	Verein Wiener Tonkünstler-Orchester	Wiederholung; (Gültig die Karten vom 7. Februar 1920)	AGMf
1920/5/19	GMV	4. Symphonie	Schalk, Franz	Mihacsek, Felice (sop.)	Sinfonieorchester (Konzertverein-Tonkünstler)	Arbeiter-Sinfoniekonzerte, Gustav Mahler-Feier	AVGA, Seidl 1889; 195.

1920/6/8	GKH	3. Symphonie	Furtwängler, Wilhelm	Kittel, Hermine (alt), Der Sängchor Dreizehnlinden, Marjahilfer Kunabenchor	Wiener Sinfonie-Orchester	Meisteraufführungen Wiener Musik / Veranstaltung von der Gemeinde Wien 26. Mai-13. Juni 1920	AWKh (DoWKh)
1920/9/24	GKH	2. Symphonie	Fried, Oskar	Sauermann, Charlotte (sop.), Kittel, Hermine (alt), Schütz, Franz (org.), Wiener Singakademie, Philharmonischer Chor	Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus I. Konzert	AWKh (DoWKh)
1920/9/28	GMV	1. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus II. Konzert	AWKhの1920/9/24のProgrammzettelの予定表より
1920/9/28	GMV	4. Symphonie	Fried, Oskar	Sauermann, Charlotte (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus II. Konzert	AWKhの1920/9/24のProgrammzettelの予定表より
1920/9/30, 10/3	GKH	3. Symphonie	Fried, Oskar	Reynolds-Schlossauer, Eleanor (alt), Wiener Singakademie, Philharmonischer Chor, Knabenchor des katholischen Junglingsvereines	Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus III. Konzert; Mitveranstaltet vom Komitee zur Förderung sinfonischer Musik in Wien	AWKh (DoWKh), 10/3はAWKhになし
1920/10/4	GMV	5. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus IV. Konzert	AGMf
1920/10/7	GKH	6. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus V. Konzert	AWKh (DoWKh)
1920/10/11	GMV	7. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus VI. Konzert	AGMf
1920/10/14, 15	GKH	Das Lied von der Erde	Fried, Oskar	Reynolds-Schlossauer, Eleanor (alt), Schubert, Richard (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	10/14: Öffentliche Generalprobe 10/15: Mahler-Zyklus VII	10/14: AWKh (DoWKh), 10/15: AWKhの1920/9/24のProgrammzettelの予定表より
1920/10/17	GMV	2. Symphonie	Fried, Oskar	Mihacsek, Felicie (sop.), Bauer-Pilecka, Olga (alt), Schütz, Franz (org.), Philharmonischer Chor, Singakademie	Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus	AWKh
1920/10/18	GMV	9. Symphonie	Fried, Oskar		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus VIII. Konzert	AGMf
1921/1/16	GKH	4. Symphonie	Spöhr, Martin	Schwoiser, Grete (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Volkstümliches Sinfoniekonzert	AWKh (DoWKh)
1921/1/10	KMV	4. Symphonie (Bearbeitung für Sopran und Kammerorchester: Erwin Stein)	Stein, Erwin	Stein, Erwin	Ein Kammerorchester		Szmolyan 1984: 107
1921/1/20, 23	KKH	4. Symphonie (Bearbeitung für Sopran und Kammerorchester: Erwin Stein)	Stein, Erwin	Stein, Erwin	Ein Kammerorchester	Zweites öffentliches Propagandakonzert	Szmolyan 1984: 107
1921/1/26	GMV	3. Symphonie	Schalk, Franz	Foerstel, Gertrude(sop.), Bauer-Pilecka, Olga(alt), Der Frauenchor des Singvereines der Gesellschaft der Musikfreunde, Der Knabenchor des Katholischen Junglingsvereines „Mariahilf“	Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf

1921/2/18	GMV	4. Symphonie	Walter, Bruno	Förstel, Gertrude (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1921/2/28	GKH	4. Symphonie	Löwe, Ferdinand	Mihacsek, Felice (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DaWKh). Vanderhoff 1978: 292 (P272/O).
1921/9/21, 22, 24, 28	GKH	8. Symphonie	Walter, Bruno	Foerstel, Gertrude (sop.), Leonard, Lotte (sop.), Philippi, Maria (alt), Reynolds-Schlosshauer, Eleanor (alt), Lußman, Adolf (ten), Duhan, Hans (bar.), Mayr, Richard (bass), Schütz, Franz (org.), Wiener Singakademie, Philharmonischer Chor, Wiener Oratorienvereinigung, Knabenchor des katholischen Jünglingsvereines, Kinderchor des Prof. Hans Wagner	Wiener Sinfonie-Orchester	9/21: Öffentliche Generalprobe. 9/24: Erste Wiederholung. 9/28: Zweite Wiederholung.	AWKh (DaWKh)
1921/9/29, 30	GMV	1. Symphonie	Furtwängler, Wilhelm		Verein Wiener Tonkünstler-Orchester		AGMf
1921/10/27, 28	GKH	Das Lied von der Erde	Schuricht, Carl	Cahier, Charles (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DaWKh)
1921/11/6	GKH	4. Symphonie	Spöhr, Martin	Rücker, Mia (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Volkstümliches Sinfonie-Konzert	AWKh (DaWKh)
1921/12/21	GKH	5. Symphonie	Pless, Hans		Wiener Sinfonie-Orchester	Drittes Orchesterkonzert	AGMf. AWKh (DaWKh).
1921/12/29, 30	GKH	Das Lied von der Erde	Fried, Oskar	Cahier, Charles (alt), Aagaard-Oestvig, Carl (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DaWKh)
1922/1/15	GKH	Das Lied von der Erde	Grevillius, Nils	Bittner, Emilie (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DaWKh)
1922/4/18, 21	GKH, GMV (4/21)	3. Symphonie	Gruber, Friedrich	Zanten, Ilse (alt), Wiener Singakademie, Philharmonischer Chor, Knabenchor des katholischen Jünglingsvereines [4/21: Zanten, Ilse (alt), Der Philharmonische Chor, Die Singakademie, Der Knabenchor des katholischen Jünglingsvereines „Mariähilf“]	Wiener Sinfonie-Orchester	4/21: Volkstümliche Wiederholung	AWKh (DaWKh). 4/21: AGMf.
1922/5/1, 8	GMV	1. Symphonie	Grevillius, Nils		Wiener Sinfonie-Orchester	Gustav Mahler-Abend	AGMf
1922/5/10, 11	GKH	2. Symphonie	Walter, Bruno	Foerstel, Gertrude (sop.), Olszeweska, Maria(alt), Georg Valker, Georg (org.), Wiener Singakademie, Philharmonischer Chor	Wiener Sinfonie-Orchester	Dritter Veranstalter: KD Symphonia	AWKh (DaWKh)
1922/5/27, 29	GKH	3. Symphonie	Webern, Anton	Bittner, Emilie (alt), Philharmonischer Chor, Peterlinischer Knabenchor	Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte, Gustav Mahler-Feier.	AWKh (DaWKh). Seidl 1989: 199.
1922/9/24, 25	GKH	3. Symphonie	Fried, Oskar	Steffensen, Ingeborg (alt), Evangelischer Singverein, Urania-Chor, Knabenchor des katholischen Jünglingsvereines	Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DaWKh)
1922/9/26, 27, 30, 10/1	GKH	Das Lied von der Erde	Kienau, Paul von	Steffensen, Ingeborg (alt), Günther, Carl (ten.), 10/1: Bittner, Emilie (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DaWKh). AWKhに#9/26, 27, 10/1のみ



1922/10/21, 22	GMV	3. Symphonie	Walter, Bruno	Kittel, Hermine(alt), Der Philharmonische Chor, Der Knabenchor des katholischen Jünglingsvereines „Mariahilf“	Wiener Sinfonie-Orchester	10/22. Wiederholung	AGMf
1922/11/10, 12	GKH, GMV (11/12)	1. Symphonie	Horenstein, Jascha		Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte. Konzert zur Feier der Republik und zum Andenken Viktor Adlers/Arbeiter-Sinfonie-Konzerte. 18. Jahr. Dieses Konzert gilt sowohl der Feier der Republik als auch dem Andenken Viktor Adlers (gestorben am 11. November 1919); 11/12. Konzert zur Feier der Republik und zum Andenken Viktor Adlers	AGMf. AWKh (DaWKh). Seidl 1889: 200.
1922/11/18, 19	GMV, GKH (11/19)	Das Lied von der Erde	Walter, Bruno	Willer, Luise (alt), Aagaard-Oestvig, Karl (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf; 11/19. AWKh (DaWKh).
1923/1/26	GMV	7. Symphonie	Pless, Hans		Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf
1923/2/25	GKH	4. Symphonie	Nilius, Rudolf	Perkins, Magjorie (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vollständliches Sinfonie-Konzert	AWKh (DaWKh)
1923/3/25	Operntheater	Das Lied von der Erde	Schalk, Franz	Anday, Rosette (alt), Richard, Schubert (ten.)	Wiener Philharmoniker		MsÖNb. Stefan 1923: 5.
1923/4/10, 11	GKH	5. Symphonie	Löwe, Ferdinand		Wiener Sinfonie-Orchester	4/10: Öffentliche Generalprobe. 4/11: Abonnementskonzerte Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DaWKh)
1923/4/22	GMV	4. Symphonie	Konrath, Anton	Hüni-Mihacsek, Felice (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vollständliches Sinfonie-Konzert	AGMf
1923/5/13	GMV	2. Symphonie	Walter, Bruno	Foerstel-Links, Gertrude (sop.), Bittner, Luise (alt), Der Philharmonische Chor, Der Kaufmännische Gesangsverein	Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf
1923/9/18, 19	GKH	Das Lied von der Erde	Krauss, Clemens	Paalen, Bella (alt), Kraus, Fritz (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DaWKh)
1923/9/30	GKH	4. Symphonie	Nilius, Rudolf	Lefler, Mina (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DaWKh)
1923/10/11	GKH	4. Symphonie	Spörr, Martin	Lefler, Mina (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Erstes Sinfoniekonzert	AWKh (DaWKh)
1923/11/9	GMV	5. Symphonie	Walter, Bruno		Wiener Sinfonie-Orchester	Gustav Mahler-Zyklus 1. Konzert	AGMf
1924/1/19, 20	GMV	Das Lied von der Erde	Stedry, Fritz	Bittner, Emil (alt), Szekehlidy, Franz (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte	AGMf. Seidl 1889: 204.
1924/1/26	GMV	4. Symphonie	Waller, F.	nicht verzeichnet (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf

1924/2/14, 15	GMV	7. Symphonie	Krauss, Clemens			Wiener Sinfonie-Orchester	AGMF
1924/2/23	GMV	9. Symphonie	Stein, Erwin			Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf. Brezinka 2005: 245.
1924/2/24	GMV	3. Symphonie	Furtwängler, Wilhelm	Anday, Rosette (alt.), Der Frauenchor des Singverein der Gesellschaft der Musikfreunde, Der peterinische Knabenchor		Wiener Philharmoniker	AGMf
1924/4/4	GMV	4. Symphonie	Knappebusch, Hans	Hüni-Mihacsek, Felice (sop.)		Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1924/4/26	GMV	4. Symphonie	Spörr, Martin	Hellestgruber, Luise (sop.)		Das verstärkte Symphonie-Orchester	AGMf
1924/5/4	GKH	Das Lied von der Erde	Stiedry, Fritz	Paalen, Bella (alt.), Aagaard-Oestvig, Karl (ten.)		Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DbWKh)
1924/10/12	Operntheater	10. Symphonie (Die Bearbeitung von Ernst Kronek)	Schalk, Franz			[Opernorchester]	MsÖNb. Rothkam 2002: 209.
1924/10/12	Operntheater	4. Symphonie	Schalk, Franz	Hüni-Mihacsek, Felice (sop.)		[Opernorchester]	MsÖNb. Rothkam 2002: 209.
1924/10/19	GKH	4. Symphonie	Nilius, Rudolf	Stransky, Josefina (sop.)		Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DbWKh)
1924/12/8	GKH	2. Symphonie	Zuckerkindl, Viktor	Mihacsek, Felice (sop.), Kittel, Hermine (alt.), Schütz, Franz (org.), Philharmonischer Chor		Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DbWKh). Seidl 1989: 206.
1925/1/8, 9	GMV	Das Lied von der Erde	Krauss, Clemens	Anday, Rosette (alt.), Hofer, Laurenz (ten.)		Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1925/1/10, 11, 24	GMV	10. Symphonie (Die Bearbeitung von Ernst Kronek)	Schalk, Franz			Wiener Philharmoniker	AGMf
1925/1/15	GMV	1. Symphonie	Unger, Heinz			nicht verzeichnet	AGMf
1925/2/5, 6	GMV	2. Symphonie	Krauss, Clemens	Musi, Klara (sop.), Kittel, Hermine (alt.), Schütz, Franz (org.), Brucknerchor		Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1925/3/1	GMV	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Anday, Rosette (alt.), Hofer, Laurenz (ten.)		Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1925/3/19, 26	GMV	2. Symphonie	Stiedry, Fritz	Förstel, Gertrude, Bittner, Emilie (alt.), Gemischter Chor des Gesangsvereines österreichischer Eisenbahnbeamten		Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf

1925/3/21, 22	GKH	Das Lied von der Erde	Fried, Oskar	Schwarz, Käte (alt), Szekelyhidy, Franz von (ten)	Wiener Sinfonie-Orchester	3/21: Voraufführung	AWKh (DoWKh)
1925/3/22	GMV	4. Symphonie	Konrath, Anton	Schumann, Elisabeth (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vollständliches Sinfonie Konzert	AGMf
1925/5/2, 3	GMV	3. Symphonie	Walter, Bruno	Olczewska, Marie (alt), Frauenchor des Philharmonischen Chores, Der Knabenchor des Direktor Peterfihni	Wiener Sinfonie-Orchester		AGMf
1925/7/18	Burggarten	4. Symphonie	Spörr, Martin	Kotycza, Anny (sop.)	[Wiener Sinfonie-Orchester]		Vondenhoff 1978: 293 (P300/O)
1925/10/15	GMV	1. Symphonie	Krauss, Clemens		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus, I. Ordentliches Konzert	AGMf
1925/10/15	GMV	4. Symphonie	Krauss, Clemens	Leuer-Kurina, Berta (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus, I. Ordentliches Konzert	AGMf
1925/11/5, 6	GMV	2. Symphonie	Krauss, Clemens	Helltsgruber, Luise (sop.), Anday, Rosette (alt), Schütz, Franz (org.), Sängerbund "Dreizehnlinden"	Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus, II. Ordentliches Konzert	AGMf
1925/11/17, 18	GKH	4. Symphonie	Fock, Dirk	Stransky, Josefina (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	11/17: Öffentliche Generalprobe 11/18: Sinfonie-Konzerte (Mittwoch-Zyklus)	AWKh (DoWKh)
1925/11/19, 20	GMV	Das Lied von der Erde	Knappertsbusch, Hans	Anday, Rosette (alt), Hofer, Laurenz (ten)	Wiener Sinfonie-Orchester	I. Ausserordentliches Konzert	AGMf
1925/12/3	GMV	3. Symphonie	Krauss, Clemens	Kittel, Hermine (alt), Frauenchor des Sängerbundes "Dreizehnlinden", Knabenchor des Direktor Peterfihni	Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus / III. Ordentliches Konzert	AGMf
1925/12/27	GMV	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Paalen, Bella (alt), Hofer, Laurenz (ten)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vollständliches Sinfonie-Konzert	AGMf
1926/1/14	GMV	5. Symphonie	Krauss, Clemens		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus / IV. Ordentliches Konzert / I. Aufführung in diesen Konzerten	AGMf
1926/1/16, 17	GMV	1. Symphonie	Weingartner, Felix		Wiener Philharmoniker	1/16: Öffentliche Generalprobe 1/17: Philharmonische Konzerte / VI. Abonnement-Konzert	AGMf
1926/1/24	GKH	Adagietto (5. Symphonie)	Nilius, Rudolf		Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DoWKh)
1926/1/24	GKH	4. Symphonie	Nilius, Rudolf	Ofner, Lotte (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DoWKh)
1926/2/4	GMV	6. Symphonie	Krauss, Clemens		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus / V. Ordentliches Konzert / I. Aufführung in diesen Konzerten	AGMf

1926/2/13, 14	GMV	10. Symphonie (Die Bearbeitung von Alexander Zemlinsky)	Zemlinsky, Alexander		Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte	AGMf. Seidl 1989: 209.
1926/3/4	GMV	7. Symphonie	Krauss, Clemens		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus / VI. Ordentliches Konzert	AGMf
1926/4/8	GMV	9. Symphonie	Heger, Robert		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus / VII. Ordentliches Konzert	AGMf
1926/4/18, 19	GKH	8. Symphonie	Webern, Anton	Gerhart, Maria (sop.), Feller, Sylvia (sop.), Bittner, Emilie(alt), Schmeidel-Braun, Jella (alt), Eisenberg, Oskar (ten.), Klein, Max (bar.) Schütz, Franz (org.), Singverein der Kunststelle, Kinderchor der Freien Schule – Kinderfreunde II und der Bürgerschule Neumayergasse	Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte, 200. Arbeiter-Sinfoniekonzert / Konzertprogramm mit Statistik	KuV 1926 (3): 10-16. AWKh (DbWKh) . Seidl 1989: 210.
1926/5/13	GMV	10. Symphonie (Die Bearbeitung von Alexander Zemlinsky)	Krauss, Clemens		Wiener Sinfonie-Orchester	Mahler-Zyklus / VIII. Ordentliches Konzert	AGMf. Stefan 1926: 7.
1926/10/31	GKH	Das Lied von der Erde	Nilius, Rudolf	Basilides, Maria von (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DbWKh)
1927/1/16	GKH	4. Symphonie	Nilius, Rudolf	Stransky, Josefine (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DbWKh)
1927/2/20	GMV	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Paalen, Bella (alt), Prens, Arthur (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vokstämmliches Sinfonie-Konzert	AGMf
1927/10/1, 3, 4	GMV	Das Lied von der Erde	Nilius, Rudolf	Anday, Rosette (alt), Topitz, Anton Maria (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	10/1, 3. Die öffentliche Hauptprobe (Jugendkonzert) 10/4: Wiener Oratorienvereinigung	AGMf
1927/10/13	GMV	2. Symphonie	Nilius, Rudolf	Herfingler, Růžena (sop.), Braun-Fernwald, Jella (alt), Dostal, Victor (org.), Wiener Oratorienvereinigung	Wiener Sinfonie-Orchester	I. Ordentliches Konzert	AGMf
1927/10/30	GMV	4. Symphonie	Manzer, Robert	Manzer, Martha (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vokstämmliches Sinfonie-Konzert	AGMf
1927/11/20	GKH	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Basilides, Maria von (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DbWKh)
1927/12/4	GMV	4. Symphonie	Kleiber, Erich	Gerhart, Marie (sop.)	Wiener Philharmoniker	Außerordentliches Konzert	AGMf
1928/1/8	GMV	1. Symphonie	Walter, Bruno		Wiener Philharmoniker		AGMf
1928/1/26, 27, 30	GKH	8. Symphonie	Klennau, Paul von	Jungbauer, Jenny (sop.), Heiletsgruber, Luise (sop.), Bittner, Emilie (alt), Braun-Fernwald, Jella (alt), Topitz, Anton Maria (ten.), Kremm, Fritz (bar.), Manowarda, Joseph von (bass), Schütz, Franz (org.), Wiener Singakademie, Gesangsverein der österreichischen Bundesbeamten, Wiener Kaufmännischer Gesangsverein, Wiener Bruckner Chor, Kinderchor Bezirksverband Wieden, Kinderchor «Kinderfreunde»	Wiener Sinfonie-Orchester	1/26: Öffentliche Generalprobe 1/27: Chor-Konzerte 1/30: II. Aufführung	1/26, 27: AWKh (DbWKh). Vondenhoff 1978: 293 (P2016/O). 1/30: AWKh (DbWKh).

1928/1/28	GMV	Das Lied von der Erde	Pollak, Egon	Anday, Rosette (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	I. Außerordentliches Konzert	AGMF
1928/3/17	Operntheater	2. Symphonie	Schalk, Franz	Hellstgruber, Luise (oder Angerer) (sop.), Anday, Rosette (alt), Staatsopern-Chor	Wiener Philharmoniker	Erinnerungsfeier an Gustav Mahler	MsÖNb. vgl. Scheit and Svoboda 2002: 44-45.
1928/5/9	GMV	4. Symphonie	Lehnert, Julius	Elström-Pkulell, Frida (sop.)	Orchesterverein der Gesellschaft der Musikfreunde	II. Konzert des Orchestervereines der Gesellschaft der Musikfreunde	AGMF. Schubert 2009: Anhang 42.
1928/5/30	GKH	9. Symphonie	Talich, Vaclav		Tschechische Philharmonie		AWKh (DoWKh)
1928/9/25, 26	GKH	Das Lied von der Erde	Schalk, Franz	Cahier, Charles (alt), Kalenberg, Josef (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	9/25: Öffentliche Generalprobe	AWKh (DoWKh)
1928/10/2, 4	GMV	2. Symphonie	Nilius, Rudolf	Helsing-Herbst, Hedwig (sop.), Anday, Rosette (alt), Dostal, Victor (org.), Wiener Oratorien-Vereinigung	Wiener Sinfonie-Orchester	10/2: Jugend-Veranstaltung; Wiener Oratorien-Vereinigung	AGMF
1928/11/6	GMV	9. Symphonie	Heger, Robert		Wiener Sinfonie-Orchester	Zweites Symphonie-Konzert	AGMF
1928/11/11, 12	GMV	2. Symphonie	Stein, Erwin	Bittner, Emilie (alt), Singverein der Kunststelle; Freie Typographia	Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte, Republikfeier	KuV 1928 (3): 61-65. Seidl 1989: 215
1928/12/5	GKH	4. Symphonie	Konrath, Anton	Hellstgruber, Luise (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AWKh (DoWKh)
1928/12/30	GMV	Das Lied von der Erde	Nilius, Rudolf	Anday, Rosette (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vokstümliches Sinfonie-Konzert	AGMF
1929/1/6	GKH	Adagietto (5. Symphonie)	Konrath, Anton		Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DoWKh)
1929/1/20	GMV	1. Symphonie	Szapak, Adam		Wiener Sinfonie-Orchester	Vokstümliches Sinfonie-Konzert	AGMF
1929/1/24	GMV	2. Symphonie	Rosenstock, Josef	Anday, Rosette (alt), Musil, Klara (sop.), Schütz, Franz (org.), Sängerbund "Dreizehnlinden"	Wiener Sinfonie-Orchester	V. Abonnementkonzert	AGMF
1929/2/16, 17	GMV	1. Symphonie	Furtwängler, Wilhelm		Wiener Philharmoniker	2/16: Öffentliche Generalprobe 2/17: Philharmonisches Konzert / V. Abonnementkonzert	AGMF
1929/2/17	GKH	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Basilides, Maria von (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DoWKh)
1929/2/24	GMV	4. Symphonie	Katay, Julius	Fuchs-Fayer, Rose (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vokstümliches Sinfonie-Konzert	AGMF

1929/4/1	GMV	Das Lied von der Erde	Christoph, Theodor	Paalen, Bella (alt), Kalenberg, Josef (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Vokstämmliches Sinfonie-Konzert	AGMF
1929/4/7, 14	GKH	2. Symphonie	Webern, Anton	Herlinger, Ruzena (sop.), Braun-Fernwald, Jella (alt), Kranz, Erhard (org.), Gesangsverein «Freie Typographia», Singverein der Kunststelle	Wiener Sinfonie-Orchester	《Chorkonzert》	AWKh (DaWKh)
1929/10/15, 16	GKH	5. Symphonie	Reichwein, Leopold		Wiener Sinfonie-Orchester	10/15: Jugendkonzert 10/16: Sinfonie-Konzerte (Mittwoch-Zyklus)	AWKh (DaWKh)
1929/10/28, 28	GMV	Das Lied von der Erde	Walter, Bruno	Anday, Rosette (alt), Patzak, Julius (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	II. Abonnement-Konzert	AGMF
1929/11/10,11	GMV	1. Symphonie	Webern, Anton		Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte, Republikfeier	KuV 1929 (3): 77-79. Seidl 1889: 217.
1929/12/29	GMV	Das Lied von der Erde	Stein, Erwin	Szantho, Enid (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Populäres Konzert	AGMF vgl. Brozinka 2005: 244 Anm.795
1930/1/21	GMV	1. Symphonie	Kabasta, Oswald		Wiener Sinfonie-Orchester	Viertes Orchester-Symphonie-Konzert	AGMF
1930/3/6	GMV	3. Symphonie	Abendroth, Hermann	Szantho, Enid (alt), Frauanchor des Sängerbundes "Dreizehnlinden", Wiener Sängerknaben	Wiener Sinfonie-Orchester	VII. Abonnement-Konzert	AGMF
1930/3/16	GKH	Adagio (5. Symphonie)	Konrath, Anton		Wiener Sinfonie-Orchester	Sonntags-Sinfonie-Konzert	AWKh (DaWKh)
1930/5/8	GMV	1. Symphonie	Nilius, Rudolf		nicht verzeichnet	Orchesterkonzert	AGMF
1930/6/5	GKH	2. Symphonie	Walter, Bruno	Helletsgruber, Luise (sop.), Szanthe, Enid (alt), Schütz, Franz (org.), Wiener Singakademie	Wiener Philharmoniker	Im Rahmen der Wiener Festwochen 1930; Zweites Außerordentliches Konzert der Wiener Philharmoniker	AWKh (DaWKh)
1930/10/17	GKH	Das Lied von der Erde	Nilius, Rudolf	Braun-Fernwald, Jella (alt), Topitz, Anton Maria (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	Jugendkonzert	AWKh (DaWKh)
1930/10/21, 22	GKH	6. Symphonie	Reichwein, Leopold		Wiener Sinfonie-Orchester	10/21: Jugendkonzert 10/22: Sinfonie-Konzerte (Mittwoch-Zyklus)	AWKh (DaWKh)
1930/11/24	GMV	2. Symphonie	Walter, Bruno	Helletsgruber, Luise (sop.), Szanthe, Enid (alt), Schütz, Franz (org.), Sängerbund "Dreizehnlinden"	Wiener Sinfonie-Orchester	III. Abonnement-Konzert	AGMF
1930/12/13, 14	GMV	7. Symphonie	Krauss, Clemens		Wiener Philharmoniker	12/13: Öffentliche Generalprobe 12/14: Philharmonische Konzerte / IV. Abonnement-Konzert/ 開演は12:30.	AGMF

1930/12/14	GMV	6. Symphonie	Webern, Anton	Wiener Sinfonie-Orchester	Wiener Sinfonie-Orchester	AYGA, Seidl 1989: 219, Vondenhoff 1978: 293.
1931/3/1	GKH	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Basilides, Maria von (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DoWKh)
1931/3/29	GKH	2. Symphonie	Konrath, Anton	Aenne Michalsky, Aenne (sop.), Heaz-Delmar, Rozsi (alt), Schütz, Franz (org.), Wiener Singakademie	Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DoWKh)
1931/11/8	GMV	4. Symphonie	Gottesmann, Hugo	Dery, Maria (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1931/11/11	GMV	8. Symphonie	Heger, Robert	Singverein der Gesellschaft der Musikfreunde	Wiener Sinfonie-Orchester	Lafite 1937: 106
1931/11/29	GKH	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Drummer, Irma (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DoWKh)
1931/11/30	GMV	5. Symphonie	Walter, Bruno		Wiener Symphoniker	AGMf
1931/12/12, 13	GMV	3. Symphonie	Krauss, Clemens	Szántho, Enid (alt), Ein Damenchor der Wiener Staatsoper, Die Sängerknaben der ehemaligen Hofmusikappelle	Wiener Philharmoniker	AGMf
1932/1/15	GMV	2. Symphonie	Nilius, Rudolf	Gerhart, Maria (sop.), Szántho, Enid (alt), Lafite, Carl (org.), Wiener Lehre-a-cappella-Chor, Wiener Oratorienvereinigung Chor	Orchester des Neuen Wiener Konservatorium	AGMf
1932/1/22	GKH	1. Symphonie	Konrath, Anton		Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (AWKh)には 広告のみ。
1932/3/13	GMV	Das Lied von der Erde	Gottesmann, Hugo	Rünger, Gertrude (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1932/3/29	GMV	1. Symphonie	Heger, Robert		Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1932/4/21	GMV	4. Symphonie	Kabasta, Oswald	Helletsgruber, Luise (sop.)	Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf
1932/6/21	GMV	2. Symphonie	Webern, Anton	Herlinger, Ruzena (sop.), Szántho, Enid (alt), Singverein der Kunststelle, Freie Typographia	Wiener Sinfonie-Orchester	AGMf, Seidl 1989: 221, Vondenhoff 1978: 293.
1932/10/23	GKH	Das Lied von der Erde	Konrath, Anton	Anday, Rosette (alt), Maikl, Georg (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester	AWKh (DoWKh)

1932/11/26	GMV	5. Symphonie	Webern, Anton		Wiener Sinfonie-Orchester	Arbeiter-Sinfoniekonzerte	AGMF Seidl 1989: 222.
1933/1/7, 8	GMV	6. Symphonie	Krauss, Clemens		Wiener Philharmoniker	1/7: Öffentliche Generalprobe 1/8: Philharmonische Konzerte / 4. Abonnement-Konzert	AGMF
1933/1/10	GMV	Das Lied von der Erde	Kabasta, Oswald	Rünger, Gertrude (alt), Fischer, Adolf (ten.)	Wiener Sinfonie-Orchester		AGMF
1933/1/31	GKH	Adagio (10. Symphonie)	Scherchen, Hermann		Wiener Orchesterstudio	Zweites Sinfoniekonzert: Zu diesem Konzert wurden keine Freikarten ausgegeben	AWKh (DaWKh)
1933/3/19	GMV	Adagietto (5. Symphonie)	Binkau, Guido		Wiener Sinfonie-Orchester	Volkstümliches Nachmittags-Konzert	AGMF
1933/4/8, 9	GMV	1. Symphonie	Walter, Bruno		Wiener Philharmoniker	4/8: Öffentliche Generalprobe. 4/9: Philharmonische Konzerte / Auß erordentliches Konzert	AGMF
1933/4/11, 12	GKH	8. Symphonie	Walter, Bruno	Cebotari, Maria (sop.), Rokyta, Erika (sop.), Szanthe, Enid (alt), Braun-Fernwald, Jella (alt), Pataky, Koloman von (ten.), Jeger, Alfred (bar.), List, Emanuel (bass), Schütz, Franz (org.), Wiener Singakademie, Wiener Oratorienvereinigung, Wiener Bruckner Chor, Wiener Kaufmännischer Gesangverein, Gesangverein österreichischer Eisenbahner, Wiener Lehrer-a cappella-Chor, Wiener Sängerknaben	Wiener Sinfonie-Orchester	Festkonzert anlässlich des 75-jährigen Bestehens der Wiener Singakademie	AWKh (DaWKh)
1933/5/9	KMV	Adagietto (5. Symphonie)	Stein, Erwin		Wiener Konzertorchester	Gedächtnis-Feier anlässlich der ersten Wiederkehr des Todestag von Emil Hertzka	AGMF
1933/11/16, 26	GMV	Das Lied von der Erde	Zemlinsky, Alexander	Szanthe, Enid (alt), Tokatyan, Armand (ten.)	Wiener Konzertorchester	11/26: Wiederholung	AGMF

1918/11/12(オーストリア共和国成立)から1934/2/12まで(社会民主党の活動停止措置)

略記

EB: Saal des Klubs österreichischer Eisenbahnbeamter

GKH: Großer Konzerthausaal

GMV: Großer Musikvereinsaal

KKH: Kleiner Konzerthausaal (=Schubert-Saal)

KMV: Kleiner Musikvereinsaal (=Brahms-Saal)

KV: Festsaal des Kaufmännischen Vereins

DaWKh: Datenbank des Wiener Konzerthauses: <http://konzerthaus.at/archiv/datenbanksuche/> [2010/09/21]

AWKh: Archiv des Wiener Konzerthauses

AGMF: Archiv der Gesellschaft der Musikfreunde in Wien

MsÖNb: Musiksammlung der Österreichischen Nationalbibliothek

AVGA: Archiv des Verein für Geschichte der Arbeiterbewegung Wien

KuV: *Kunst und Volk*



# 大栗裕と民俗仏教

## —《交響管弦楽のための組曲「雲水讃」》の成立と改訂—

白石 知 雄

### 0. はじめに

《交響管弦楽のための組曲「雲水讃」》<sup>(1)</sup>（以下、《雲水讃》と略記する）は、大栗裕（1918-1982年）の管弦楽作品のなかで、少なくとも生前は、彼の出世作《大阪俗謡による幻想曲》（1956年初演）に次いで演奏回数が多かった。朝比奈隆がしばしばヨーロッパで指揮したからである。<sup>(2)</sup>だが、その成立経緯には不明な点がいくつかある。まず、曲名と題材の関係がはっきりしない。「雲水讃」、すなわち、禅の修行僧を讃える、という標題は、素直に受け取れば禅との関連を期待させるが、実際にこの曲で用いられているのは、西国巡礼御詠歌と、京都の六斎念仏である。観音信仰の巡礼歌や、阿弥陀信仰の念仏踊りから派生したとされる芸能に取材した作品が、どうして禅と結びつくのか？

しかも、速筆で多忙だった大栗裕には珍しいことだが、この作品は、第16回文部省芸術祭参加作品<sup>(3)</sup>として朝日放送ラジオで初演されてから（1961年11月27日）<sup>(4)</sup>、1964年1月に総譜を確定する（後述）までの3年間に、少なくとも2度改訂された。大栗裕は、《雲水讃》を演奏会初演した大阪フィルハーモニー交響楽団第15回定期演奏会（1962年1月12日）<sup>(5)</sup>のプログラムのなかで、「自作について」として曲の成り立ちを次のように説明している。

直接的には朝日放送の伊藤プロデューサーから京都に残る六斎[ママ]念仏を主題として何かオーケストラ曲を書かないかということをいわれたのに始まった。六斎念仏の評判は以前から聞いていたので、素材としては申し分なかったけれども、扱、仕事にとりかかると意外にも事の困難さにタジログこと屢々であった。それでも何とか書き上げたものの「芸術祭参加作品」として放送されたのを聞くとやはり私自身色々と不満も残った。

幸い今度大阪フィルの定期演奏会で朝比奈先生がこの曲をとり上げていただくことになり引き続いてローマ、ライブチヒ、ドレスデン、ハンブルグ等で演奏して下さる事に成ったので構成上の改訂を加えたプログラムにベートーベン、チャイコフスキーと一緒に並ぶ光栄さに喜ぶよりも、私の曲の拙さに私自身世をはかなんで現世を逃避するようなことにならなければ良いかと考えている。（大栗 1962）

作曲者は、創作中に「事の困難さにタジログこと屢々であった」と書いているが、改訂はこのとき一度で済まず、「事の困難」の決着は2年後まで持ち越される。

現在、この作品については、自筆総譜のほかに、放送初演番組を含む複数の録音とパート譜、そして作曲時に参照されたと思われる資料録音が見つかっている。ここでは、この作品を本格的に検討するための準備作業として、ひとまず成立・改訂経緯を整理する。

なお、この研究では、総譜・パート譜とともに、各種録音資料が、作品の改訂経緯を解明する有力な手掛かりになった。20世紀以後、音楽家は、放送・レコードなど新しい情報メディアで音楽活動を展開し、個人でも録音機材を駆使するようになった。音楽作品の成立史研究も、もはや紙の資料だけに頼るわけにはいかない。本稿には、20世紀音楽の研究がメディア横断的にならざるを得ないことを示す実例としての意義が多少はあるかもしれない。

## 1. 自筆総譜と録音資料にみる改訂の概要

### (1) 1964年の自筆総譜の概要

大阪音楽大学附属図書館大栗文庫（以下、大栗文庫と呼ぶ）にA-027の整理番号で保管されている手書き総譜が、この作品の現存する唯一の自筆資料である。鉛筆で書かれた全2楽章の総譜には、大栗裕の筆跡による譜面のほかに、複数の筆跡で、指揮者の覚え書きと思われる書き込みがあり、この総譜は実際の演奏で使用されたと考えられる。「ABC 朝日放送」のロゴマークの入った24段五線紙の第1から42頁が第1楽章、第43から96頁が第2楽章で、厚紙の表紙と裏表紙が付けられている。ノンブルはない。

表紙と第1頁の記載は「交響管絃楽のための組曲[/] “雲水讃” [/]大栗裕作曲[/]1961. NOV.」（改行箇所をスラッシュ[/]を挿入した、以下同様）。一方、第1楽章の曲末（第42頁）に「1961. 10. 23 Am2. 25」、第2楽章の曲頭（第45頁）に「1964. Jan」、曲末（第96頁）に「Ende[/]1964. Jan」と手書きの記入がある。表紙の1961年11月は放送で初演された稿の完成時期、第2楽章の1964年1月は、改訂を経て現存する総譜が確定した時期を指すと思われる。以下、本稿ではこの総譜を「1964年総譜」と呼ぶことにする。

第1楽章は、4分の4拍子32小節で採譜された御詠歌をゆったりしたテンポ（Lento）で4回繰り返す。（以下、小節番号をT.1等と略記する。）

前奏	(T. 1-3)	Lento 4分の4拍子	
御詠歌 1	(T. 4-34)	Vn, Va	(pp)
[T. 35-69 は削除]			
間奏 1	(70-73)		
御詠歌 2	(T. 74-105)	Vn, Va, Vc	(mf)
間奏 2	(T. 106-108)		
御詠歌 3	(T. 109-140)	Fl, Ob, Cl, Fg, Hr, Vn, Va	(ff)
間奏 3	(T. 141-147)		
御詠歌 4	(T. 148-179)	Fl, Cl	(mp)
後奏	(T. 180-183)		

旋律を受け持つ楽器と強弱（括弧内の pp、ff 等）の変化は、巡礼の歌が遠くから徐々に接近して（御詠歌 1→2→3）、再び遠ざかる効果（御詠歌 4）を狙ったと思われる。

第2楽章は、打楽器のリズムを強調した快速な (Allegro molto) リフレイン主題 ( $\alpha$ ) の合間に2つのエピソード ( $\beta$ 、 $\gamma$ ) が挿入されるロンド風の構成 ( $\alpha \beta \alpha \gamma \alpha$ ) であり、最後に速度を落とし、まったく新しい素材 (X) が出現してコーダの役割を果たす。

$\alpha$	(T. 1-76)	リフレイン主題、Allegro molto、4分の2拍子
$\beta$	(T. 77-140)	第1エピソード、Poco più mosso
$\alpha$	(T. 141-178)	リフレイン主題、Tempo I
$\gamma$	(T. 179-262)	第2エピソード
[T. 263-307 は削除]		
$\alpha$	(T. 308-349)	リフレイン主題 (Tempo I)
X	(T. 350-363)	コーダ、Andante、4分の4拍子

なお、この総譜には、計2箇所「Cut」と指定された箇所がある。上記一覧では中括弧[ ]で表示した。第1楽章の T. 35-69 は、御詠歌 1 回分に相当するが、放送初演以来、この箇所を演奏した例はなく、現存するパート譜でも省略されている。おそらく初演前の段階で削除されたと思われる。第2楽章の T. 263-307 は、Xと記号化した T. 350 以下と同じ素材だが、削除の経緯は(2)以下で検討する。

## (2) 1961年の放送初演の概要

筆者は、2007年に大阪フィルハーモニー交響楽団が創立60周年を記念して貴志康一、大栗裕、松下眞一の作品を特集した「関西の作曲家によるコンサート」の曲目解説を依頼された際（白石 2007）、同楽団が《雲水讃》の2種類の録音を所蔵していることを知り、今回その内容を詳細に確認する機会を得た。そのひとつが、1961年11月27日のこの作品の放送初演の録音である（以下これを録音①とする、放送日等は注(4)参照）。冒頭と最後のアナウンサーによるナレーションを含めた収録時間は約25分。冒頭のナレーションに、「この組曲は3つの小品からできており、その素材を京都の吉祥院、西賀茂西方寺で取材したものです」（下線は引用者）という説明がある。<sup>6)</sup>放送初演の段階では、この作品は現行総譜の全2楽章ではなく「3つの小品」、すなわち全3楽章だった。1964年総譜の第1楽章の前に、1961年の放送初演では、もうひとつ、いわば「原冒頭楽章」とでも言うべき楽章があった。

この「原冒頭楽章」、放送初演時の第1楽章の録音を聴くと、曲が1964年総譜の第2楽章のコーダに出現したのと同じ旋律(X)で始まっていることがわかる。緩やかなテンポの旋律が一種のガイド役になって、よりテンポの速い2つのエピソードを導く(X-a-X-b-X)。リフレイン主題とエピソードのテンポがはっきり異なるので、ロンドには聞こえない。ちょうどムソルグスキー《展覧会の絵》で、展示品をプロムナードがつなぐのに似た構成と言えるかもしれない。楽譜が現存しないので、かわりに曲の開始からの時間（「分:秒」の形式で表示）を添えて、この楽章の構成をまとめると、次のようになる。

X (00:00-03:58)	リフレイン主題
a (03:59-05:33)	第1エピソード
X (05:34-06:04)	リフレイン主題
b (06:05-08:55)	第2エピソード
X (08:56-09:56)	リフレイン主題

御詠歌を用いた中間楽章は、録音を聴く限り1964年総譜の第1楽章と同じである。

そして最終楽章は、1964年総譜第2楽章のT. 1-349と一致している。1964年総譜のT. 263-307に指定されていた「Cut」は放送初演の段階ではまだなされていなかったらしく、この部分も省略なく演奏されている。そして録音はT. 349でプツリ切れたように終わってしまう。1964年総譜のT. 350以下は改訂時に付け加えられたようだ。1961年の放送初演の録音は、最終楽章がAndante maestosoにテンポを落として第1楽章の旋律Xを回想したあとで(T. 263-307)、Allegroのリフレイン主題へ復帰して終わる。1964年総譜は、この回想風の減速(T. 263-307)を削除して、その代わりに楽章の最後に、同じ旋律素材によるコーダ(T. 350-363)を置いたわけである。

1961年段階の最終楽章： $\alpha \beta \alpha \gamma X \alpha$

1964年段階の最終楽章： $\alpha \beta \alpha \gamma \alpha X$

やや説明が錯綜したので、ここまでに判明したことを整理しておく。放送初演時の3つの楽章の構成上の特徴は、冒頭楽章のゆるやかなリフレイン旋律が、最終楽章でも回想される特別な存在だったことである。この素材を他と区別するために「X」として、その他の素材に、登場順に「a, b, c…」と記号を付け直してみると（中間楽章の御詠歌が c、最終楽章のリフレイン主題と2つのエピソードがそれぞれ d, e, f）、1961年の放送初演の段階と1964年総譜の作品全体の構想は、それぞれ次のように図示することができる。（楽章の切れ目はピリオド「.」で表示した。）

	I.	II.	III.
録音①（1961）	X a X b X .	cccc .	dedf X d
		I.	II.
自筆総譜（1964）		cccc .	dedf d X

大栗裕の音楽は、民俗的な素材を用いるため、しばしば「土俗的」と形容される。複数の楽章に多彩な素材を盛り込む組曲は、単純なメドレーに陥る危険と背中合わせの企画だったと思われる。しかし出来上がった作品では、特定の素材（X）に構成の楔となる重みを与える一方で、中間楽章における素材の執拗な反復（cccc）と、最終楽章におけるロンド風の素材の多様性（dedfd）を対照して、変化と統一の均衡が図られている。素材の組み合わせ（composition）を工夫する作曲家（組み立てる人 composer）の手つきは、決して泥臭いものではない。

### (3) 1962-1963年の演奏の概要

(2)で述べた大阪フィルハーモニー交響楽団所蔵のもうひとつの録音（以下、録音②とする）の演奏日時は特定できていない。しかし幸いなことに、遺族から大栗文庫に寄贈された一群のオープンリールテープのなかに、演奏日時を特定できる《雲水讃》の別の録音がある。この録音テープ（以下、録音③とする）の外箱には、「DRESDEN[/]PHILHARMONIE[/]Probe[/]Mozart Es dur[/]Symphonie[/]OGURI[/]"Unsui-San"」と鉛筆で記入されている。朝比奈隆が1962年2月17、18日にドレスデン・フィルハーモニー管弦楽団を客演指揮した際のリハーサルの録音だと考えられる（岩野、小野寺 2009:2）。このドレスデンの録音（録音③）は、終楽章の途中で終わっており、音質は極めて悪いが、演奏スタイル（各楽章各部分のテンポ設

定など)が大阪フィル所蔵の録音(録音②)と酷似している。この事実から逆算して、大阪フィル所蔵の録音(録音②)も朝比奈隆の指揮だと思われる。もしかすると、これは1962年1月の演奏会初演(大阪フィルハーモニー交響楽団第15回定期演奏会、詳細は注(2)参照)のライブ録音なのかもしれない。

この2つの録音はどちらも2楽章構成で、最初の楽章は1964年総譜の第1楽章、すなわち御詠歌の楽章と完全に一致する。ところが2つめの楽章には、1964年総譜に存在しない序奏がある(録音②では00:00-03:47)。しかもこの序奏は、1961年の放送初演における冒頭楽章の最初の部分(録音①の00:00-03:58)、すなわち旋律素材Xを提示する部分と一致する。どうやら作曲者は、放送初演時の第1楽章の破棄を決断したのち、その冒頭部分だけでも残そうと考えたらしい。

さらに録音を聴き進めると、(2)で検討した最終楽章のコーダの改訂は、既にこの段階で完了している。この段階での最終楽章は、旋律素材Xの序奏風の提示ではじまり、Allegroのロンド風の主部を経て、旋律素材Xを用いたコーダで終わる。そしてここで改めて、上記(2)で検討した1961年の放送初演時の録音(録音①)と、この1962-1963年頃と思われる録音(録音②)を聴き比べると、放送初演時の冒頭楽章のコーダ(録音①第1楽章の08:56-09:56)と、1962-1963年頃の録音の「最終」楽章のコーダ(録音②第2楽章の09:26-11:36)がほぼ同じであることに気づく。1962-1963年の段階では、破棄された「原冒頭楽章」の冒頭と末尾の部分が、最終楽章のロンドを前後から挟む形(X dedfd X)で再利用されていたらしいのである。

以上の観察結果をまとめると、次のようになる。

	I.	II.	III.
録音① (1961)	X a X b X . cccc .	dedf	X d
		I.	II.
録音② (1962-1963)	cccc . X dedf	d X	
		I.	II.
自筆総譜 (1964)	cccc .	dedf	d X

## 2. パート譜にみる改訂の詳細

大阪フィルハーモニー交響楽団から大栗文庫に寄贈されたパート譜を精査することで、さらに詳細な改訂経緯がわかる。パート譜はすべて手書きで、様々な筆跡が混在している。今回、整理の手掛かりになったのは、用いられている紙の種類や刻印されたロゴマークであった（楽器名のあとのアラビア数字は現存する部数を指す）。

## ① 「ABC 朝日放送」のロゴマーク入り 10 段五線紙

Violin I 5、Violin II 5、Viola 4、Violoncello 3

## ② 「大阪フィルハーモニー交響楽団」のロゴマーク入り 10 段五線紙

Flute II (第2楽章の序奏部のみ) 1、Flute III (第2楽章の序奏部と主部の一部のみ) 1、Bass Clarinet 1、Fagot I 1、Fagot II 1、Trombone I 1、Trombone II 1、Trombone III 1、Tuba 1、Timpani 1、Percussion I 1、Percussion II 1、Violin I 2、Violin II 1、Viola 6、Violoncello 3、Contrabass 5

## ③ 「Ava Copy」のロゴマーク入り 10 段五線紙

Violin I 6、Violin II 6

## ④ 「Osaka Philharmonic Society」のロゴマーク入り 10 段五線紙

Violin I 1、Violin II 1、Viola 1、Violoncello 1、Contrabass 1

パート譜①、②、③は全2楽章で2つめの楽章に序奏があり、前章(3)で検討した1962年から1963年の録音（録音②、③）と一致する。一方、パート譜④は、全2楽章で2つめの楽章に序奏がなく、内容は1964年総譜と一致する。

パート譜①は、全2楽章への改訂を反映しているにもかかわらず、この作品を放送初演した「ABC朝日放送」のロゴマークの入った紙が使われている。おそらく、放送初演で用いたパート譜を改訂後に切り貼りしたと思われる。改訂前・放送初演時の譜面の状態を垣間見ることができる資料である。

まず、タイトルに揺れがあったことがわかる。改訂後に作成された②、③、④の表紙タイトルは、英語表記の「Suite “Un Sui San” [/]H. Ohguri」で統一されている。パート譜①も、表紙だけは、「大阪フィルハーモニー交響楽団」のロゴマーク入り五線紙を使って作り直されて、同じ英語タイトルが書かれている。ところが①のいくつかには、これとは別に「“管弦楽の為の組曲” 大栗裕 曲」と書かれた紙が紛れ込んでいる。おそらくこれは、1961年の放送初演時のパート譜の表紙の流用であり、放送初演時のパート譜には、このタイトルが記されていたと思われる。つまりパート譜を作成する段階では、まだ曲名が確定しておらず、《雲水讃》という曲名は、放送初演の直前に決定した可能性がある。

パート譜②で注目すべきは、いくつかの譜面の末尾に書かれた日付入りの署名である。これらの日付から、パート譜②が大阪フィルハーモニー交響楽団による演奏会初演（チューバのパート譜に「Osaka Philharmonisches Orchester[/]den 12 Jan」の記入）から、少なくとも1963年春（バス・クラリネットのパート譜に「63. 4. 19」の記入）まで使用されていたことがわかる。おそらく1962年の演奏会初演の際、大半のパート譜が「大阪フィルハーモニー交響楽団」のロゴマーク入り五線紙を使って新たに作り直されたのだろう。

パート譜③の成立事情ははっきりしない。古い譜面の切り貼り（パート譜①）が混ざった状態を改善するために、写譜業者に清書を依頼したのだろうか。

パート譜④は、表紙に鉛筆で「Extra (Original)」と書き入れられている。1964年1月に2つめの楽章の序奏を削除することが確定して、この決定を反映したパート譜を作成するための原本だったのだろうか。

《雲水讃》の改訂経緯を知る手掛かりは、これですべて出揃った。大阪フィルハーモニー交響楽団が作成した楽団と朝比奈隆の演奏記録（大阪フィルハーモニー協会 1997と2007、岩野、小野寺 2009）を参照しながら、ここまでの情報を年表にまとめておく。

また、補足資料として、パート譜①と②から放送初演段階の冒頭楽章の流用部分を取り出して、論文末に総譜の形で掲載した（譜例5）。オーボエ、クラリネット、トランペットが欠けてはいるが、破棄されて失われてしまった「原冒頭楽章」の冒頭部分の概要がこれでわかる。<sup>(7)</sup>

- |             |   |
|-------------|---|
| 1961年10月23日 | 御詠歌の楽章（放送初演時の中間楽章、1964年総譜の第1楽章）を完成。                     |
| 11月         | 全楽章を完成。パート譜作成。 → パート譜①<br>この段階のタイトルは「管絃楽の為の組曲」。         |
| 11月         | 放送のための録音。この頃タイトル「雲水讃」が決定か？                              |
| 11月27日      | 第16回文部省芸術祭参加作品として放送初演。 → 録音①                            |
| 12月頃        | 全2楽章に改訂。新しいパート譜を作成。 → パート譜②                             |
| 1962年1月12日  | 大阪フィルハーモニー交響楽団により演奏会初演。 → 録音②か？                         |
| 1月～3月       | 朝比奈隆が渡欧。各地で《雲水讃》を指揮。<br>2月17、18日ドレスデン・フィルハーモニーなど。 → 録音③ |
| 1964年1月     | 最終楽章の序奏を削除。 → 1964年総譜<br>新しいパート譜を作成か？ → パート譜④           |
| 2月～3月       | 朝比奈隆が渡欧。各地で《雲水讃》を指揮。                                    |



(以下、1966年、1967年、1973年に朝比奈隆が欧州で《雲水讃》を指揮した記録がある。)

### 3. 《雲水讃》と吉祥院六斎念仏

作曲者本人は、1962年の演奏会初演時に「朝日放送の伊藤プロデューサーから京都に残る六斎念仏を主題として何かオーケストラ曲を書かないかということをいわれた」と書くに留めているが(大栗 1962、本稿冒頭の引用参照)、前年の放送初演時のナレーションは「その素材を京都の吉祥院、西賀茂西方寺で取材したもの」と取材先を特定している(録音①、1.の(2)参照)。そして大阪音楽大学付属図書館には、外箱に「六斎念仏」と記載された一巻のオープンリールテープが作曲者の遺族から寄贈されている(以下、録音④とする)。ここには、取材時に現地で収録したと思われる音が入っている。<sup>(8)</sup>

京都の六斎念仏は、六斎日の念仏講が、京都の市街地周辺部の農村で、都市文化を取り込み芸能化したものだと見ることができる。地藏盆などと結びつき、現在は主に夏の祭礼で演奏されている(京都の六斎念仏については八木 2002: 102-132 など)。西賀茂の西方寺は、毎年8月16日の送り火で「舟形」を受け持っている。住職の鐘を合図に船山の松明に点火した若衆は、下山後に太鼓と当り鉦を用いた念仏踊りを行う。一方、菅原道真を祀る吉祥院天満宮の毎夏8月25日の大祭で奉納される六斎念仏は、鉦と篠笛、大小数種の太鼓を用い、踊りや狂言を取り入れるなど、芸能としてのヴァリエティに富んでいる。五山の送り火という伝統行事に関連する古風な念仏踊りと、多様な芸を見せる祭礼の奉納と、2つの典型を選んで取材したのだろう。

しかし結論から言うと、西方寺の念仏踊りについては、仮に取材した事実があるとしても、実際の作曲でその素材を用いた形跡はない。大栗文庫所蔵の録音テープ(録音④)は吉祥院六斎念仏だけを収録しており、《雲水讃》は、そのいくつかを用いて作られている。表1に、1979年の現地調査で吉祥院六斎念仏のレパートリーとして確認された音曲(芸能史研究会 1979: 72-84)、大栗文庫のテープ(録音④)に収録された音曲、《雲水讃》の1961年の放送初演(録音①)に旋律・リズムの使用が確認できる音曲、そして参考までに、筆者が実地に確認した2010年8月25日の吉祥院天満宮大祭での演奏曲をまとめた。

表1：吉祥院六斎念仏と大栗裕の《雲水讃》

1979年 調査報告書	1961年 大栗録音	1961年 《雲水讃》	2010年 大祭	備考
発願	○	○	○	
つつて	△※	○	○	※上書きにより後半欠落
お月さん	×	○	○	
朝野	×	×	×	
鉄輪	×	×	×	
四ツ太鼓	△※	○	○	※上書きにより前半欠落
安達ヶ原	○	○	○	
玉川	×	×	×	
大文字	×	×	○	
祇園囃子	△※	×	○	※一部分のみ収録
岩見重太郎	×	×	×	
盛衰記	○	×	×	
羽衣	×	×	×	
獅子太鼓	×	×	○	
獅子舞	×	×	○	
獅子と土蜘蛛	△※	×	○	※一部分のみ収録
和唐内	×	×	×	
回向唄	×	×	○	

## (1) 1961年放送初演録音の冒頭楽章と「発願」、「つつて」、「お月さん」

京都の六斎念仏の演目の多くは笛と太鼓と踊りで華麗に芸能化しているが、最初の「発願」は当り鉦だけを用いた声明であり、宗教行為の性格を保っている。吉祥院六斎念仏では、往生礼讃偈の一節「発願已至心帰命 南無阿弥陀仏」を唱える。その出だしは次のとおりである。(長く引き延ばされた音の正確な拍数は採譜困難なので、ここではすべて全音符で記した。また、声の細かい音の揺れは、四分音符でその概略を示唆するに留めた。)<sup>(9)</sup>

## 譜例1：吉祥院六斎念仏の「発願」冒頭

(ほつが) あア アア んに ししんきみよオオ おオ オオ オ

本稿 1. で作品の構成上の楔であることを確認した《雲水讃》放送初演段階の第 1 楽章のリフレイン旋律（譜例 5 の T. 1-27 の低音弦楽器）はこの声明の節回しを細かい声の揺れに至るまで忠実に採譜している。そして続く T. 28-38 は、当り鉦と豆太鼓を伴う「南無阿弥陀仏」の称名に相当する。朗々と歌うホルンに、弦楽器がなめらかなグリッサンドと入念な強弱の変化で表情を付けた和音で応じて、オーケストラならではの効果を発揮する箇所だが、旋律線と鉦のリズムは、吉祥院六斎念仏の該当箇所と正確に一致する。

## 譜例 2：吉祥院六斎念仏の「発願」より

エなむあ アみだ エなむあみだエ

吉祥院の六斎念仏では、「発願」に続けて笛と豆太鼓による音曲、「つつて」と「お月さん」が演奏される。《雲水讃》においても、放送初演時点の冒頭楽章では、上で述べた「発願」に続けて、T. 39-45 の打楽器によるブリッジ（パート譜が残っていないので譜例 5 では空白）をはさんで、T. 46-61 は「つつて」冒頭の前奏風の篠笛をフルートで正確に写し取っている。T. 62 以下のフル・オーケストラによる第 1 のエピソード (a) も「つつて」の素材にもとづき、第 2 のエピソード (b) には「お月さん」のいくつかの旋律断片が用いられている。もはや譜面が一切残っていない箇所だが、曲の一端を示すために、「つつて」（録音④の 02:54-02:58）の篠笛と、《雲水讃》の対応箇所（録音①第 1 楽章の 03:59-04:12、譜例 5 の T. 62-66 に相当する箇所）の旋律を採譜して以下に掲載した。原曲を忠実に編曲した「発願」と違って、作曲者はここで、f-g-b-g-f-d-c-d-f という旋律の輪郭を保ちながら、f-g-b-g という特徴的な音程を強調し、自由にリズムを伸び縮みさせている。譜例 4 はあくまで筆者の聞き取りにもとづく採譜なので、リズムの細部が大栗裕の譜面を復元し損ねている可能性はあるが、録音を耳で確認しただけでも、「つつて」と「お月さん」については、編曲の域を越えた処理が施されていることがわかる。

譜例 3：吉祥院六斎念仏の「つつて」より



譜例 4：大栗裕《雲水讃》1961年放送初演時の冒頭楽章より（録音を採譜した復元案）



(2) 1961年放送初演録音の最終楽章と「四ツ太鼓」、「安達ヶ原」

六斎念仏は踊り念仏に由来するとされるが、現在の伝承者の意識では、なんといっても太鼓の芸能である。六斎の芸を身につけようとする者は（現在の保存会に至る吉祥院六斎念仏の伝承組織の変遷は、相原 2003: 57-61）、全員まず四ツ太鼓をやり、一定の技量を認められると大小の太鼓を使った曲芸打ちへ進む。豆太鼓を華麗に打ち回す音曲は、卓越した奏者だけに許された六斎芸能の花形、コンチェルトのソリストに似た位置を占める。たとえば大栗文庫所蔵録音に含まれる「盛衰記」は、現在の伝承者が「久しぶりにいい太鼓を聴いた」と感嘆する 1961 年当時の名手の奏演の記録である。

大栗裕の《雲水讃》は、篠笛の旋律の音程を忠実になぞる一方、太鼓の特定のリズム型を使った箇所は少ない。最終楽章は、リフレイン主題 (d) が打楽器のリズムを強調し、2つのエピソード (e と f) への導入やリフレイン主題への復帰を常に打楽器が先導するなど、打楽器が活躍して、いかにも六斎風ではあるのだが。

また、京都の六斎念仏では、いくつかの音曲が能・狂言・歌舞伎などに由来する名前で呼ばれ、実際に扮装や所作を伴う場合がある。吉祥院六斎念仏が伝承する「岩見重太郎」や「安達ヶ原」はそうした狂言仕立ての典型である。《雲水讃》最終楽章の第1エピソード (e) には、「安達ヶ原」の篠笛のユーモラスな旋律が用いられている。1979年の調査報告書（芸能史研究会 1979）に掲載された採譜例と、《雲水讃》の1964年総譜の第2楽章 T. 77 以下を比較すれば、原曲の旋律をかなり忠実にオーケストラ編曲していることがわかる。

なお、同じ楽章の第2エピソード (f) の冒頭のフルートの旋律 (T. 183-189) は、吉祥院六斎念仏で四ツ太鼓の前奏として伝承されている笛の節回しに似ているが、T. 190 以後の管楽器の旋律の出典はま

だ特定できていない。この作品は、御詠歌を除くほぼすべての旋律素材が吉祥院六斎念仏の音曲にもとづいているので、この部分だけ旋律を作曲者が自作したとは考え難い。今後さらに調査を続けたい。

#### 4. 大栗裕と民俗仏教

以上のように、残された各種録音資料を精査することで、《雲水讃》と吉祥院六斎念仏の結びつきが密接かつ具体的であったことがはっきりする。一方、もうひとつの楽章（放送初演時の第2楽章、1962年の改訂以後の第1楽章）で御詠歌が用いられた意図を知る手掛かりは、今のところ作曲者自身の言葉だけである。大栗裕は、本稿冒頭でその一部を紹介した自作解説を以下のように書き出している。

私は小さい時分「大きくなったら禅宗の坊さんか、山奥にある小学校の先生にでもなろう」と大真面目に考えていた。今の私を知っている人がこんなことをきけばふき出してしまうであろうが、その頃に本当の夢であった。恐らくこのような宗教的な雰囲気や憧れに似た気持を持つに至ったのは、小学校の頃高野山に夏季休暇を利用した林間学舎に行き、子供心に一当時の高野山は今とちがってはるかに静寂であった。—こんなところに一生住んでみたいと思ったからにちがいない。私は人が思う程あつかましくもなければ気も強くない。さびしがりやで小心翼翼とした弱い男だと今でも思っている。その様な性格が現世をイントンする逃避的な考え方に自ら同調していったのであろう。それにもう一つ、私の父は非常な美声である。これは私自身も認めるのだが、やはり子供の頃、有馬へ病後の休養に出かけて、父と一緒に妙見山に登った時、摂津の空に訝するように音吐朗々と御詠歌を唱えたのを記憶している。この声は私の耳に未だ昨日の事のように鮮かに残っている。それやこれやが、現世甚だ生ぐさ極まる人生を生きている私にこの《雲水讃》を作ろうとする考えを抱かせたはるかな原因であったろう。

（大栗 1962）

六斎念仏取材が作品を委嘱した放送局の提案だったのに対して、御詠歌は作曲者の私的な思い出と結び付き、作曲者自身の判断で作中に取り入れられた。《雲水讃》において、御詠歌は六斎念仏の間に割り込み、遠くから近づき、再び遠ざかる。ここに作者は、遠い少年時代の思い出が蘇り、再び消えていく様を重ね合わせていたのかもしれない。

そして「雲水」を讃えるタイトルは、もはや作中の素材を離れて、作者の私的な感慨、「禅宗の坊さん」になりたかったという年来の思いを込めたものだったようである。タイトルが作品の内実と一致してい

ない印象は拭えないが、大栗裕は、六斎念仏を取材して仏教への思いを新たにしたのである。多彩な楽曲のなかでも「発願」の声明と念仏を重視して、放送初演時の冒頭楽章を破棄した後も、「発願」部分を残そうとしたのは、そのせいかもしれない。

《雲水讃》は念仏衆の六斎芸能と西国巡礼の御詠歌を組み合わせて、民俗芸能や民衆の生活と結びついた仏教、いわば民俗仏教を讃える形にまとめられている。しかしどうやら、作者の仏教への関心はそれだけに留まっただけではない。この作品に先立ち、大栗裕は、白隠禅師坐禅和讃を男声合唱で歌う創作日本舞踊《円》のための音楽（1958年）や、法華経の挿話にもとづく合唱曲《火宅》（1959年）を作曲しており、《雲水讃》の総譜が確定した3ヵ月後の1964年4月には京都女子大学教育学部教授に就任して、以後、1965年の合唱曲《歎異抄》を皮切りに浄土系伝統教団のための仏教洋楽をいくつも手がけることになる。作品の佇まいと、そこへ寄せる作者の志向・まなざしの若干の不一致が、この作品の過渡的な危うさであり、特別な魅力でもある。

付記：《雲水讃》のパート譜が改訂の詳細を知る鍵だと気づいたのは、大阪音楽大学付属図書館大栗文庫スタッフのひとり、垣田祐里さんがパート譜の記載のばらつきを指摘してくれたことがきっかけだった。大阪フィルハーモニー交響楽団顧問の小野寺昭爾さんには、本文で取り上げた録音資料だけでなく、朝比奈隆のヨーロッパでの演奏会のプログラムなど、貴重な資料の閲覧を許可していただいた。今回活用した大阪フィルハーモニー交響楽団第15回定期演奏会のプログラムは、大阪音楽大学音楽博物館所蔵資料である。京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター准教授の田井竜一さんからご教示いただいた六斎念仏に関する様々な資料、そして、大栗裕が取材した当時と変わらぬ姿で芸能を伝承している吉祥院六斎念仏保存会の皆さんの数々の貴重な証言は、今後の研究でさらに有効に生かしていかなければならないと考えている。ご協力いただいた皆さんに、心より感謝します。

## 註

(1) 大栗裕は、後述するように、自筆総譜のタイトルに「交響管弦楽の」と「絃」の字を用いているが、初演のプログラムの表記などを見るかぎりでは旧字体への特別なこだわりは認められない。本稿では、自筆譜の記載そのものを引用する場合を除き、「交響管弦楽の」と「弦」の字を用いることにする。

(2) 大阪フィルハーモニー交響楽団は、国内外で《大阪俗謡による幻想曲》を少なくとも数十回演奏している。しかし、朝比奈隆が客演指揮したヨーロッパのオーケストラ演奏会に限れば、《大阪俗謡による幻想曲》の演奏は8公演。《雲水讃》は、これを上回る14公演で取り上げられている（岩野、小野寺 2009）。

(3) 第16回芸術祭音楽部門の参加作品は、公演によるもの25件、放送によるもの21件、合唱コンクール8件。朝日放送は、大栗裕《雲水讃》のほか、小倉朗《小管弦楽のためのセレナード》、合唱コンクールに石井敏《青い葦とりんどうの話》を出品した。芸術祭賞は、宮下秀列《日本楽器のための組曲》（日本放送協会）と松平頼則《古代歌謡「風俗」》（中部日本放送株式会社）、合唱コンクールの枠で清瀬保二《冬のもてこし春だから》（中部日本放送株式会社）、高田三郎《わたしの願い》（日本放送協会）の4作品が受賞した（文部省 1962）。

(4) 朝日放送、森正指揮、大阪フィルハーモニー交響楽団。『朝日放送の50年』における放送日時表記は「61. 11. 26 日 24:30-25:00」。日曜日深夜、日付が27日になってからの放送である（朝日放送社史編集室 2000: 99）。同日この直前の24時15分から24時30分には、注(3)で述べた小倉朗の作品が放送された（文部省 1962: 23）。

(5) 1962年1月12日、毎日ホール。朝比奈隆の指揮、江藤俊哉の独奏で、大栗裕《雲水讃》、ベートーヴェン《ヴァイオリン協奏曲》作品61、チャイコフスキー《交響曲第4番》作品46が演奏された。大阪フィルの定期演奏会で大栗裕の作品が取り上げられるのは、これが最初である。

(6) 番組冒頭のナレーション全文は以下のとおり。「第16回文部省芸術祭音楽部門参加、大栗裕作曲《交響管弦楽のための組曲「雲水讃」》、管弦楽、大阪フィルハーモニー交響楽団、指揮、森正さんです。この組曲は3つの小品からできており、その素材を京都の吉祥院、西賀茂西方寺で取材したものです。」

(7) 具体的には、パート譜①の弦楽器分と、パート譜②の管・打楽器分をもとに譜例5を作成した。これらのパート譜のうち、パート譜①の第1ヴァイオリンの譜面には、初演時の冒頭楽章がT. 78まで記載されている。このパート譜を、初演時と改訂後の録音（録音①、録音②）と照合すると、初演時の冒頭楽章を改訂後の最終楽章の序奏に流用する際に、T. 39-44の打楽器だけで演奏される6小節がカットされたことがわかる。譜例5に記載した練習番号「1」から「7」はこのパート譜に従っている。他のパート譜に残るのは、改訂後の最終楽章の序奏に流用されたT. 61までである。管・打楽器は、T. 39-44を削除した状態で作り直されている。そしてこれらのパート譜の練習番号は、「1」→「A」、「2」→「B」、「3」→「C」、「5」→「D」と付け直されている。（練習番号「4」に相当するT. 39-44は削除。）なお、譜例5の総譜を作成する際、木管楽器は各楽器1段、ホルンとトロンボーンはそれぞれ2段にまとめた。T. 39以後は、フルートと打楽器だけで演奏されるので、この2つの楽器と、さらに先まで記載が続く第1ヴァイオリンだけを掲載した。アーティキュレーション等を含め、パー

ト譜の状態を反映することを優先して、表記の不一致等の統一は行っていない。

(8) この録音テープの現在の状態は表2に示した通りである。

表2：大阪音楽大学附属図書館大栗文庫所蔵録音テープ「六斎念仏」の内容

トラック A		トラック B	
レコード	00:03-00:24 ↓	↓ 00:15-02:33	六斎念仏(発願)
テレビ音声	00:24-06:52 ↓	↓ 02:33-03:42	六斎念仏(つつて)
レコード	06:52-07:52 ↓	↑ 21:57-03:42	月世界旅行
ラテン音楽	07:52-10:03 ↓		
レコード	10:03-13:09 ↓		
六斎念仏(四ツ太鼓)	13:09-14:51 ↓		
六斎念仏(安達ヶ原)	15:02-19:16 ↓		
六斎念仏(祇園囃子)	19:30-21:57 ↓	↑ 33:12-21:57	真夏の夜の夢
六斎念仏(盛衰記)	22:14-26:28 ↓		
六斎念仏(獅子と土蜘蛛)	26:28-30:33 ↓		

もともと、テープ幅一杯を使うモノラル片方向1トラック毎秒19cmの方式で約30分間(0分15秒から30分33秒まで)、ほぼテープの先端から終端まで六斎念仏が収録されていたと考えられる。その上に、モノラル往復2トラック毎秒9.5cm方式で別の録音を上書きされている。往路(トラックAと表記)で上書き録音されているのはレコード、テレビ音声、音源不明のラテン音楽だが、曲名などは現在特定できていない。復路(トラックBと表記)には、放送のエア・チェックと思われる音が2種類入っている。その結果、「発願」に続く「つつて」は途中で途切れており、「四ツ太鼓」の途中までの約10分間にどのような音曲が収録されていたのか、もはや知る術はない。しかし、現存する部分だけを聴いても、舞台の床を踏みならす音などが鮮明に入っているため、実際の上演の同時録音だとみて間違いないだろう。

「月世界旅行」は、大栗裕が音楽を担当したNHK大阪放送局制作のラジオ放送劇、「真夏の夜の夢」はベンジャミン・ブリテンのオペラの放送である。前者は自筆譜の記載によると1962年7月1日放送。後者は二期会の1962年5月31日から6月14日にかけての公演(日本初演)を収録した7月8日のNHK教育テレビ「芸術劇場」もしくは同月23日のNHK-FMラジオ「歌劇の夕べ」だと思われる(洋楽放送70年史プロジェクト1997:174)。六斎念仏は、前年1961年8月25日の吉祥院天満宮大祭を取材・録音した可能性が高い。

(9) 「発願」の録音は、やや杜撰なことだが、最初の3音を録音し損ねており、譜例4の4つめの音からはじまっている。《雲水讃》の旋律も同様に最初の3音が欠けている(譜例5のT.1以下)。大栗裕は、この録音テープだけを参照して作曲



を進めてしまったものと思われる。

#### 参照楽譜

大栗裕、「交響管弦楽のための組曲『雲水讃』」、大阪音楽大学付属図書館大栗文庫 A-027、オーケストラ総譜とパート譜一式、1964年1月。

#### 参考文献

相原進 2003 「民俗芸能の保存と後継者育成問題 ― 京都市内における『六斎念仏』の保存活動を事例に ―」、『立命館産業社会論集』30/3、53-68頁。

朝日放送社史編集室 2000 『朝日放送の50年 ― 資料編』、朝日放送株式会社。

糸岡葉子 1999 「京都・六斎念仏の伝承と現状の問題点 ― 小山郷六斎を中心として ―」、『大阪音楽大学研究紀要』38、154-170頁。

岩野裕一、小野寺昭爾（編） 2009 『朝比奈隆 海外オーケストラ客演指揮記録』、大阪フィルハーモニー協会。

大阪音楽大学付属図書館 1998 「大栗文庫所蔵作品一覧」、大阪音楽大学音楽研究所『音楽研究 大阪音楽大学音楽研究所年報』15、145-153頁。

大阪フィルハーモニー協会（編） 1997 『大阪フィルハーモニー交響楽団50年史』。

大阪フィルハーモニー協会（編） 2007 『大阪フィルハーモニー交響楽団創立60周年記念史』。

大栗裕 1962 「自作について」、『大阪フィルハーモニー交響楽団第15回定期演奏会』プログラム（1962年1月12日）。

五来重 1988 『踊り念仏』、平凡社。

芸能史研究会 1979 『京都の六斎念仏調査報告書』、京都六斎念仏保存団体連合会。

白石知雄 2007 「大栗裕／組曲『雲水讃』」、『大阪フィルハーモニー交響楽団創立60周年記念公演 関西の作曲家によるコンサート』プログラム（2007年7月12日）。

田井竜一 2006 「桂地蔵前六斎念仏 ― その特質と伝承をめぐって ―」、『日本伝統音楽研究』3、41-66頁。

二期会 2003 『二期会創立50周年記念 二期会史』。

ふれあい吉祥院ネットワーク 2007 『ふれあい吉祥院11年の歩み』、NPO法人ふれあい吉祥院ネットワーク。

文化庁 1976 『芸術祭30年史 資料編』（上）。

文部省 1962 『昭和36年度第16回芸術祭総覧』。

八木透（編著） 2002 『京都の夏祭りと民俗信仰』、昭和堂。

洋楽放送70年史プロジェクト 1997 『洋楽放送70年史1925-1995』。

譜例 5: 大栗裕《雲水讃》1961年放送初演時第1楽章冒頭部分 (パート譜より復元)

2

The musical score is arranged in two systems. The first system includes parts for Flute (Fl.), Clarinet in B-flat (Cl.B.), Bassoon (Fg.), Cor Anglais (Cor.I&II), Cor Anglais (Cor.III&IV), Trombone I & II (Tb.I&II), Trombone III (Tb.III), Tuba (Tba.), Timpani (Timp.), and Bass Drum (Batt.). The second system includes parts for Violin I (Vn.I), Violin II (Vn.II), Viola (Va.), Cello (Vc.), and Double Bass (Cb.).

The tempo is marked *Andante*. The key signature has three sharps (F#, C#, G#). The time signature is 3/4. The score begins with a first ending bracket (1) over the first measure of the Flute part. Dynamics include *f* (forte) and *p* (piano). There is a section marked *ff* (fortissimo) with the instruction "当り鉦 (A.rigiane)" (A.rigiane bell) above the Timpani part. The score features various articulations such as accents and slurs, and includes triplets in the lower strings.

Musical score for measures 23-28. The score is written for a symphony orchestra with multiple staves for strings, woodwinds, and brass. It includes dynamic markings such as *mf*, *f*, and *mp*, and articulation marks like accents and slurs. The key signature has three sharps (F#, C#, G#).

Musical score for measures 19-22. The score is written for a symphony orchestra with multiple staves for strings, woodwinds, and brass. It includes dynamic markings such as *mf*, *f*, and *p*, and articulation marks like accents and slurs. The key signature has three sharps (F#, C#, G#).

35

4 poco piu mosso

36

37

38

39

40

5

3

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

45 **Rall.** **Andantino**

F1. *mp*

Batt. *Rall.* simile

Vn.I *mp* **Andantino**

50 **Rall.** **a tempo**

F1. *Rall.*

Batt. *a tempo*

Vn.I *Rall.* **a tempo**

54 **a tempo**

F1. *a tempo*

Batt. *a tempo*

Vn.I *a tempo*

58 **6**

F1. **6**

Batt. **6**

Vn.I *Moderato*

66 **7**

Vn.I **7**



# ヒップホップについての諸要素 ーブロンクスからイタリアへとー

谷 口 眞生子

## I. はじめに

ヒップホップはストリートにおける生々しい物語であり、崖っぷちの限界ぎりぎりに生きている者たちの日常を表すものであり、彼らの魂の叫びであり救いとなりうるものであり、底辺からの直接的な訴えであり、戦闘であり、生き延びていくための手段のひとつであった。

ところが、これが出発点を離れるにつれて軌道を外れ独り歩きを始め、時が経つにつれて初心を忘れ、なにかしらの変貌を遂げてしまっている。そして今もさらに変化を続けている。なり果ててしまうものなのか、さらに高みに上ろうとしているのか。肯定的な意見もあれば、逆の意見もあるだろう。

出発点を離れるというのは、実際に距離が離れた場合のことを指すものであるのが言葉での捉え方であるが、比喩的な見方からのこともある。筆者はヒップホップ発祥地でのヒップホップ文化の変容を見るのではなく、発祥国を離れ異文化の影響を受けたヒップホップ文化についての考察を意図する。ヒップホップ文化を変容させる国はイタリアである。本稿ではヒップホップの発祥と発展についての考察をおこない、イタリアに入ってヒップホップが定着するまでを論ずる。

## II. ヒップホップの誕生

ヒップホップはアメリカで生まれた。ニューヨークのブロンクス区の、特にサウス・ブロンクス地区のアフリカ系アメリカ人やジャマイカ系黒人のゲットーから発生したものである。ブロンクス区はもともとアイルランドやイタリアの移民たちやユダヤ教徒が居住する地域で、もともと犯罪率の高い地区であった。サウス・ブロンクス地区で 1970 年代に家屋の老朽化や都市開発のための地区拡張が進んだ結果、ユダヤ教徒が家屋を捨てて北部に移り、主たる居住者はヒスパニックや黒人になってしまった。廃屋となったところで治

安悪化が進み、火災保険欲しさのための放火が頻発し、サウス・ブロンクス地区＝悪の温床が定着した。

ヒップホップがいつから始まったかは正確には特定できないことであるが、ヒップホップという名前になったのは1974年11月12日のことである。これははっきりとしている。名付け親はアフリカ・バンバータ Afrika Bambaataa<sup>1</sup>である。彼はズール・ネイション Zulu Nation<sup>2</sup> を立ち上げた人物であり、1970年代よりDJとして活動している。アフリカ・バンバータは既に世に出ている4つのものをひとまとめにしてヒップホップと命名したのであった。つまりこの日がヒップホップの誕生日と言われているものの、実は既に生まれていたものをまとめあげて名付けたということである。

ヒップホップを構成する4つのものとは、MC(ラッパー)、DJ (ターンテーブルリスト)、グラフィティ、ブレイクダンスである。

MCは司会進行を務める者、マスター・オブ・セレモニーズ master of ceremonies<sup>3</sup>の略であるが、ヒップホップの世界では、ラッパー rapper、ラップする人のことである。MCと呼ばれているのは、語りで音楽の場をつなぎ、さらに盛り上げる役目をするためである。

DJ (Disk jockey) は通常2台のターンテーブルを使って音楽を流す役割をする。ターンテーブルリスト turntablist もDJのことであるが、高度な技術を駆使してターンテーブルを操る者を指す。ヒップホップにおける初期のDJのひとりに、草分け的人物としてジャマイカからの移民のクール・ハーク Kool Herc<sup>4</sup> がいる。ヒップホップの黎明期の3大DJ といえば、アフリカ・バンバータ、クール・ハーク、そしてクール・ハークの弟子のグランドマスター・フラッシュ Grandmaster Flash<sup>5</sup>であり、ヒップホップのゴッドファ

---

<sup>1</sup> 本名はケヴィン・ドノヴァン Kevin Donovan、アフリカ系アメリカ人。ブロンクス地区リバーサイド出身。1957年や1959年など、生年については諸説ある。

<sup>2</sup> ヒップホップ活動のための組織として1974年につくられた。

<sup>3</sup> イタリア語ではちなみに、maestro di cerimonie の略であるという説明がつくので、イタリアでもMCと呼ばれている。

<sup>4</sup> 本名クライヴ・キャンベル Clive Campbell、1955年ジャマイカのキングストン生まれ。ブロンクス地区に移り住む。ブレイクビーツという手法を編み出したことで知られている。

<sup>5</sup> 本名ジョセフ・サドラー Joseph Saddler、1958年バルバドスで生まれ、ブロンクスで育つ。スクラッチという手法を広めたことで有名である。(スクラッチを編み出したのはグランドウィザード・セオドアというDJである。)



ーザー the godfather of hip hop と呼ばれうるのはこの3人である。

『ワイルドスタイル Wild Style』<sup>6</sup>というアメリカ映画がある。1982年のニューヨーク、ブロンクスが舞台のこの作品は、様々な色のスプレー缶を吹き付けながら地下鉄の車両の外側や壁面に絵を描く若者たちを扱ったものである。スプレー缶もしくはエアゾルによる絵のことをグラフィティというのであるが、グラフィティ<sup>7</sup>はイタリア語である。

グラフィティ - graffiti - は動詞 graffiare の過去分詞 graffito を複数形にしたものである。graffiare は「引っ掻く」という意味であるので、graffito は「引っ掻かれた(もの)」になる。外来語として英語になってしまったこの語は、最初は、壁に引っ掻かれてできた線や絵のことをさして「いたずら書き、落書き」の筈であったが、決して引っ掻き疵ではない、スプレー缶で吹く落書きとして今や用いられている。

エアゾールによるグラフィティはブロンクスで少年たちのグループが、自分たちの縄張りを示すために壁に絵や文字を吹き付けたのが始まりである。バトルと称するダンスでの対決をする場にもこのグラフィティは欠かせないものであり、それでヒップホップのひとくくりとされたのである。しかしながら、グラフィティあるいはエアゾール・アートは独立の道を歩むことになり、地域により落書きの汚名は未だついて回っているものの、芸術分野での自分の地位を確保するに至っている。

4つめの構成要素はブレイクダンス(ブレイキン breakin')である。これはアクロバティックなダンスで、踊り手たちをBボーイ(女性ならBガール)という。Bはブロンクス区の略であるとも、黒人を示すブラックのBであるとも、また、ブレイクダンスのBだという説もある。他の説としてはブレイクビーツに合わせて動く踊り手、ブレイクボーイのB-boy というのもある。どの略にせよ、初期の頃はどれもが当たっている。

なんらかの理由で家庭的に恵まれず、そういった同じような境遇の仲間たちが集団を作り、街の中、ストリートで敵対するグループ間で争う。暴力を用いる代わりに、武器を使う代わりにダンスでの闘いというかたちが取られたのであった。ダンスバトルといわれるものである。

<sup>6</sup> Wild Style, 監督・製作はチャーリー・エーハーン Charlie Ahearn。ロック・ステディー・クルー Rock Steady Crew や グランドマスター・フラッシュ Grandmaster Flash も出演している。1983年のアメリカ映画。82分。

<sup>7</sup> イタリア語として正しく発音すれば、カタカナ表記では「グラッフィーティ」となる。

ダンスバトルには1対1のダンス対決の場合もあれば、数人編成のチーム間での対決もある。DJが音楽を担当しMCがその場を仕切る中、審査員（ジャッジ）が立ち会って勝敗を決めたり、バトルを囲んで見守る観客の拍手・声援の大きさを勝敗を決めることもある。

バトルの形式・進行については、最近のものではあるが、映画『ユーガッタサーブド You Got Served』（2004年）やドキュメンタリー映画の『ライズ Rize<sup>8</sup>』（2006年）で詳しく観察できる。『ライズ』はドキュメンタリーである故、貧困の階層の生々しい生活ぶりや彼らの飾らない発言を見聞きすることができる。

ところでヒップホップは初期のものをオールドスクール old school、1980年代後半以降に出来たものをニュースクール new school と分類している。ダンスの場合のオールドスクールには、元祖であるブレイキンの他に、ロックダンス（ロックキング lockin'）やポッピング（poppin'）があり、ニュースクールでの代表的なダンスはハウス house<sup>9</sup>である。現在ではオールドスクールとニュースクールのを全てひっくるめてヒップホップダンスもしくはストリートダンスという呼び方をしている。ブレイキンやロックキングは争う相手に向かって挑発や罵倒をするような技を盛り込んでいるが、ハウスはタップダンスの影響を受けて洗練され、相手を挑発するような類いの踊りではなく、小刻みな調子の音楽に合わせてステップを踏み、相手のことはお構いなしで自分の世界にのめり込み、技術の高さを誇示する踊りのように見受けられる。何にせよ、ヒップホップダンスは相手や自分に対する「闘い」であることは間違いないようである。

### Ⅲ. ヒップホップという言葉の意味

ヒップホップは何を意味するものなのか。ヒップホップ（hip hop）のヒップは、アメリカの黒人ゲットーでの特有の言い方である。hip は hep という俗語が元の形であり、「ト

<sup>8</sup> 『ライズ』で取り上げられているダンスはクランプである。クランプ Krumpin' は1990年代にカリフォルニアで起こったヒップホップダンスの一形式で、振付を事前に考えずに即興で踊られる。ところで『ライズ』で挑発的なクランプを披露していたリル・シー Lil'C は、今や難解な言葉遣いを用いる落ち着いた態度の評論家としてアメリカのリアルティ番組で活躍している。

<sup>9</sup> シカゴのウェアハウス Warehouse というディスコから発生した音楽と、それに合わせて踊るダンスのことをさす。

レンディな、かっこいい」といった意味をもつ<sup>10</sup>。hop は「踊る」の意味である。つまり、単純にまとめあげると hip hop とは「先端に行くダンス」のことをさすのである。命名者のアフリカ・バンバータは5つ目の要素として「知識」を挙げているのは、無知であることが社会的な進出を阻んでおり、黒人が社会に認められるには「知識」が必要であると痛感したからであろう。

温和な巨人と言われるアフリカ・バンバータは、ヒップホップの力で若者たちの更生に力を貸したのであるが彼はそれ以前はニューヨーク最大にして最強の黒人ギャングのリーダーだった。彼が一言、「あいつを消せ」という指示を出せば、彼に背いた者は消される運命だったということだ。アフリカ・バンバータがいなければ、もっと多くの人が墓に入れられていただろう<sup>11</sup>、とは物騒な意見であるが、真実なのであろう。付け加えれば、ヒップホップに関わった者たちは薬の売人だったり、警察のやっかいになったり、刑務所に入ったことがあったり、銃で命を落としたり、が少なからずいる。1990年代にはアメリカの有名なラッパー2人がヒップホップの東西抗争の末銃殺される<sup>12</sup>という物騒な事件もあった。このラッパー暗殺事件は未だ未解決のままである。

ヒップホップは世に知られてまだ30年と少ししか経っていない。この文化は初めの頃は一時的な流行で定着するものでもないと思われていたようだが、まだ続いている。アメリカではその社会的地位が認められ、スミソニアン博物館にヒップホップ展示のコーナーがあるとか、その準備をしているところであるという噂も出たことがあった<sup>13</sup>。また、ヒップホップの世界の人間が社会的貢献で表彰されたりしている。

ヒップホップは世界規模で流行している。しかしながら、その形態は世界規模で統一しているわけではない。例えば日本でのヒップホップはもはやアメリカのヒップホップではなく、日本らしい個性を帯びている<sup>14</sup>。

<sup>10</sup> ジーニアス英和辞典によると、hip は「物知りの、4情報通の、気づいた、流行を追う；かっこいい、最新流行の」の意味であり、hep のほうは「(人が) 進んでいる；事情に明るい；気づいている」となっている。

<sup>11</sup> The Birth of “Planet Rock” 「宇宙から送信されたメッセージ ～「Planet Rock」の誕生とエレクトロの影響力」 wax poetics japan No 07, 2009年 p.54

<sup>12</sup> ノトーリアス B.I.G.(1972-1997)が東海岸のラッパー、2パック(1971-1996)はニューヨークの出身であったが西海岸で活躍したラッパーであった。

<sup>13</sup> 2006年2月にロイターが発信したニュースとして伝えられたもので、展示準備には4～5年かかるであろうということであったが、ヒップホップ展示についてどのような進展がなされたかは不明である。

<sup>14</sup> 日本のヒップホップ文化についてはイアン・コンドリー『日本のヒップホップ 文化グローバリゼーションの(現場)』2009に詳しく述べられている。

筆者はイタリアが関わること、イタリアの文化の諸様相についてを興味をもって研究すべき立場にあるため、次の章以降はイタリアにヒップホップが入って行き、どのような方向性を持つものになったかを述べることにする。

#### IV. イタリアへの伝播について—媒体

イタリアではヒップホップは 1980 年代に爆発した。もちろん、アメリカから入ってきたのであり、イタリア国内で自然発生したわけではない。

何故イタリアでアメリカの黒人文化が受け入れられたのか。アメリカの文化、とだけ単純に考えると、イタリアからの移民がアメリカには多く、さらにはブロンクス地区にはイタリア系が多く住んでいるから、イタリアの親戚たちと頻りに連絡を取ったりイタリアに行ったりして、この情報が広まったのだと言えるかもしれない。また、ヒップホップにはドラッグや犯罪のイメージが否めないため犯罪組織と関わっている、すると想定できる犯罪組織はマフィア、マフィアといえはイタリア系だ、というつながりになるかもしれない。一部そういうことがあるかもしれないが、この結びつけは安易すぎる。

イタリアでヒップホップが流行り始めたのは、他の国の場合と同じものによるものであった。映画やマスメディアの力である。

##### 映画

##### 『フラッシュダンス Flashdance』

世界に広がるきっかけのひとつを作ったのが映画『フラッシュダンス』(アメリカ、1983年)である。これは低予算の映画であったが華々しい興行成績をあげ、世界中に旋風を巻き起こし、日本ではこの映画を観てダンスを始めたという者も少なからずいた。バレエを正式に習ったことがないもののダンスに没頭する女性溶接工の夢や挫折などを描いた話である<sup>15</sup>。

主役のダンサー志望の女性アレックスとその友人が道を歩いていると、ラジカセを道端に置き見馴れないダンスに興じている2人の青年(というよりむしろまだ幼さの残る少年)に遭遇する。彼女たちだけではなく他の通行人たちも足を止めてそのダンスに魅入り、手

<sup>15</sup>バレエの経験がない設定はかなり無理があると思われる。さらには力のある恋人が裏から手を回して舞踊学校入学のためのオーディションを受けることができるようにするというをししたり、オーディションで踊っているのが主役の女優と違うのが明らかにわかる場所があったりする。

拍子や声援を送ったりする。全くセリフのない、自然なシーンである。そのダンスはブレイキンであったが、当時はまだほとんど世に知られていなかった。アレックスはその目新しいダンスの技を取り入れ、彼女のオーディションではじめは無関心だった審査員を嘖然とさせ、魅了させ、ついには合格を勝ち取ることとなった。

路上のそのブレイキンのダンサーたちは B ボーイのグループ、ロック・ステディ・クルー Rock Steady Crew<sup>16</sup>の創設時からのメンバーのケン・スイフト Ken Swift とクレイジー・レッグズ Crazy Legs<sup>17</sup>であった。

この映画のストリートパフォーマンスの1分20秒ほどのシーンがブレイキンへの関心を引き起こし、B ボーイ、B ガールたちはこの映画に夢中になったのであった。ただし、彼らは映画のストーリーや結末については何も興味がなかったのである<sup>18</sup>。

フラッシュダンスと同じ頃に公開された映画でブレイキンを取り上げているのが『ブレイクダンス Breakin'』や『ワイルドスタイル Wild Style』である。当時の B ボーイ予備軍はこれらの映画を観てヒップホップにのめり込んでいったのである<sup>19</sup>。

## MTV

MTV はアメリカ本国では 1981 年 8 月から放送されている、アメリカの若者を視聴者とするケーブルテレビの番組である。PV (プロモーションビデオ) を流してアメリカの音楽を世界中に浸透させることに大いに貢献している番組である。ロックやヒップホップで充実した内容であり、また、アメリカ製 PV だけでなく、放映国のミュージックビデオも流しているため、アメリカのヒット曲を知らしめてそれを流行らせるだけでなく、放映国の国産ビデオの普及に貢献している。

ところで MTV はアメリカでは番組が始まってから数年間は黒人の PV を番組で流すことはなかった。明らかに黒人差別があったのである。ところがマイケル・ジャクソン Michael Jackson の『ビリー・ジーン Billy Jean』(1983 年) がそれを打ち破り<sup>20</sup>、MTV

<sup>16</sup> Rock Steady Crew は 1977 年に結成されて現在に至る B ボーイの集団である。多くのメンバーを抱え、メンバーも入れ替わっていった。Ken Swift と Crazy Legs は創設時以来のメンバーである。

<sup>17</sup> Crazy Legs はレオタードを着用して、つまり女装してオーディションのシーンでのブレイキンの技の部分の吹き替えをした。

<sup>18</sup> 例えば You Tube で flashdance b-boy や breakdance などで検索を入れると、この 80 秒少しの映像がすぐに出てくる。

<sup>19</sup> ところで『フラッシュダンス』にも『ワイルドスタイル』の中でも「ヒップホップ」という呼び方はされていない。

<sup>20</sup> 1984 年には『スリラー Thriller』が MTV にて初公開され、大ヒットとなった。

が黒人のビデオを流すようになった、という経緯があった。

MTV IT (MTV Italy) は 1997 年 9 月 1 日から放映されている。ちなみに日本の MTV Japan は本格的には 1992 年からである。(1984 年から編集し直したものを放映していた。) フランスでは MTV は 2000 年からである。また、ドイツでの MTV は 1997 年 3 月から、オーストリアでは 2006 年、スイスは 2009 年 4 月、スペインでは 2000 年 9 月から、ポルトガルでは 2003 年 7 月、イギリスでは MTV UK が 1997 年 7 月から放映開始なので、イタリアは比較的早くに MTV が登場したことになる。現在ヨーロッパにおいてヒップホップダンスが盛んなのはドイツ、フランス、イタリアである。

MTV のおかげでリアルタイムにアメリカの音楽状況を知ることができるので、流行に対して常に敏感でありたい者たちにとっては MTV は有り難いものである。

#### 雑誌など

ヒップホップ文化を推進・支援する役割を担うもののひとつに専門雑誌がある。マニア向けのものであるが、イタリアでは Aelle (AL Magazine) があった。この専門誌はジェノヴァで 1991 年から 2 ヶ月に一度の割合で出ていたが、2000 年に廃刊になっている。また、2006 年より Basement Magazine というヒップホップ専門の月刊誌があるが、近年はインターネットで無料でダウンロードする形式になっている。

#### CD

Scholz によると、イタリアのヒップホップ (ラップ) の CD は 1990 年代に年々、その発売件数が増加した。1990 年に 1 件であったのが、1999 年には 29 件にまでなっている<sup>21</sup>。

#### 学生運動 la Pantera

1989 年末から 1990 年の春にかけてパレルモ大学の文学部から始まり、全国に広がったイタリアの大学紛争は「豹」と名付けられている。この紛争から世に出たのがローマのラップ集団の オンダ・ロッサ・ポッセ Onda Rossa Posse である。この事はヒップホップの特徴であるところの「メッセージ性」を示すものと思われる。

---

<sup>21</sup> Androutsopoulos and Scholz, 2003. p.466. ただし、フランスのラップ CD 発売件数の方が伸びが大きく、1990 年に 1 件だったものが 1996 年の 76 件をピークとし、1999 年の CD リリースは 45 件である。

#### チェントロ・ソチアーレ centro sociale

英語ではソーシャル・センターと呼ばれているもので、同じ志を持った者たちが集まって自主運営のかたちを取りながら、政治的あるいは文化的な活動を繰り広げる拠点のことである。このチェントロ・ソチアーレでヒップホップのイベントがよく行なわれるようになり、ヒップホップをイタリア社会に浸透させて行く役目を担ったと思われる。代表的なチェントロ・ソチアーレに、ボローニャのイーゾラ・ネル・カンティエーレ **Isola nel Kantiere** が挙げられる。チェントロ・ソチアーレはイタリアにおけるヒップホップには欠かせられない存在である。

#### ポッセ le posse

仲間、集団のことである。ヒップホップにかかわる者たちの集団であり、これはヒップホップでは必然のものであろう。アメリカでは家族に顧みられなかったり、親から見捨てられた少年たちが自分たちでグループを作った。それが **posse** というもので、自警団であり、強い絆をもつ家族のようなものであった。イタリアでのヒップホップにおいても **posse** が形成されたが、単なるヒップホップ愛好者たちの集まりであり、チェントロ・ソチアーレの興隆とともにある存在であった。

## V. ヒップホップの定着

イタリアのヒップホップを研究している **Capone** はイタリアにおけるヒップホップの発展を3期に区分している<sup>22</sup>。その3区分は、第1期を1983年から1990年まで、第2期を1990年から1994年、第3期を1994年から2000年までである<sup>23</sup>。

その3区分を簡単にまとめると、第1期のヒップホップとはブレイキンとグラフィティが中心であり、残りの2要素(DJとMC)はブレイキンの為の音楽を担当しているに過ぎない。また、ラップでの使用言語は英語である。第2期でイタリア語の使用が普通のことになり、方言を使ったラップが現れる。ラップが台頭する。ヒップホップのメジャーなもの、マイナーなものとの二分化が起こる。第3期ではヒップホップのメジャー化が進み、

<sup>22</sup> 以下は **Federico Capone, Hip hop reggae dance elettronica, 2004 p.p.15~25** を参考にした。

<sup>23</sup> 日本のヒップホップについての研究者イアン・コンドリーは日本のヒップホップを3つの時代に区分けしていて、第1期は1984年から1994年、第2期は1994年から1999年まで、そして第3期は1999年以降である。

4 大要素のうちの最後の DJ が発展するのである。

1983 年をイタリアのヒップホップの開始年としているのはもっともなことである。先に述べたように 1983 年は思いがけないヒット作となった映画『フラッシュダンス』の公開年であり、この映画はブレイキンの宣伝に大いに貢献し、ヒップホップへの関心を大いに盛り上げる役割を果たしたのである。また、『ワイルドスタイル』はグラフィティを描く場面が印象づけられる作品であった。

## VI. おわりに—今後の課題として

ブレイキンとグラフィティ、次に MC (ラップ)、最後に DJ が発展したという状況のうちに、一時的な流行であると思われていた節のあるヒップホップが定着を見せ始めた。それと同時にイタリアの中の地域性、地域差が現れてきたのである。

イタリアが歴史的にひとつの国としてまとまったのは 19 世紀後半のことであり<sup>24</sup>、それまでは都市国家に分かれて長い歴史を歩んできたため、方言や習慣が地域によって差がある。この特性がヒップホップにも現れ、地方都市が特徴的なヒップホップを生み出すことになった。

アメリカのヒップホップの発祥と同じく、ジャマイカの音楽と結びついたのがサレント出身のスッドサウンドシステム I Sud Sound System である。このグループはレゲエやラガフィンを専門とし、サレント方言でラップを奏でている。また、このグループは 1989 年に結成され、現在もなお活動を続けている、イタリアのヒップホップの歴史の証人でもある。

サレントはサレント半島、イタリアを長靴に例えるなら、ヒールの部分である。サレントはまた、タランティズモで有名などころである。特有の音楽や踊りが昔からある土壌で育まれたヒップホップがどのようなものであるかを追究するのが今後の課題のひとつとしたい。さらに、イタリアらしさのヒップホップについてを様々な面から取り組んでいくことを目標としたい。

---

<sup>24</sup> イタリア王国が誕生したのは、つまり統一国家になったのは 1861 年のことである。



主要参考文献

Jannis Androutsopoulos and Arno Scholz, “Spaghetti Funk: Appropriations of Hip-Hop Culture and Rap Music in Europe”, *Popular Music and Society*, Vol.26, No.4, 2003

Hugues Bazin, *La culture hip-hop*, Paris 1995

イアン・コンドリー, 上野俊哉 監訳 『日本のヒップホップ 文化グローバリゼーションの<現場>』  
NTT 出版 2009

Nicolò De Rienzo, *Hip hop*, Milano 2004

Paolo Ferrari, *Hip hop*, Firenze 2000

Michele Monina, *Generazione*, Milano 2007

Pierfrancesco Pacoda, *Hip hop italiano*, Torino 2000

Vincenzo Patanè Garsia, *Hip hop sangue e oro*, Roma 2002

Arno Scholz(2004), “Spaghetti funk: Appropriazione della cultura hip-hop e del rap in Europa”, in  
Id./Ead., *Subcultura e lingua giovanile in Italia. Hip-hop e dintorni*, Roma, Aracne 69-91.

U.net, *renegades of funk. Il Bronx e le radici del hip hop*, 2008



# Obama 大統領の演説からみるアメリカ大統領英語の変遷

横 井 希

## 1. 大統領の英語

アメリカ合衆国第 44 代大統領 Barack Obama は、2008 年の大統領選挙中、演説巧者として日本でも話題になり、2009 年 1 月の大統領就演説も、日本の有力紙すべてが英語全文とその和訳を掲載した。

大統領が行う演説は、言葉で相手（有権者や上下両院の議員たちなど）に自分の主張を訴え、説得し、納得してもらい自分の主張を受け入れてもらうことを目的としている。

演説というものは、演説自体を聴衆に聞いてもらわなければならないのは当然だが、聴衆は演説者に対して聞き返せないので、一度聴いただけでわかってもらえることを念頭において演説は構成される必要がある。かつ聴衆を飽きさせないための工夫も必要となってくる。例えば、”first”, “second”, “third” や “[and] then”, “lastly” などの 順序を表す語句を用いて、聴衆の理解を助ける。そして(1)のように同一表現を反復させることでは、一種の alliteration のようなリズム感を生み出すことができ、同一表現が用いられている部分は内容的に、ある主張の論証となるような事柄の列挙や主張の言い換え、演説最後のまとめなど、何らかの役割を持つ。

- (1) ... Ultimately, we'll have a system that provides more control for consumers, more accountability for insurance companies, and more affordable choices for uninsured Americans. But already, we're seeing how reform is improving the lives of millions of Americans. Already, we are watching small businesses learn that they will soon pay less for health care. We are seeing retirees realize they'll be able to keep their coverage and seniors realize they'll be able to afford their prescriptions. We're seeing consumers get a break from unfair rate hikes and patients get the care they need when they need it and young adults getting the security of knowing that they can start off life with one less cost to worry about. At long last, this is what health care reform is achieving. This is what

change looks like. And this is the promise we will keep as we continue to make this law a reality in the months and years to come.

(下線は筆者：Weekly Address on May 08, 2010)

本論文では、第2次世界大戦終結以降のアメリカ歴代大統領(Truman 大統領から Obama 大統領まで)の就任演説及び一般教書演説を、二つの readability の公式 Flesch Reading Ease (以下 F R E) と Flesch-Kincaid Grade Level (以下 F K G L) <sup>(1)</sup>による算出結果から比較してみる。就任演説と一般教書の英文は The American Presidency Project のデータを利用し、計算は TxReadability のサイトで行う。計算結果として出てくる二つの readability スコアと、それら以外に算出される <sup>(2)</sup>抽出された総語数(Total words sampled)に占める、1音節単語の数(1-syllable words sampled)、2音節単語の数(2-syllable words sampled)、3音節以上の単語数(3+-syllable words sampled)の割合から、Obama 大統領の演説のわかりやすさ一因が、3音節以上の語をあまり使わず、短音節の単語使用し、そのことがリズム感を生み出しているのではないかと考える。

就任演説及び一般教書演説では、Obama 大統領と他の大統領の演説との間に何らかの相違が見られるのかを考察し、さらにいくつかの彼の主要演説(2004年民主党大会での基調演説、指名受諾演説、勝利演説、プラハ、東京、ノルウェーでの演説)と Weekly Address<sup>(3)</sup>も計算し考察する。

## 2. Obama 大統領の話題性

2009年1月、アメリカ合衆国史上初のアフリカ系大統領として就任した Obama 大統領は、年齢も、政治家としての経歴<sup>(4)</sup>も、他の大統領候補者と比べると若かった。しかしアフリカ系という人種的側面だけでなく、演説が上手なことでも注目され、日本でも大きく取り上げられ、彼の演説を教材にした英語学習書が多数出版された。

メディアの発達<sup>(5)</sup>とともにアメリカ大統領選挙戦も変化してきたが、Obama 大統領は、スマートフォンや Facebook、YouTubeなどを効果的に活用し、ソーシャル・ネットワークをいち早く上手に取り入れた選挙手法を見せたと言える。

社会背景から見ても、長期化するイラク・アフガニスタン問題、サブプライム・ローンに端を発する金融危機といった状況の中で、人々が何らかの「希望」「変化」を求めている

ところに、Obama 候補は演説に“hope”や“change”という表現を取り入れ、言葉で人々に希望を与えた。そして“change”と“Yes, we can”という二つの表現は、Obama 候補のキャッチ・フレーズだとわかるくらい日本でも有名になった。勝利宣言の演説終盤部分では、キャッチ・フレーズでうまく使い、演説を締めくくっている。

(2) ... It's been a long time coming, but tonight, because of what we did on this date in this election at this defining moment, change has come to America.

...Ann Nixon Cooper is 106 years old.... And tonight, I think about all that she's seen throughout her century in America — the heartache and hope; the struggle and the progress; the times we were told that we can't, and the people who passed on with that American creed: Yes, we can. At a time when women's voices were silenced and their hopes dismissed, she lived to see them stand up and speak out and reach for the ballot. Yes, we can.

... This is our moment. This is our time to put our people back to work and open doors of opportunity for our kids, to restore prosperity and promote the cause of peace, to reclaim the American dream and reaffirm that fundamental truth that out of many, we are one; that while we breathe, we hope; and where we are met with cynicism and doubts and those who tell us that we can't, we will respond with that timeless creed that sums up the spirit of a people: Yes, we can. Thank you. God bless you, and may God bless the United States of America.

(下線は筆者：勝利演説 November 04, 2008)

大統領就任後も、ソーシャル・ネットワークを活用し続け、さらにプラハでの核廃絶を目指す演説、気候変動サミットや国連総会で演説を行い、前政権との違いを示した。また就任した年にノーベル平和賞受賞ということでも注目された。Clinton 大統領時代では成しえなかった公約の一つである医療保険制度改革に着手し、金融改革に関する法案に署名し、イラク駐留アメリカ軍を撤退させた。2010年の中間選挙の結果で、彼の2年弱の政策実行成果が国民に判断されることになる。

## 3. Truman 大統領以降の歴代大統領の演説

## 3.1 就任演説と一般教書演説

以下の Table.1-1 は、TxReadability のサイトで、readability 計算をし、excel 表計算機能を使い、Truman 大統領から Obama 大統領までの就任演説の F R E と F K G L と、抽出された総語数に占める 1 音節語、2 音節語、3 以上の音節語それぞれの割合の結果である。60 台のスコアが readability として標準的数値とされる F R E だが、就任演説ではおおむねどの大統領も標準あるいは、やさし目の英語で演説している。その中でも易し目の readability スコアが出た演説は、1 音節語が多く、3 音節以上の単語をあまり使わない傾向にある。

大統領		Truma	Eisenhower	Kenne	Johnso	Nixon		Carter	
F R E		50.75	60.65	70.92	59.82	74.83	69.42	55.88	58.61
F K G L		11.07	9.79	7.63	11.32	6.62	8.33	12.09	10.19
総語数		2281	2455	1659	1366	1508	2128	1842	1226
語数	1 音節	1460	1695	1206	964	1107	1570	1349	857
	2 音節	438	449	309	254	244	337	271	195
	3+音節	383	311	144	148	157	221	222	174
割合	1 音節	0.64	0.69	0.72	0.70	0.73	0.74	0.73	0.70
	2 音節	0.19	0.18	0.19	0.19	0.16	0.16	0.15	0.16
	3+音節	0.17	0.12	0.09	0.11	0.10	0.10	0.12	0.14

大統領		Reagan		Bush	Clinton		W. Bush		Obama
F R E		62.82	61.07	77.56	66.37	61.08	62.27	56.19	64.91
F K G L		8.91	9.72	5.79	7.63	9.68	8.46	10.36	9.2
総語数		2439	2580	2321	1600	2157	1593	2073	2396
語数	1 音節	1706	1810	1784	1127	1505	1074	1379	1696
	2 音節	404	432	327	249	375	298	372	453
	3+音節	329	338	210	224	277	221	322	247
割合	1 音節	0.70	0.70	0.77	0.70	0.70	0.67	0.665	0.71
	2 音節	0.17	0.17	0.14	0.16	0.17	0.19	0.18	0.19
	3+音節	0.13	0.13	0.09	0.14	0.13	0.14	0.155	0.10

Table.1-1 就任演説の Readability Scores <sup>(6)</sup>。音節別語数と総語数に占める割合 <sup>(7)</sup>

	Readability Score		総語数	語数			割合		
	F R E	FKGL		1 音節	2 音節	3+音節	1 音節	2 音節	3+音節
平均	63.32	9.17	1976.5	1393	337.9	246	0.71	0.17	0.12

Table.1-2 就任演説の各数値の平均

以下の Table.2-1 は、一般教書<sup>(9)</sup>についての、各大統領の平均した readability 等を示す表である。一般教書は、大統領が連邦議会に向けて、国の現状を分析し、それに対する具体的政策を表明するものである。憲法上、一般教書を、いつどんな形式で大統領が表明するかは、具体的には決まっていない。しかし Reagan 大統領以降、ここ 20 年ほどは、毎年 1 月下旬に演説形式で行われている。

就任演説と比較すると、一般教書演説の対象は、議会の議員であるためか、readability スコアは、難し目の数値になっている。また、一般教書が文書<sup>(8)</sup>で提出された場合の readability は、演説に比べ、ずっと難しいものとなっている。

数値は各大統領の演説（と文書それぞれの）平均値なので、年によって、同じ大統領でもスコアに差が出ることもあるが、演説形式での一般教書表明が定着してきた Reagan 大統領以降、F R E が 50 台後半から 60 台前半の標準的とされる readability スコアに近いものになっている。

大統領	Truman		Eisenhower		Kenne	Johnson	Nixon		
形式	口頭	文書	口頭	文書	口頭	口頭	口頭	文書	
回数	6	2	7	2	3	6	4	1	
F R E	53.715	45.945	42.526	37.19	46.58	57.97	53.38	45.91	
F K G L	10.563	12.33	12.30	13.26	13.0	10.14	11.91	13.49	
総語数	4859.2	18761	5725.1	7278.5	5764	4904.3	4543.8	1675	
語数	1 音節	3159.7	11539	3428	4221	3705.7	3305.8	3121.8	1097
	2 音節	920	3617	1131	1474	1135.7	928.67	787.5	317
	3+音	779.5	3605.5	116.1	1583.5	922.67	669.83	634.5	261
割合	1 音節	0.65	0.63	0.601	0.58	0.64	0.67	0.69	0.65
	2 音節	0.19	0.19	0.197	0.20	0.20	0.19	0.17	0.19
	3+音	0.16	0.18	0.201	0.22	1.6	0.14	0.14	0.16

Table.2-1 一般教書の Readability Scores ・音節別語数と総語数に占める割合

大統領		Ford	Carter		Reagan	Bush	Clinton	W. Bush	Obama
形式		口頭	口頭	文書	口頭	口頭	口頭	口頭	口頭
回数		3	3	1	7	3	7	7	1
FRE		49.81	52.86	32.19	56.58	63.98	61.50	55.23	62.17
FKGL		11.07	10.95	14.29	10.00	8.36	9.34	10.14	9.11
総語数		4637.3	3798	33843	4614.9	4298	7686.7	5171.4	7305
語数	1音節	2925.3	2495	19056	3054.4	2996.7	5352.7	3360.9	5067
	2音節	876	703	6871	874.14	740.67	1352.1	1012.6	1277
	3+音節	819.3	600	7916	686.29	560.67	981.86	798	961
割合	1音節	0.63	0.655	0.56	0.66	0.69	0.695	0.65	0.694
	2音節	0.19	0.186	0.20	0.19	1.73	0.176	0.196	0.175
	3+音節	0.18	0.16	0.23	0.15	0.13	0.128	0.154	0.131

Table.2-1 一般教書の Readability Scores・音節別語数と総語数に占める割合<sup>(10)</sup>

		Readability		総語数	語数			割合		
		FRE	FKGL		1音節	2音節	3+音節	1音節	2音節	3+音節
平均	口頭	54.32	10.59	5297.2	3492.8	990.77	812.79	0.658	0.188	0.154
	文書	40.73	13.16	14600	8612	2895	3092.5	0.607	0.195	0.198

Table.2-2 一般教書の各数値の平均

### 3.2 Obama 大統領の主要演説と Weekly Address

今回は Obama 大統領の主要な演説と Weekly Address の readability スコアを見ていく。彼が過去に行った国内向けの3つの演説（2004年7月の民主党大会での演説、2008年4月の民主党大統領候補者指名受諾演説、2008年11月の大統領選勝利演説）と、大統領に就任した年に海外（プラハ・東京・オスロ）あるいは国連（気候変動サミット・総会）で行った演説5つを比較する。

聴衆が国内向け演説の Table.3-1 と海外向け演説の Table.3-2 とを比較すると、演説テーマの内容の差と、専門用語の使用といったことも考えなければいけないが、やはり、国内向けのほうが、若干 readability は高い。国内・海外いずれの演説も、アメリカの中高生が理解できるものになっている。

東京での演説が突出して難しい演説に思えるが、表の項目にはない1文あたりの単語数の数値が21.69と高いことや、2音節語、3音節以上の単語の占める割合も、他と比較して高い数値となっていることも関係しているのだろう。



		党大会	指名受諾	勝利演説	就任演説	一般教書
F R E		66.51	63.97	69.54	64.91	62.17
F K G L		8.97	9.7	8.76	9.2	9.11
総語数		2172	4700	1959	2396	7305
語 数	1 音節	1554	3388	1478	1696	5067
	2 音節	385	814	299	453	1277
	3+音節	233	498	182	247	961
割 合	1 音節	0.716	0.72	0.75	0.71	0.694
	2 音節	0.177	0.173	0.15	0.19	0.175
	3+音節	0.107	0.106	0.09	0.10	0.131

Table.3-1 Obama 大統領の主要演説（国内）

		プラハ	気候変動	国連総会	東京	オスロ
F R E		62.9	57.53	58.26	49.84	59.18
F K G L		8.96	9.84	9.69	11.7	9.51
総語数		3159	1540	5140	4438	4235
語 数	1 音節	2202	1005	3489	2912	2841
	2 音節	579	309	943	794	813
	3+音節	378	226	708	732	581
割 合	1 音節	0.697	0.65	0.68	0.66	0.67
	2 音節	0.183	0.20	0.18	0.18	0.19
	3+音節	0.12	0.15	0.14	0.17	0.14

Table.3-2 Obama 大統領の主要演説（国外）

次の Table.4 は、Obama 大統領が就任以来、毎週土曜日に行ってきた<sup>(11)</sup>Weekly Address の readability 関連の平均値及び最高値と最低値である。

聴衆が国内向けであると考え、Table.3-1 の数値と比較した場合、Table.4 の F R E スコアの平均値から見ると、Weekly Address は少し難しい演説となる。F R E スコアの分布は、40 台は 6 回、50～55 は 21 回、55～60 は 36 回、60 台は 25 回となっている。F K G L スコアでは、第 7～第 9 学年（中学生）レベルは 34 回、第 10～第 12 学年（高校生）

は 50 回、第 13 学年以上（高校卒業）は 4 回という分布で、アメリカの中高生であれば理解できる演説である。

	Readability Score		総語数	語数			割合		
	F R E	FKGL		1 音節	2 音節	3+音節	1 音節	2 音節	3+音節
平均	57.44	10.57	815.4	554.14	145.63	115.1	0.68	0.18	0.14
最高値	69.38	13.87	1375	945	224	206	0.728	0.219	0.190
最低値	42.02	7.33	499	385	85	54	0.611	0.138	0.092

Table.4 Obama 大統領の Weekly Address<sup>(12)</sup>

Obama 大統領の演説を形式的側面から見ると、Weekly Address のような短い演説であっても、同一表現の反復、“not A but B”“not only/just A but [also] B”などの相関接続詞表現、順序表現、述べてきた内容（あるいは例示したこと）を受ける指示代名詞 this/that などを使い、演説を分かりやすくする工夫をしている。また一方で、エピソードや具体例、いつ、どこで何をしたか（何があったか）、数値（失業率など）はいくらであるのかなど、内容に具体性を持たせる工夫もよくしている。

#### 4. Readability スコアから見た大統領の演説の変化

大統領の就任演説では、よくアメリカ合衆国の建国時のエピソードが盛り込まれたり、アメリカ史上重要な出来事に触れたりして、アメリカ合衆国のこれまでの過程を旅に例えて語ることがある。このことは Obama 大統領の就任演説にも言えた。そのことに加えて、彼は過去の有名な演説から上手くフレーズを引用していた。

また、彼の演説のスクリプトを見てわかるように、形式面では、構造がライティング・エッセイのお手本のように、主張とその理由・根拠を順序表現を使って列挙していたり、“that is why”などの表現を使用したりして聴衆の理解を助けている。あることの例を列挙した後は、指示詞 this/that を使い、自分がこれまで述べてきたことはどういうことを言っていたのかを言葉で明確にしている。Obama 大統領の演説というのは、聴衆にわかりやすい形式を意識して、計算に計算を重ねて、仕上げられたものである。

Readability の二つの公式を利用して、Truman 大統領以降のアメリカ合衆国歴代大統領たちの就任演説、一般教書演説を見てきたが、任期中の一般教書をすべて演説で表明した

Reagan 大統領あたりから、難易度が標準的な、中高生が理解可能なレベルになってきたということが言える。使用されている語の音節数も短いものを多く使い、難解語をあまり使わなくなってきた。

就任演説も一般教書演説も、大統領が行う重要な演説であるが、一般教書演説が就任演説より、やや難易度が高くなるのは、一般大衆（国民）に向けた就任演説よりも、連邦議会議員たちを聴衆とする政策などの内容を盛り込んだもので、やはり専門的内容になって、短い音節の語の使用頻度が低くなるからであろう。

Obama 大統領の演説をいくつか見るだけでも、核兵器削減・廃絶を訴えたプラハでの演説や、気候変動に関する演説、アジア外交についての演説となると、彼の国内（有権者・国民）向けの演説に比べ、専門的な用語も使うため、短い音節の語の使用頻度が低くなっている。しかし、Obama 大統領の演説は、他の大統領のものと比較すると、短音節の単語使用が、リズム感のある演説の一因になっていると言える。

2010年11月、Obama 政権にとって、初めての国民の審判が下る中間選挙が行われ、民主党の大敗という結果になった。民主党の大統領として、自分の所属政党のために、そして、Obama 大統領自身のこれまでの政策及び政策実行力をアピールするために、アメリカのあちらこちらでスピーチをしたが、アメリカ国民は、彼の演説—言葉の力—だけでは納得しなかった。経済が回復したとは言えないアメリカで、国民は、まだ任期の半分である Obama 大統領に対して、これまでの政策実行に対する反省を促し、これから実行していく政策の優先順位や内容など、再考させることになった。

#### 註

1. 英文を Readability Formula で計算した場合の算出結果とその解釈

Flesch Reading Ease の公式：

$$206.835 - (1.015 \times \text{Average Sentence Length}) - (84.6 \times \text{Average Syllables per Word})$$

スコア	0-29	30-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90-100
難易度	Very Difficult	Difficult	Fairly Difficult	Standard	Fairly Easy	Easy	Very Easy

Flesch-Kincaid Grade Level の公式：

$$(0.39 \times \text{Average Sentence Length}) + (11.8 \times \text{Average Syllables per Word}) - 15.59$$

スコアに出てくる数字は、アメリカでの学年と解釈する（スコアが3であれば、第3学年を、スコアが8であれば、日本の中学2年にあたる第8学年になる）。ある文章を Flesch-Kincaid Grade Level で計算した場合、結果で出てきたスコアの学年が理解できる文章ということになる。

2. 他に、総語数 (Total words)、英文の数(Number of sentences)、100語あたりの平均音節数(Average number of syllables per 100 words)、1文あたりの単語数(Average sentence length [number of words per sentence])も算出される。
3. Weekly Address は、Reagan 大統領から始まった、アメリカ大統領が土曜日に行う、国民に向けての5分程度の演説で、内容は、その週の自分の行動（議会に対して行ったことや、法案の署名など）、近日に予定されていることへの抱負、アメリカ合衆国の祝祭日に絡めた話題など、時期によって様々である。スクリプトは（一部の大統領は音声も）The American Presidency Project のサイトで参照できる。ほぼ毎週行う大統領もいれば、ほとんど行わなかった大統領もいる。ホワイトハウスのサイトでは、Obama 大統領 Weekly Address が映像つきで視聴できる。
4. 2008年の大統領選挙中、彼はまだイリノイ州選出の上院議員の1期目で、それまでの政治家歴も、イリノイ州議院議員としての経歴だけであった。
5. ラジオ時代には、F. D. Roosevelt 大統領が、1933年から1944年にかけて、Fireside Chat という、現在の Weekly Address にあたるラジオ演説で国民に語りかけた。TV時代では、J. F. Kennedy と Nixon が争った1960年の選挙戦中に行われたTV討論で、若々しさをTVを通じで有権者に伝えることができたことが大きな勝因といわれている。以降、TV討論が大統領選挙で重要視され、その時の候補者の服装・態度といったものが、TV画面を通じてどのようなイメージが持たれるかが選挙の勝敗に関係することもある。そして選挙には、TV広告に巨額の資金が投じられるようになった。
6. 数値は、1節で述べたように TxReadability のサイトの英文を入れるボックスに、The American Presidency Project から該当するデータ（演説）をコピーして自動計算させた。その算出結果である。
7. 総語数に占める割合は、Bush 大統領の2期目以外は、小数点第3位を四捨五入した。
8. 一般教書は、もともと文書で配布されていたが、近年は両院議員の前での口頭演説が慣習化している。Truman 大統領は1946年と1953年、Eisenhower 大統領は1956年と1961年とそれぞれ2回、Nixon 大統領も1973年、Carter 大統領も1981年に文書で一般教書を提出した。
9. Truman 大統領は、前任の F. D. Roosevelt 大統領の死により、1945年4月に副大統領から大統領に昇格した。Johnson 大統領も Kennedy 大統領の暗殺により、1963年11月に大統領に昇格。Ford 大統領は、Nixon 大統領のウォーターゲート事件による大統領辞任により、1974年に副大統領から大統領に昇

格。大統領選を経験しないで大統領に就任した合衆国史上唯一の大統領である。

10. The American Presidency Project (<http://www.presidency.ucsb.edu/>) の State of the Union の Research notes では、Reagan 大統領の 1981 年の演説を “Address Before a Joint Session of the Congress on the Program for Economic Recovery”、Bush 大統領の 1989 年の演説と Clinton 大統領の 1993 年の演説を “Administration Goals” speeches、W. Bush 大統領の 2001 年の演説を事実上は彼の “Budget Message” とし、一般教書とみなしていない。また、Obama 大統領の 2009 年の演説も一般教書ではなく、単なる “Address Before a Joint Session of the Congress” とみなしている。本論文でもこれらを一般教書からは除外する。
11. The American Presidency Project の Data では、Radio Address とされているが、Weekly Address と同じである。Radio Address の各スクリプトの最後には Notes が付され、いつ、どこで録音・録画されたのかもわかる。放映が土曜日に行われるだけであって、生放送ではない。
12. 数値は、就任後最初の土曜日から 2010 年 10 月 2 日までのから 2009 年 12 月 26 日の Weekly Address (Michelle 夫人との対話形式) を除く 88 回分の平均値・最高値・最低値。

#### 参考文献

##### 1. 書籍・論文

- 有馬哲夫 (2004) 『中傷と陰謀—アメリカ大統領選挙狂騒史』(新潮新書 87) 東京：新潮社。
- 米国大使館レファレンス資料室 (編) (2009) *President Barack Obama: In His Own Words*, 『オバマ大統領の演説—自らの言葉で語る』 東京：米国大使館レファレンス資料室。
- CNN English Express 編集部 (編) (2008) 『オバマ演説集』 東京：朝日出版社。
- CNN English Express 編集部 (編) (2009) 『オバマ「核なき世界」演説』 東京：朝日出版社。
- CNN English Express 編集部 (編) (2009) 『オバマ東京演説』 東京：朝日出版社。
- Harfoush, Rahaf (著)・杉浦茂樹・藤原朝子 (訳) (2010) 『「オバマ」のつくり方—怪物・ソーシャルメディアが世界を変える』 東京：阪急コミュニケーションズ。
- 井上篤夫 (2008) 『ポリティカル・セックスアピール—米大統領とハリウッド』(新潮新書 274) 東京：新潮社。
- 金山勉 (2005) 『ブッシュはなぜ勝利したか—岐路に立つ米国メディアと政治』 東京：花伝社。
- 小坂恵理 (翻訳)、トランネット (翻訳協力) (2009) 『オバマ大統領就任演説 DVD Book』 東京：ゴマブリックス。
- Libert, Barry and Rick Faulk (著)・月谷真紀 (訳) (2009) 『チーム・オバマ：勝利の戦略—奇跡の逆

転劇はなぜ起こったのか』東京：PHP研究所。

松尾弑之（1987）『大統領の英語』（講談社現代新書 867）東京：講談社。

宮本倫好（1997）『指導者たちの現代史—大統領たちのアメリカ』（丸善ライブラリー220）東京：丸善。

宮崎広和（2008）「希望という政策—アメリカ大統領候補予備選挙に見る希望の力」月刊『言語』Vol.37,No.5、6-7。

宮崎広和（2009）「オバマのレトリック—希望の力はどのように実体化したか」月刊『言語』Vol.38,No.3、特集・レトリックの力、72-75。

村田晃嗣・渡辺靖（2009）『オバマ大統領—ブラック・ケネディになれるのか』（文春新書 678）東京：文藝春秋。

越智道雄・町山智浩（2009）『オバマ・ショック』（集英社新書 477A）東京：集英社。

沢田 博・鶴田知佳子・高井真知子（解説）、コスモピア編集部（編）（2009）『オバマ大統領演説』東京：コスモピア。

沢田 博・野村和宏・杉田米行（解説）、コスモピア編集部（編）（2009）『オバマ：国連総会演説』東京：コスモピア。

鶴田知佳子・杉田米行（解説）、コスモピア編集部（編）（2009）『オバマ：アジア政策演説』東京：コスモピア。

Vardaman, James M.（2009）『オバマ勝利の演説』東京：中経出版。

八幡和郎・米国政治研究会（2009）『アメリカ歴代大統領の通信簿—ワシントンからオバマまで』東京：PHP研究所。

吉野孝・前嶋和弘（編著）（2010）『オバマ政権はアメリカをどのように変えたのか—支持連合・政策成果・中間選挙』東京：東信堂。

渡辺将人（2008）『オバマのアメリカ—大統領選挙と超大国のゆくえ』（幻冬舎新書 102）東京：幻冬舎。

## 2. ウェブサイト

BarackObama.com (<http://my.barackobama.com/>)

Readability Formulas.com (<http://www.readabilityformulas.com/>)

SourceForge.net (<http://sourceforge.net/>)

The American Presidency Project (<http://www.presidency.ucsb.edu/>)

The White House (<http://www.whitehouse.gov/>)

TxReadability (<http://webapps.lib.utexas.edu/TxReadability/app>)

# 教育改革の中の生徒指導

## －教育制度の全般的道德教育化－

藤 本 敦 夫

### はじめに

「生徒指導の重要性はますます高まっている」<sup>(1)</sup>「いままでになく生徒指導が重視されている」<sup>(2)</sup>…近年刊行された大学教職課程向きの標準的なテキストの多くは、巻頭にこのような言葉を掲げている。一方で、その生徒指導のために教師が忙殺され、場合によっては心身ともに疲弊しきってしまうという現実も指摘され、教師のメンタルヘルス関係の書物も増えている。筆者の勤務校で開講している教員免許状更新講習（「共通必修科目」）における事前の課題意識調査を見ても、受講生の関心は生徒理解や生徒指導に関わる内容に集中する。<sup>(3)</sup>自由記述においても、「子どもたちの変化」、「社会情勢の変化と子ども」、「厳しく、また理解ある生徒指導」、「子どもとのコミュニケーション」、「子どもとの付き合い方・立ち位置」、「教師への尊敬度の低さ」、「人間関係づくりが困難な子ども」、「子どもの固定化した人間関係をどうするか」など、生徒理解・生徒指導関連の悩みが多く語られていた。

2010年3月に公にされた『生徒指導提要』の前書きの記述を見てみよう。

「これまで、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書等が存在せず、生徒指導の組織的・体系的な取組が十分に進んでいないことも指摘されてきました」<sup>(4)</sup>

同書は「提要」でありながら260ページ超の大部なもので、執筆者のそれぞれの専門分野における研究成果を盛り込んだ、まさに「網羅的」な書物である。しかし、この「提要」に忠実であろうとした場合、学校・教師にかかる負荷はますます重いものにならざるを得ないであろう。

しかし、「純粋で真面目な」多くの教師が生徒指導に多大なエネルギーを費やすことの意味をマクロな視点で捉えるとどうなるか。

この間の教育改革をめぐる議論は、主として「学力問題」に焦点化されてきたように見える。しかし、「ゆとり教育」から「脱ゆとり教育」への転換は、一見反対のベクトルであるかのように見えて、実は同じベクトルの一層の強化という側面を持つことが、生徒指導

をめぐる議論と諸施策に見て取ることができるのではないか。筆者には公にされている目的と方法が全く整合していないように思われるのである。この間の生徒指導をめぐる議論状況と生徒指導及び教員養成に関する諸施策を、道徳主義化と結びついた生徒指導を重点とした学校像への一層のシフトチェンジの傾向として総括した。それは、建前とは裏腹に学力向上よりも学校教育を通じての内面管理や行動規制の強化＝学校の道徳教育機関化、さらには大学における教員養成課程の道徳主義化にもつながる危険を内包するものである。

本稿は、以上を明らかにしつつ、学校の将来像とそのため「子ども観」「子どもの人権論」「教師—子ども関係の理論的深化」等、教育諸学の理論的課題を析出することも同時に試みた。

## 1. 1980年代以降の生徒指導の沿革

### (1) 1980年代の「強い指導」とその帰結

1980年代における「強い指導」とは、批判的な観点からは「管理主義的生徒指導」とも称されるが、少年非行と校内暴力が社会問題化したことを背景に全国に広まったもので、当時、城丸章夫は次のようにその内容と問題点を指摘していた。やや古いが、今日においても重要な論点を含んでいるので以下に要約しておく。①人権や民主主義の原理よりも上位に「道徳」があるかのように教師や児童・生徒に思い込ませ、また、道徳の名において児童・生徒を取り締まる限りは人権侵害も差し支えないという錯覚を教師や児童・生徒に生みだした。②児童・生徒の行動を私生活に至るまで標準化・規格化し、これを「生徒心得」や「校則」の名において強制した。③体罰や侮辱による強制方法に端的に示されるような、軍隊的行動様式と全人格的絶対服従関係を復活させた。④現実の生き方の指導としては、受験・就職の競争に打ち勝つことと、学校が提示する学業成績と忠誠度評価を絶対視させ、学校への過剰適応を生みだした。<sup>(5)</sup>

実際、当時は教師の暴行による死亡事故が相次ぎ、また理不尽とも言える生徒懲戒もしばしば裁判沙汰になった時代である。<sup>(6)</sup>そして、そのような事態に1985年、日弁連は人権擁護大会で「学校による人権侵害」を批判し、いじめ・体罰の解消を含む「子どもの人権保障」を提言した。また、1988年には文部省も校則見直しを指示するようになった。しかし、学校現場の動きは鈍かったと言ってよいだろう。多くの学校が自らは是正することのないまま、1990年の神戸高塚高校校門圧死事件<sup>(6)</sup>という悲惨な帰結を迎えることになった。



同事件を契機に文部大臣が全国の教育委員会に調査を命じたことから、90年代には体罰等の事例は急速に減少傾向に転じ、また、厳しすぎる校則の多くが姿を消していったのである。その背景として、国連「子どもの権利条約」の果たした役割も大きかったと言える。

それにしても、このように生徒指導の観点から1980年代を振り返ってみると、子どもの人権の直接的な侵害だけでなく、子どもの人権をめぐる議論の面でも大きな転機だったと思われる。1960年代から70年代にかけてのいわゆる「国民の教育権論」は政府・文部省対日教組という対抗図式の中で、子どもを発達の可能性と捉え、教育人権の中心におくとともに、その権利を守り教育を受ける権利を保障する主体として、親の教育権の信託を受けた専門職たる教師を国民の教育権の担い手とする論理構成を取っていた。しかし、1980年代に起こったことは、教育人権以前に子どもたちの一般人権すら「学校や教師」から守らねばならなくなったことを意味し、そうした枠組みがもはやそのままでは通用しないことを痛感させるものであった。その結果、子どもの権利条約をめぐる議論の時期を除いては、教育権論の停滞を招くことになったのである。その間に新自由主義教育改革の流れの中で、子ども観や子どもの人権をめぐる議論の潮流もますます複雑なものになっていった。<sup>(7)</sup>

## (2) 1990年代における生徒指導をめぐる議論

ただ、そうした子どもの人権をめぐる議論が盛んになる一方で、たとえば「プロ教師の会」<sup>(8)</sup>に代表されるように、「管理こそ教育の本質」、「教育＝社会のルールを教えること」、「生徒指導こそ教育の本流」といった主張が次第に台頭してきた。ベストセラーとなった『子どもが変だ』をはじめ、子どものみならず、親、教師までも批判しながら、「理念より行動」を旨とする、ある意味「リアルな」教師像を描いていった。出版物のインパクトやサブカルチャー系の出版社のカラーもあって、当初は教育書として認知されにくかったが、理想と現実、生徒・親との対立に悩む教師にとってはその割り切った姿勢がある種の福音と映った面もあり、次第に影響力を強めて行った。近年では会の中心人物が教育評論家として各種審議会の委員になるなど、生徒指導をめぐる議論においても重要な役割を果たしている。

そうした動向に追い風となったのが1997年の「神戸事件」であり、それを契機として公にされた中央教育審議会のいわゆる「心の教育」答申<sup>(9)</sup>であった。同答申は、「家族で夕食を」といったソフトな面とともに問題行動への「毅然とした態度」を強調し、生徒指導の厳格化や学校と警察の連携の強化策などを求めるものであった。1998年に起こった黒磯市

女性教諭殺害事件は、その後の裁判の過程で「学校が教師にとって危険な場所であること」や「教師の正当防衛権」の確認、「出席停止」の運用を円滑にするための学校教育法改正(2001年)につながった。これらの事件を契機として少年法の厳罰化をめぐる議論が再燃したが、これらは、言ってみれば「子どもの人権保障」の主張への反動であり、子どもを「自律のために援助を求めることができる独自の人格を持つ子ども」という子ども観に対して、保護・矯正の観点から、あるいは矯正・統制をやめて大人と同等の責任を取らせようという見方の双方からの批判を含むものであった。<sup>(10)</sup>

また、2000年の「教育改革国民会議」の提案<sup>(11)</sup>も道徳の強化、問題行動への指導の強化等を提言し、後の教育基本法改正～教育三法における義務教育の「道徳主義化」に繋がる道を開いた。

### (3) 「ゆとり教育」と生徒指導の重点化

1998年は第15期及び第16期中央教育審議会答申(いわゆる「教育改革一次答申」と「教育改革二次答申」)<sup>(12)</sup>が制度上の具現化をみた年であった。まず、学習指導要領第6次改訂と学校教育法施行規則改正による「学校完全週五日制」による「ゆとり教育」が導入された(学習指導要領の完全実施は2002年)。次いで、学校教育法の一部改正による「中高一貫教育」の導入と教育職員免許法の改正による教員免許取得要件科目の大改変が行われた。これらに1999年には生涯学習審議会答申<sup>(13)</sup>による「塾の認知」を加えて総合すると、いわゆる「新自由主義教育改革」のもとでいかなる学校がイメージされ、そこで働く教師にいかなる役割が期待されたかが明らかになる。

#### i) 「ゆとり教育」と想定済みの学力低下

中央教育審議会の教育改革第1次答申の論理はこのようなものであった。

- ・21世紀に生きる日本人には「生きる力」が必要である。
- ・「生きる力」を育むためには「ゆとり」が必要である。
- ・ところが、学校が子ども達の「ゆとり」を奪っている。
- ・従って、「ゆとり」を取り戻すためには学校を「スリム化」しなければならない。
- ・学校完全五日制を導入し、教育内容を削減するべきである。

一見もっともらしいようでこの論理は明らかにおかしい。子ども達のゆとりのなさは、加熱する受験競争と過度の塾通いによるところが大きかったのではないか。この「すりかえ」が意図したものは今では明らかになっている。

結論からいえば、「ゆとり教育」は当初から「学力低下」を織り込み済みだったということである。たとえば、学習指導要領第6次改訂を担った教育課程審議会会長の三浦朱門は「ゆとり教育」の真の目的がエリート教育にあり、その他の者には「せめて実直な精神だけを養っておいてもらえればいいんです」と明言している。(14)

「ゆとり教育」のもとで「道德教育の充実」が盛り込まれていたこともこの文脈にのせることで、単なる「心の教育」を超えた政策側の意図が見えてくるはずである。

たとえば、東京大学の入学生のほとんどが私立進学校出身者で占められるようになっていく事実からすれば、我が子にエリートコースを歩ませたい親は、自ら進んで公立で行われる教育を放棄し、塾も含めて私費で教育を「買う」のであり、そうした層の子ども達でエリートが確保されるのであれば、もはや公立部門への投資は極力抑えたい、というのが本音であろう。(15)

#### ii) 「中高一貫教育」の導入と教育格差

1998年改正学校教育法によって導入された中高一貫教育は表向きには「教育における形式的な平等から個性の尊重への転換」及び「受験競争の弊害の除去」「ゆとりある6年間で個性を伸ばす」というのが建前であった。確かに一見高校入試の負担が軽減されるように見えるが、しかしその内容を詳しく見ると、そこには戦後教育改革によって実現した平等な教育制度の構造を揺るがす重大な変更が加えられたことがわかる。(16)

端的にいえば、「中等教育学校」と「併設型中学校－併設型高等学校」が選抜制の中等教育機関となり、「連携型」及びその他の中学校は普通の公立校となる。つまり、「中高一貫教育」の実体は戦後教育改革で実現した「単線型」から「複線型」への教育構造の転換であり、前期中等教育の段階において、教育課程編成も柔軟な少数の選抜制の学校（＝公立のエリートコース）と、他の誰でも通える中学校との格差が生み出されたのである。高校入試の負担軽減と引き換えに、通常の中学校・高等学校における学力低下が懸念されるが、既に見た「ゆとり教育」の趣旨を併せて考えれば、それも織り込み済みと考えるのが自然であろう。

複線型教育構造の導入による格差付けのなされた学校教育で、大多数の学校に「ゆとり教育」を導入することを予定した上で、その学校の教師に何を期待するか、それは同時に改正された教育職員免許法の内容から読み取ることができる。

iii) 教員に求められる資質・能力～教職課程カリキュラムの転換と生徒指導の重点化

1988年の教免法改正において、教員免許取得要件科目に「生徒指導」2単位が加えられるなど、教職科目が「重く」なっていたが、98年の改正では「変化の激しい時代への対応」とともに、「現場の課題に対応する実践的能力」ということが強調されていた。

具体的な変更点は以下のとおり。

- ①教育実習の単位増：中学校教員免許取得のための教育実習の所要単位数が3単位から5単位に改められた（うち1単位は大学における事前事後指導）。
- ②教職教養科目の増加：「教員としての使命感・一体感等に関する科目」の新設、生徒指導関連科目の単位の倍化（4単位化）、カウンセリングマインドの必須化、情報処理、外国語コミュニケーション等。
- ③変化の激しい時代に求められる資質向上のための「総合演習」の新設。<sup>(17)</sup>
- ④教科に関する科目の所要単位数の削減。

なお、この年に「教育職員免許法特例法」の成立によって義務付けられたものが「介護等体験」である。これは「神戸事件」を契機に「心の教育」の重要性が叫ばれる中、教員志望者に「豊かな心」を求めるという趣旨であったが、「教職への使命感」などとともに、教職課程の「道徳教育化」の側面を見てとることができよう。<sup>(18)</sup>

これら教員養成カリキュラムの改変は、教員志望者に対して、教科指導力を犠牲にしても「人間としての心の豊かさ」「変化の激しい社会への対応」「生徒指導を中心とする現場の課題への対応力」といった資質・能力を求めるメッセージである。すなわち、「ゆとり教育」のもとで、「使命感を持って」「現場の課題」（＝主として生徒指導）に力を注ぎ、ということであろう。

これまで見てきたことを総合すれば、1998年を起点に起こった一連の「改革」は、公教育の縮減方向に弾みをつける動きそのものであった。複線型教育構造を導入し、公立部門にエリートコースを作りつつ、圧倒的多数の公立学校には「ゆとり」の名のもとに「低価格で最低限の教育」を行わせ、それ以上の教育を求める父母には受益者負担の名のもとに私費でこどもに教育を受けさせるよう誘導する。他方において、教員には教科指導より生徒指導に力を注ぐよう求めることで、「従順で素直な」一般市民の育成を求めるといった構図だったのである。

## 2. 教育基本法改正と生徒指導の厳格化の動向

### (1) 教育基本法及び改正学校教育法における「規律」「規範意識」の強調

2006年に成立した新教育基本法及び2007年の改正学校教育法の特徴の一つはさまざまな条文において、道徳、規範意識、規律等が強調されていることである。それは、2003年の中央教育審議会答申『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』の以下の記述を背景としている。

「青少年が夢や目標を持ちにくくなり、規範意識や道徳心、自律心を低下させている。いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊などの深刻な問題が依然として存在しており、青少年による凶悪犯罪の増加も懸念されている。」<sup>(19)</sup>

「学校教育においては、子どもが自ら学習に取り組む主体的な存在として尊重され、子どもの学習意欲を引き出し、個性に応じて能力を伸ばすことができるよう教育上配慮されなければならない。同時に、子どもが学習する際には、規律を守り、真摯に学習に取り組むことが重要であり、教員は、子どもにそのような態度を身に付けさせることにより、安心して学習することができる環境を形成するように努めることが重要である。」

これらを踏まえて、新教育基本法第2条「教育の目標」においては、5本20の徳目が列挙された。ここでは特に規範や規律の重視につながる1と2を見ておく。<sup>(20)</sup>

「1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」

国会における審議では「自律の精神とは、自分で自分の行為を規制して、外部からの制御というんですか、外部からの力ではなく、自分で立てた規範に従って自分で行動できる精神ということだと思います」と説明されていた。<sup>(21)</sup>

また、第6条「学校教育」の第2項には次の条文が新設された。

「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」

この「規律を重んずること」については「本項は、教育を受ける者に規律を重んじ、学

習意欲を高める旨の義務を課したのではなく、教育を行う者が教育を行うに当たって、留意すべき事柄を規定するものである」<sup>(22)</sup>と説明され、学習者、つまり児童・生徒に直接課せられる義務ではないことが明らかにされているが、全体のトーンとして「権利としての教育」の視点よりも「義務」的なニュアンスが強まった印象は否めないであろう。見方を変えれば、教員が生徒に対して強い態度で臨むことを支援する規定に転化される可能性がないとは言えないであろう。<sup>(23)</sup>

新教育基本法を踏まえて 2007 年に改正された学校教育法においては、幼稚園（第 23 条）及び義務教育（第 21 条）の目標が旧法の「自主及び自律の精神」から「自主、自律及び協同の精神」となり、さらに「規範意識」が加えられた。

## （2）学習指導要領改訂の動向と「脱ゆとり」の影響

「ゆとり教育」が学力低下をもたらしたという批判から、2003 年には既に部分改訂が行われたが、2008 年の学習指導要領第 7 次改訂は「脱ゆとり」を明確にした。主な動機は国際競争力に関わる危機感と思われるが、それには弊害も予想される。授業時間数を増やし、「ゆとり教育」で削減した教育内容を復活させ、さらに「新しい時代に対応した教育の充実」として、環境教育、家族と家庭に関する教育、食育、消費者教育、情報教育、といった内容も盛り込まれた。「ゆとり教育」の論理は、生きる力を育むために「ゆとり」が必要であるということから「学校のスリム化」を図るというものだったが、完全週五日制のまま「脱ゆとり」を図るとどうなるかといえば、今度は「学校のタイト化」とも言うべき事態が予想される。

表：学習指導要領改訂による授業時数の変遷（藤本作成）

学習指導要領改訂と授業時数の変遷

	改訂年	試案 1947 年	第 2 次 1958 年	第 3 次 1968/69 年	第 4 次 1977 年	第 5 次 1989 年	第 6 次 1998 年	第 7 次 2008 年	
								移行措置	完全実施
小学校	一年生	770	816	816	850	850	782	816	850
	二年生	840	875	875	910	910	840	875	910
	三年生	875	945	945	980	980	910	945	945
	四年生	980-1050	1015	1015	1015	1015	945	980	980
	五年生	1050-1190	1085	1085	1015	1015	945	980	980
	六年生	1050-1190	1095	1085	1015	1015	945	980	980
	総計	5565-5915	5821	5821	5785	5785	5367	5576	5645
中学校	一年生	1050-1190	1120 以上	1190	1050	1050	980	980	1015
	二年生	1050-1190	1120 以上	1190	1050	1050	980	980	1015
	三年生	1050-1190	1120 以上	1155	1050	1050	980	980	1015
	総計	3150-3570	3360 以上	3535	3150	3150	2940	2940	3045

1992 年 9 月より毎月第 2 土曜日が休業日。

1995 年 5 月以降は第 2 及び第 4 土曜日が休業日。

2002 年 4 月以降、毎週土曜日が休業日（学校教育法施行規則を改定し、公立学校は法的に拘束された）

日々の学習内容が濃密になり、全て消化することが困難な児童生徒が増えることが懸念される。「学ぶ意欲」を学力の中核に据えておきながら、かえって意欲の低下を招くことも心配される場所である。それによって「授業が成立しにくい状況」や「教室の荒れ」が誘発されることで、教師による管理が再び強化されるのではないだろうか。

一方で、道徳について「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通して行うこと」とされ、各学校に「道徳教育推進教師」という職制の配置を義務付けるなど、学校教育全体の「道徳主義化」がさらに推し進められたと言える。(24)

### (3) 生徒指導の厳格化動向と子ども観の拮抗

教育基本法改正～関連法改正～学習指導要領改訂の流れが「規律」「規範意識」「道徳の充実」を強調する動向と並行して、生徒指導分野に関しても大きな変化があった。

#### i) 「ゼロ・トレランス方式」

2006年5月、国立教育政策研究所生徒指導研究センターによる『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書－規範意識の醸成を目指して－」が出され、これを受けた文部科学省は同年6月に「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について」を通知した。(25)

報告書は「ゼロ・トレランス」(zero tolerance＝「寛容度ゼロ」)という考え方を紹介している。すなわち、「安全で規律ある学習環境を構築するという明確な目的のもとで、小さな問題行動に対して、学校が指導基準に従って毅然とした態度で対応する理念」としている。

報告書はまた、アメリカの犯罪心理学における「割れ窓理論」(割れた窓ガラスを放置しておくと犯罪が多発するので軽微な犯罪から取り締まる必要があるという考え方)も紹介しているが、重大な問題行動を予防するためには、ささいと思われる問題行動に対して教師が曖昧な態度をとることを戒めるというものである。

ゼロ・トレランスによる指導とは、「全ての学校において、全ての教職員が、指導がぶれることなく、『当たり前にするべきこと』を『当たり前のこと』として徹底して実施する」「社会で許されない行為は、学校においても断じて許されない」という学校としての指導方針や姿勢を外部に積極的に発信する」と、毅然とした粘り強い指導を徹底することを求めている。

具体的な内容与方法として、以下の事柄が学校に要請されている。

小さな問題行動から注意するなど段階的に罰則を厳しくする「段階的指導」を取り入れるなど体系的で一貫した指導方法の確立を図ること、生徒指導の基準や校則を明確化にし、入学後の早い段階で児童生徒や保護者に周知徹底すること、学校側は毅然とした指導を粘り強く行うこと、教職員全員の共通理解を図ること、児童生徒の自己指導能力の育成を目標とすること、等である。

義務教育では出席停止制度の活用を、高等学校では退学・停学などの処分など、厳格な対応を求めているところが強調されており、報道等においてはややもすれば「厳罰化」のイメージが独り歩きしていた感がある。<sup>(26)</sup>

この文部科学省通知は教育基本法改正に先立つものではあるが、翌年の文部科学省初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」等と合わせて、改正教育基本法をめぐる議論や教育再生会議の議論等と連動しているものと考えて差し支えないであろう。

## ii) 「規範意識の醸成」と生徒指導の新基準等

新教育基本法の成立後の2007年2月5日、文部科学省から初等中等教育局長通知が出された。「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(18文科初1019、平19.2.5)である。この通知は、先のゼロ・トレランスの考え方を受け継ぎつつ、新教育基本法第6条第2項「教育を受けるものが学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことを前提に生徒指導の充実を求め、またいくつかの重要な基準の変更を示すものとなっていた。

本編は以下の構成となっている。

- ①生徒指導の充実(学校における日常の指導、生徒理解、生徒との信頼関係、規範意識醸成のためのいじめや暴力行為等に関するきまりや対応の明確化と周知、傷害事件をはじめ犯罪行為の可能性のある場合に学校だけで抱え込まず、直ちに警察に通報し協力を得るべきこと)
- ②出席停止制度の活用(出席停止制度の趣旨についての理解と、日頃からの規範意識を育む指導や教育相談、教育委員会はいじめや暴力行為等を繰り返す児童生徒に対し出席停止措置をためらわない、制度の運用にあたり教師や学校が孤立しない配慮、)
- ③懲戒。体罰について(懲戒を通じての規範意識の育成、一時の感情による安易な判断による懲戒の戒め、教員等、児童生徒、保護者間での日頃からの信頼関係、体罰の禁



止、体罰に関する考え方の変更)

その上で、この通知は「別紙 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」において、体罰に関する従来の判断基準の変更を示している。

体罰の禁止に関しては、従前通りの原則的判断を示しつつ、体罰の判断と「有形力の行使」について重大な変更を示している。

「(1)…教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」とした上で「(3)個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記 (1) の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である」という。

これはおそらく近年話題になっている「モンスターペアレント問題」への配慮もあると思われるが、筆者はこの体罰の判断の在り方に関しては疑問を投げかけざるを得ない。

かつて 80 年代に多発した体罰事件の裁判において、学校で行われた体罰の現場を見ていない保護者にとって、その事実の立証が極めて困難であり、訴訟上圧倒的に不利な立場に立たされたことから、この記述は公平性を欠き、学校・教師の側の独善を許す危険が払拭できないと考えるからである。

次に「有形力の行使」を事実上容認していることが問題である。

「(4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決）などがある。」としている。

ここで引用されている「昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決」はいわゆる「水戸五中体罰事件」東京高裁判決のことであるが、同判決は、引用された箇所とは別の個所で次のようにも述べている。

「単なる身体的接触よりもやや強度の外的刺激（有形力の行使）を生徒の身体に与えることが…教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為として機能し、効果が上がることも明らかであるから、教育作用をしてその本来の機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみに止まることなく、そのような方法・形態によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することもゆるされてよい場合がある。」<sup>(27)</sup>

いかにも歯切れが悪いが、乱暴に要約すれば、「口頭の注意ではぬるくて効き目がないと感じたらやや強度の外的刺激を加えてもよい」として、体罰に該当するか否かの判断を個別事例ごとの現場の判断に委ねるとするものであった。しかし、勘案しなければならない条件の多さと「やや強度」で「一定の限度内」の「有形力」を現場で個々の教師が判断するということがどれだけ現実的なものか、疑問である。体罰事例の多くが感情的になった教師によって行われることを考えるならば、このような論は結局体罰を一部容認するものとならざるを得ないであろう。当時、日本教育法学界などから厳しい批判にさらされた所以である。<sup>(28)</sup>

なお、2009年4月28日の熊本小学校教諭体罰事件の最高裁判決では、この文科省通知の趣旨に沿った形で「有形力の行使」を認め、児童の胸をつかんで壁に押し付けた教諭の行為を「やや穏当を欠く」としつつも、教育的指導の範囲を逸脱するものではないとして、教諭の行為を体罰に当たるとした一審二審判決を破棄し、体罰に当たるとの訴えを退けた。<sup>(29)</sup>しかし、「懲戒を目的とした有形力の行使」と「教育的指導としての有形力の行使」の区別が明確になされているとは言いがたい。今後も、こうしたグレーゾーンの「有形力の行使」が行われるとすれば、長期的にみた場合、学校・教師と児童生徒・親の信頼関係にとっては好ましからざる影響が出てくるのではないかとの懸念がある。

さらに同通知は、従来は体罰に当たるとして禁止していた児童生徒に教室外への退去を命じる措置を条件付きで体罰に当たらないとして、具体的な基準を示した。退去させるにたる行為内容、退去の手続き、及び退去後の学習の保障といった条件が満たされる場合であるが、これは2001年の出席停止手続きの整備のための学校教育法改正と同様の考え方によるものである。

その後も、文部科学省は学校内に持ち込まれた携帯電話の一時預かりを教育上必要な措置として認めるなど、生徒指導の厳格化方針を堅持している。

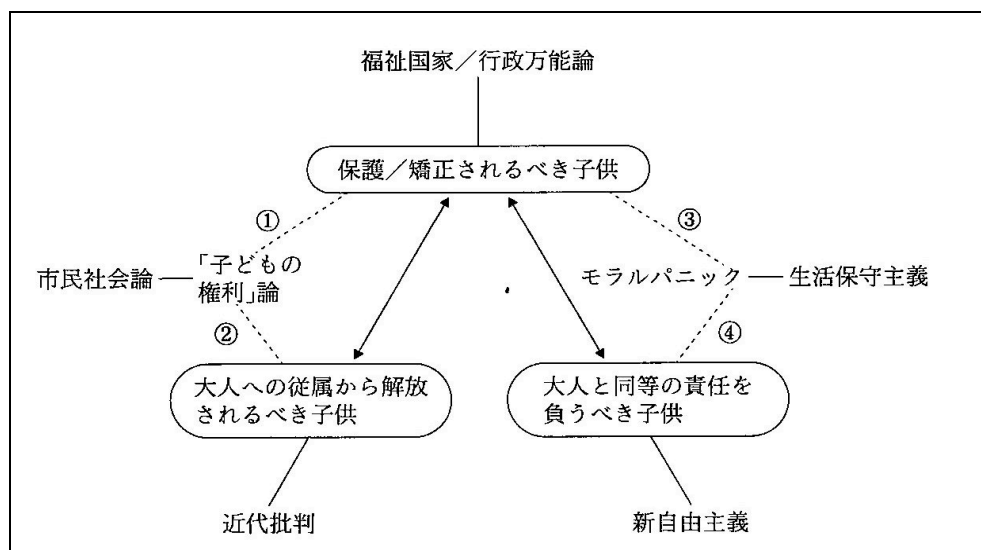
さらに、2010年には警察庁が全国の警察本部に通知を出し、やはり「割れ窓理論」に基づく形で今後「万引き」については全て警察に通報することを徹底することを求めるなど、社会全体へのゼロ・トレランスの広がりが見られる。<sup>(30)</sup>

### iii) 子ども観の拮抗

以上の生徒指導の厳格化動向は、教育人権論が前提としてきた子ども観が大きな転換に直面していることを示すものである。

教育社会学者の広田輝幸によれば、かつての「国民的教育権論」において支配的だった子どもを「保護・矯正の対象」と見る見方は、1980年代から90年代の教育法学分野において、「自立のために援助を求めることができる独自の人格を持つ子ども」に理論的な進化を見たという。その一方で、保護・矯正の対象とは見なさず、「より自律した主体」に近づけていくべきであるという主張、逆に、大人では手に負えないから「保護・矯正の対象」ととどめておこうとする主張、「自己責任論」を背景に大人と同じ責任を負わせようとする主張などが、脱学校論やポストモダン、あるいは保守主義の思想と結びつき、複雑なねじれをともなう、せめぎ合っている状況だという。<sup>(31)</sup>

表：広田による「子供イメージの拮抗」の図式化。<sup>(32)</sup>



広田の図式にこの間の「脱ゆとり」と「生徒指導の厳格化」動向を重ね合わせれば、政策サイドの推し進めるものはまさに新自由主義と生活保守主義との混合物ではないだろうか。そこにおいて公的に表明される「自立」や「自律」は、やはり上からの管理強化につながらざるを得ず、むしろ児童・生徒の「自立」や「自律」を阻害する機能を果たすこと

になるのではないか。

だからこそ、混迷し錯綜する子ども観・人権観を解きほぐしつつ、将来の学校像とそこにおける生徒指導観を再構築することが急務である。

### まとめにかえて

新自由主義経済のもとで長引く経済停滞、キャリア教育の名で早くから激しい競争の労働市場を意識せねばならないという「ゆとり教育」時代の社会経済的条件はそのままに、今度は「脱ゆとり教育」によって「タイト化」し、また、道徳主義化した学校に投げ込まれる児童生徒たち。そして、その児童生徒たちを待ち受けるのは、学習指導の負担増だけでなく膨大な領域をカバーせねばならない「生徒指導提要」を与えられ、自らも規範意識や道徳に縛られながら厳格な生徒指導を求められる教師たち、というのが、これまでの記述から浮かび上がってくる学校のイメージである。

こうした学校像のもとで筆者が危惧するのは教員の過剰同調である。1990年代以降注目を集めるようになった「教員文化」に関する諸研究において、日本の教員の多くが「自己犠牲」をとまなう「まじめさ」といった特性を自らのアイデンティティとしていることが指摘されている。<sup>(33)</sup>これはある意味好ましい特性と考えられなくもないが、一方で社会への関心より目の前のこどもの関わりに埋没してしまう危険性をはらんだ特性でもある。「教科指導の充実」と「生徒指導の充実」の膨大な課題を、矛盾を感じつつも多くの教員が「使命感」を持って自ら引き受けていくことは、教育現場をますます疲弊させることにつながりかねない。<sup>(34)</sup>

筆者としては、学校教育が「生きる力」と「確かな学力」を育むことを主たる目標とするのであれば、その目的に整合すべく、生徒指導（とりわけ、「消極的目的の生徒指導」）にかかる教員の負担をドラスティックに軽減することが必要であると考え。新教育基本法第10条（家庭教育）は父母その他の保護者に子の教育についての「第一義的責任」を負わせ、また、第13条（学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力）は、学校・家庭及び地域住民その他の関係者について「教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と規定しており、各主体の役割分担の明確化を図ることが必要である。

筆者は、脱学校の発想であれポストモダンの発想であれ、児童生徒を発達段階に応じて

より自律した主体として尊重する方向の子ども観を選択する他はないと考えている。しかし、そのためには、たとえば、子ども観については成人年齢をどうするかといった法制面での大人の定義も視野に入れた再構築が急務であり、また、学校像・教員像の面では学校における教師－生徒関係、生徒の自己決定権の在り方、自由や権利と義務・責任の均衡の問題、さらには教員養成や研修の在り方を含めた教師の専門職性の再検討まで多岐にわたる課題が山積している。<sup>(35)</sup>それらの問題を一つ一つ解きほぐしつつ、今後、子ども観、人権観、生徒指導観の再構築を試みていきたい。

註

- (1) 岩城幸次・森嶋昭伸編著『生徒指導の新展開』（ミネルヴァ書房、2008年）p. i。
- (2) 高橋哲夫代表 仙崎 武・藤原正光・西 君子・今泉紀嘉編『生徒指導の研究（第三版）』（教育出版、2009年）p. iii。
- (3) 2010年度の課題意識調査では、83名の受講申込者（実際の受講生は80名、出身大学は26大学）の「関心のある内容」（複数回答可）への回答は表のような分布となっていた。

2010年大阪音楽大学教員免許状更新講習における課題意識調査結果 (大阪音楽大学エクステンションセンターによる集計をもとに藤本作成)		
関心のある領域	人数	%
a 学校をめぐる状況変化	33	39.8
b 専門職たる教員の役割	23	27.7
c 学習指導要領改訂の動向	19	22.9
d 教育改革の動向	8	9.6
e 子供の発達に関する動向	28	33.7
f 子供の適切な指導のあり方	52	62.7
g 学校組織マネジメント	3	3.6
h 学校における危機管理上の課題	5	6.0
回答者数	83	100.0

なお、この回答分布には制度の成り立ちと性格上、「好んで受講するわけではない」あるいは「制度そのものに反対」という受講者が多く、また、この間の教育改革や教職員組織の再編への不満も現れていると思われる。ただし、本学の講習では、そう

した受講生の率直な感情を正面から受け止めつつ、充実した内容となるような工夫を行い、講習後の受講生による講習内容の評価は高いポイントを得たことも付記しておきたい。筆者としては更新制は廃止すべきという考えに与するが、現職教員と大学の教職課程が交流し、相互理解と協働の機会にはなったと考えている。

- (4) 文部科学省『生徒指導提要』（電子版、2010年3月）。
- (5) 青木他編『現代教育学事典』（労働旬報社、1988年）。
- (6) この事件については多くの書物が世に出たが、事実関係や裁判初期のルポなど、貴重な資料となる

- のが朝日新聞神戸支局編『少女・十五歳』（長征社、1991年）。
- (7) 「国民の教育権論」の展開と今日的課題の整理として以下参照。篠原清昭・笠井 尚・生寫亜樹子『現代の教育法制』（小島弘通監修『講座 現代学校教育の高度化 第4巻』学文社、2010年）。
- (8) 埼玉教育塾という教師達の勉強会から発展した団体で、河上亮一、諏訪哲二等を中心メンバーとする。宝島社の『別冊宝島』において1980年代後半から『ザ・中学教師』シリーズを刊行して知られるようになった。特に1991年の『子どもが変だ』（宝島社）は各新聞の書評欄その他でセンセーショナルに取り上げられ一躍注目を集めることとなった。
- (9) 中央教育審議会『新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機』（1997年）。
- (10) 子どもの人権に関わる思潮の見取り図として、広田照幸『教育言説の歴史社会学』（名古屋大学出版会、2001年）pp.361-366参照。
- (11) 教育改革国民会議『教育を変える17の提案』（2000年）。
- (12) 『21世紀を展望したわが国の教育の在り方について』第1次答申（1996年）がゆとり教育を提案し、第2次答申（1997年）が「中高一貫教育」を提案した。
- (13) 生涯学習審議会『生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ』（1999年）。進学塾と補習塾の区別等を敢えてせずに、あたかも、塾の方が通常の学習でも体験的な学習でも優れているかのような記述が目立ち、また、過度の塾通いについても父母によるパトロールなど、非現実的な提案を行うなど、物議を醸した文書である。
- (14) 「学力低下は予測し得る不安と言うか、覚悟しながら教課審をやっとりました。いや、逆に平均学力が下がらないようでは、これからの日本はどうにもならんということです。つまり、できん者はできんままで結構。戦後50年、落ちこぼれの底辺を上げることにばかり注いできた労力を、できる者を限りなく伸ばすことに振り向ける。百人に一人でもいい、やがて彼らが国を引っばっていきます。限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいてもらえればいいんです。（中略）平均学力が高いのは、遅れてる国が近代国家に追いつけ追い越せと国民の尻を叩いた結果ですよ。国際比較をすれば、アメリカやヨーロッパの点数は低いけれど、すごいリーダーも出てくる。日本もそういう先進国型になっていかなければなりません。それが“ゆとり教育”の本当の目的。エリート教育とは言いにくい時代だから、回りくどく言っただけの話だ。」
- 斉藤貴男『機会不平等』（文藝春秋社、2000年）p.41。
- (15) 新自由主義経済のもとで、財界による教育要求が活発化してきたが、「21世紀日本の構想」懇談会は2000年にその報告書の中で、将来的には義務教育は週三日制として、最低限の内容に限るべきとの提言を行っている。

- (16) 「中高一貫教育」の導入とは、三つの型の中高一貫から各自治体が選択的に導入できるというものであった。以下がその三つの型である。

中高一貫教育の3タイプ（関係法令をもとに藤本作成）

型	形態及び設置者	教育課程	小学校からの接続	中・高（前期課程・後期課程）の接続	懲戒としての退学処分
連携型	連携型中学校+連携型高等学校 （設置者が異なる）	両設置者の協議により一貫性に配慮した編成が可能	学校教育法による就学義務	形式的試験 （面接・作文等）	中学で禁止
併設型	併設型中学校+併設型高等学校 （同一設置者であること）	教育課程編成の特例が認められる	規定なし（学力検査可）	無試験	中学で可
中等教育学校	単一の教育機関	教育課程編成の特例が認められる	学力検査は行わない	無試験	前期課程で可

確かに高校入試の負担が軽減され、12-18歳の教育に「ゆとり」がもたらされるように見えるが、果たしてそうか。以下、問題点を指摘する。

- ・中等教育学校は確かに「学力検査は行わない」旨を明記しているが、選抜自体は行われる。具体的には調査書や作文、面接など。
  - ・併設型学校については選抜に関してなんの制限も明記されていない（つまりなんでもありなので、小学生に受験競争をさせることになる）。
  - ・併設型の中学校は高等学校と設置主体が同一でなければならないから、たとえば「県立中学校」が創設されることになり、いずれにしても市町村の設置義務による学校ではない。
  - ・中等教育学校の前期課程及び併設型中学校では生徒に対する退学処分が可能。
- (17) 「総合演習」は、変化の激しい時代に求められる教員の資質として、「地球市民としての視野」を広げるため、「全人類的課題」や「我が国全体に関わる課題」について、学生が自ら研究し、それを児童生徒に指導する能力を身につけることを目的としていた。2008年の教育職員免許法改正により廃止され、2010年度大学入学生からは代わって「教職実践演習」が必修化された。
- (18) 授業科目ではなく、あくまでも学生が自主的に行う福祉施設での五日間、特別支援学校での二日間、合わせて七日間の「体験」の証明書が免許状「申請」の必須要件となる仕組みである。さまざまな混乱を招いたものでもある（当初、大学にとっても学生にとっても迷惑な制度と思われたが、一方、特別支援学校への理解を拡げたり特別支援教育への関心を高めるなどの一定の副産物は認められる。しかし、それでも何故教員志望者にだけ、このような体験が求められるのかについては理解に苦しむところである）。
- (19) 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（2003年）。ただし、このような「青少年の凶悪犯罪の増加」等の言説について、その虚妄性を衝く書

- 物が多い。広田前掲書の他、さしあたり、広田照幸・伊藤茂樹『教育問題はなぜ間違っ  
て伝えられるのか』（日本図書センター、2010年）参照。
- (20) なお、新教育基本法第2条の改正が個人・市民社会から国家・共同体重視の教育目標への転換であることを篠原らは明快に指摘している。篠原清昭他 前掲 p.64。
- (21) 伊吹文明文部科学大臣（参議院 2006年12月13日）。
- (22) 教育基本法研究会編著『逐条解説改正教育基本法』（第一法規、2007年）p.107。
- (23) たとえば、次のような指摘がある。「改正法6条2項は学校教育を担う教員に対し具体的な法的義務を課しているとは解されず、その一方で、改正法6条2項の後段に教育宣言的な効果が期待されていることは、その含意として教育を受ける者に対しても道義的な対応が期待されているものと考えられる」（佐々木幸寿『改正教育基本法－制定過程と政府解釈の論点』（日本文教出版、2009年））p.153。
- (24) 市川昭午は、教育基本法の改正論争から改正過程、改正内容そしてその後の関連法改正までを詳細に分析した労作『教育基本法改正論争史』（教育開発研究所、2009年）において、今回の改訂が現実には『自ら学ぶ』から『教える』に軸足を移した（p.247）と見ている。その上で、学力水準の確保を優先し、伝統や文化に関する教育の充実や道德教育の充実については「競争力強化政策が社会にもたらす弊害を回避する手段という色彩が強い。その意味では積極的・攻撃的というよりは消極的・防衛的スタンスである」（p.253）とする。筆者は道德教育が「積極的・攻撃的」である必要はないと考えるが、「道德教育の充実」が一種「社会防衛的な」意味合いで強化されているのではないか、という思いは抱いているし、それが生徒指導の厳格化などと結びつくことをむしろ懸念している。
- (25) 文部科学省通知「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）」（18初児生第12号 平成18年6月5日）。
- (26) たとえば、文部科学省通知のもととなった報告書に関する毎日新聞の報道なども「厳格化」を強調している（『毎日新聞』2006年5月22日）。
- (27) 兼子 仁編『別冊 ジュリスト No.118 教育判例百選（第三版）』（有斐閣、1992年）p.112。
- (28) なお、有形力の行使であってもいわゆる正当防衛の場合はもとより懲戒目的ではないので、体罰にあたらないことは、同通知に明記されている。同様に、たとえば支援学校で、暴れる生徒を止める場合の有形力の行使も危険回避の目的であれば体罰には該当しないと考えられる。
- (29) 北村和生「小学校教員が教育的指導として行う『有形力の行使』の国家賠償法上の違法性」（『ジュリスト No.1398 平成21年度 重要判例解説』（有斐閣、2010年4月10日臨時増刊号））pp.68-69。
- (30) 警察庁通知『犯罪が起きにくい社会づくりの推進について』（2010年4月21日）。
- (31) 広田、前掲書、pp.361-366 参照。



- (32) 広田、同上、p.362。
- (33) 日本の教員は『精神的に気苦労が多く』『自己犠牲の強いられる』仕事だと思っている反面『やりがい』があり、『児童・生徒に接する喜びのある仕事』だとも思っている。」ということが指摘されている。そして、「多くの教員が自分たちの持ち味を『まじめさ』や『明るさ』といったパーソナリティに関わる性質、『公正さ』という道徳的・倫理的なことがらが自己の持ち味として捉えられている」という。山崎鎮親「学校制度の中の教員文化—信頼のゆくえ」（堀尾輝久・久富義之他編『講座 学校 6 学校文化という磁場』柏書房、1996年所収）。
- (34) この点で、教育職員免許法の改正＝「教職実践演習」の導入はさらに深刻な問題をはらむ。およそ、免許という国家資格に関わる科目で「教育的愛情」の有無を判定しなければならない科目というのを、寡聞にして筆者は知らない。大学の教職科目を教師の徳目を植え付ける「道德教育化」の一層の進展が危惧されるのである。また、民主党政権の公約でもあった六年制教員養成の構想はさらに重大な問題をはらんでいる。「教職実践演習」や「六年制教員養成」の問題性については多くの批判がなされているが、ここでは、大森直樹・池田賢一・広瀬義徳・渡辺雅之「提言 教育現場に不要なもの—学校の風景から—」（『現代思想』vol.38-5、青土社、2010年4月号所収、pp.150-175）参照。
- (35) 教育権論を踏まえての教師の専門職性の再検討については、市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂、2007年7月、pp.108-113 参照。



# 教職課程履修生の意欲の高まりと視野の広がりについての考察 —教職に関する意識調査Ⅲ—

大 前 哲 彦  
角 谷 史 孝  
喜 多 忠 政

## はじめに

教職科目を担当している教員組織（教職部会）として授業改善活動の一環として受講生に対するアンケート調査を実施してきた。調査は、教職科目の最後に履修する道德教育論（学部4年生）と教育方法論（短大2年生）の12月から1月の授業時に実施している。この時期は卒業試験等で公欠になる受講生がいるために回収調査票数は表1に示すとおりであった。

表1、調査年度毎の所属別回答者の割合

		合計	大学4年	短大2年	科目等履修生
年度	合計	509	349(68.6)	147(28.9)	13(2.6)
2007	160	121(75.6)	32(20.0)	7(4.4)	
2008	167	105(62.9)	61(36.5)	1(0.6)	
2009	182	123(67.6)	54(29.7)	5(2.7)	

既報（『大阪音楽大学紀要』第四十八号）の通りに2007年度調査を踏まえて2008年度調査において調査票を一部変更したために、ここでは2008年度と2009年度の経年比較を中心に分析結果を報告しておきたい。2007年度も含めた3カ年の経年比較は、設問と選択肢を変更しなかった項目に限定せざるを得ない。

調査の概要について、今回の調査は2009年12月から2010年1月にかけて教職科目後期後半授業において科目等履修生を含む学部4年生と同じく科目等履修生を含む短大2年生を対象に実施した。対象数は278（学部184人、短大70人、科目等履修生24人）人であり、サンプル数は179（学部122人、短大54人、科目等履修生3人）人であったので回収率は64.4%となった。専攻別内訳は作曲5人、音楽学2人、声楽44人、ピアノオルガン60人、管弦打61人、ジャズ1人、ポピュラー4人、電子オルガン2人であった。性別は男子11人、女子159人である。（文責：喜多）

## 1. 教職科目の受講による意欲の変化と視野の広がり

「教職課程を受講した結果、『教員を志望する意欲の変化』と『新しい知識を得て視野が広まったか』について、そのレベルに該当する番号に○をつけてください。」という設問で、教育学概論、教育心理学、生徒指導論、道徳教育論、教育方法論、音楽科指導法、創作指導法、リコーダー指導法、合唱指導法、ギター指導法、邦楽指導法、合奏、教職入門セミナーⅠⅡ、教育実習の研究(集中講義)、総合演習の個々に対して、意欲の変化(強まった、少し強まった、少し弱まった、かなり弱まった)と視野の広がり(強く思う、少し思う、あまり思わない、思わない)について回答を求めた。

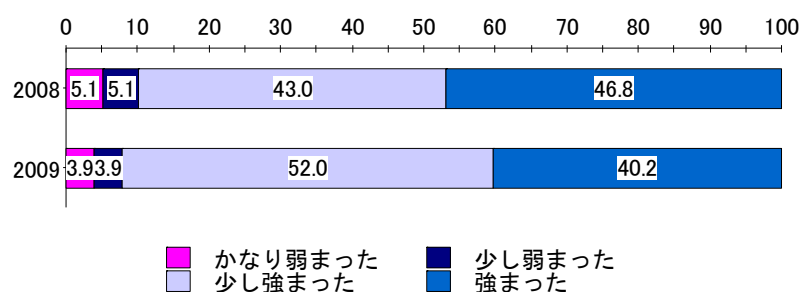


図1 リコーダー指導法における意欲の高まり (P=0.6926)

集計結果を見ると、多くの科目において図1に示すリコーダー指導法のように2008年度と2009年度の間にならざる変化はあるものの有意差を確認するほどの変化はなかった。その要因は、科目によって様々であると推定されるが、既に指導法が確立している場合や新たな授業改善の工夫が成果を生むまでに至っていない等が考えられる。

その中で有意差が検出された科目は、意欲の高まりに関しては教育心理学、生徒指導論、道徳教育論、創作指導法の4科目であり、視野の広がりに関しては道徳教育論と合唱指導法の2科目であった。そこで、積極的な変化を示した3科目のデータを中心に「教員を志望する意欲の変化」における科目間の相違について考察をしておきたい。そして、消極的な変化を示した道徳教育論と合唱指導法については次節以降で分析することにした。

まず、積極的な変化を示した3科目が全て意欲の高まりに関する面であって、視野の広がりに関しては積極的な変化を示す科目はなかったことについてである。授業評価の指標として適切であるかどうかの検討も必要であるが、ここでは単純にFD活動の遅れの面を確認しておきたい。昨年度のFD活動の中で本学の学生が、個別専門分野の学修に傾斜し

ているので、中学高校の音楽科授業を視野に入れて合唱指導に必要な音楽の基礎的分野の補講をすることにした。それは、2010年度の教職入門セミナーの中に組み込んでいるので今回の調査には反映していない。この結果は、短大においては今年度のアンケート調査で、学部にあっては次年度の調査で検証していくことになる。

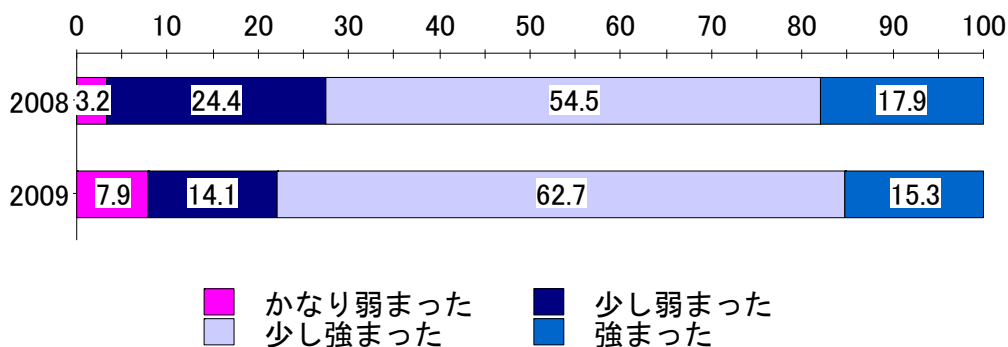


図2、教育心理学における意欲の高まり (P < 0.05)

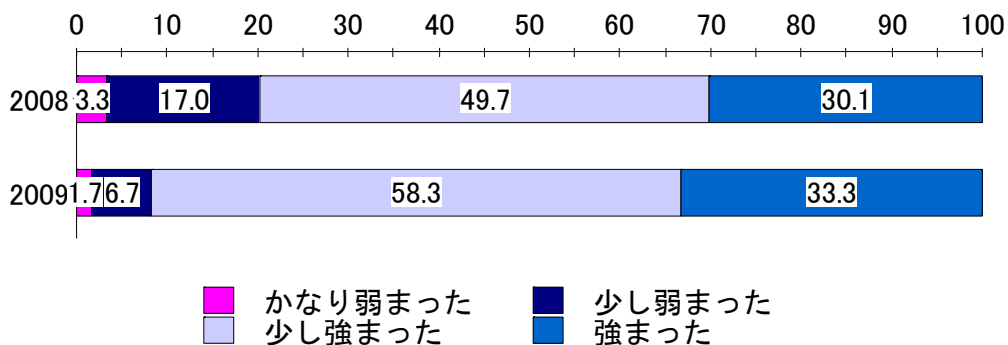


図3、生徒指導論における意欲の高まり (P < 0.05)

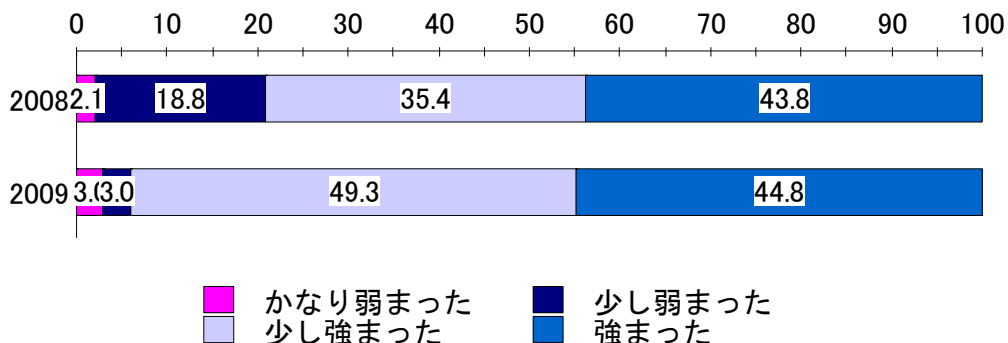


図4、創作指導法における意欲の高まり (P < 0.05)

次に、「教員を志望する意欲の変化」についてである。図1に示したリコーダー指導法や

図4に示した創作指導法に対する評価の高さについては、準実技科目として少人数クラスで授業を進めていることもあるが、自らの中学高校時代の被授業体験と比較して具体的に使いそうな新しい技法の修得が教職への意欲を高めている結果と分析している。これを教育学系教職科目の授業改善にも生かしていくことが課題になっている。

しかし、図2に示した教育心理学の場合と図3に示した生徒指導論の場合を比較すると同じ教育学系教職科目であるにもかかわらず明らかな格差が見て取れる。受講時期は、教育心理学が2年の前期、生徒指導論が3年の前期と4年の前期に受講することになっており、3年前期の生徒指導論は現職経験を踏まえた非常勤講師が担当している。担当者個々の素養は別にして基本的なアプローチの相違もあり、今後の共同研究課題である。教育心理学を担当している筆者の場合、最終的には教育実習において指導案が書けるかどうかであることを強調し、指導案とは50分の授業のシナリオであるから筋道を立てて考える力と文章力の陶冶を呼びかけている。このように学校現場を意識してはいるが、子ども理解とかの原理的な方に傾斜しており、受講生には教壇に立った自分をリアルに想起しながら受講するまでに至っていないのではないかと内省している。

また、次節以降において消極的な変化を示した道徳教育論と合唱指導法について考察していくことになるが、その前提として上記のような積極的な変化を示している科目もあることから、年度による受講生の質の問題に単純に帰すことは出来ないことを確認しておきたい。

## 2. 道徳教育論に関する考察

### 1) 道徳教育論(学部)の意欲の変化と視野の広がり

道徳教育論は、担当教員が学部と短大で違うので筆者が担当している学部の場合に焦点を当てて分析していくことにする。集計結果を意欲の高まりに関して図5に、視野の広がりについて図6に示している。これを見ると2009年度の意欲の高まりは、「強まった」と「少し強まった」の合計が55.1%に止まっており、危険水域に近づいている。2008年度では71.9%であったから明らかな低下であり1%の危険率で有意差が検出された。「強まった」という回答(16.7%から10.3%)も、「少し強まった」という回答(55.2%から44.8%)も共に減少しているし、「かなり弱まった」という回答が5.2%から21.6%に増加している要因を探っていく必要がある。

視野の広がりの方は、「少し思う」と「強く思う」の合計が、75.0%から 61.8%へと減少し、「思わない」という回答が、2.1%から 20.0%に増加しているように意欲の変化と全く同じ傾向を示している。

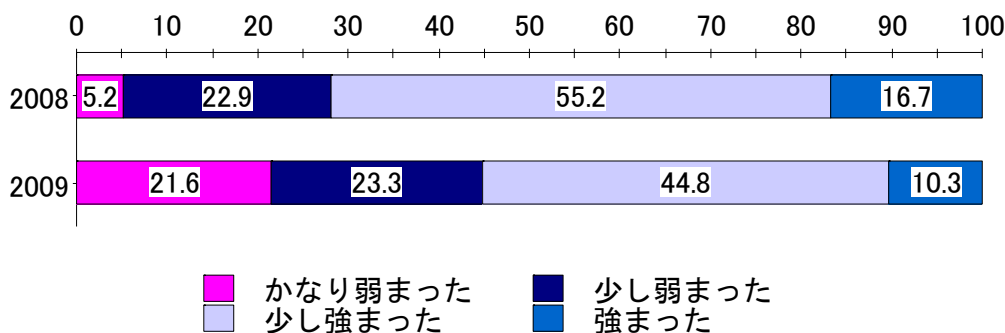


図5、道徳教育論（学部）における意欲の高まり（ $P < 0.01$ ）

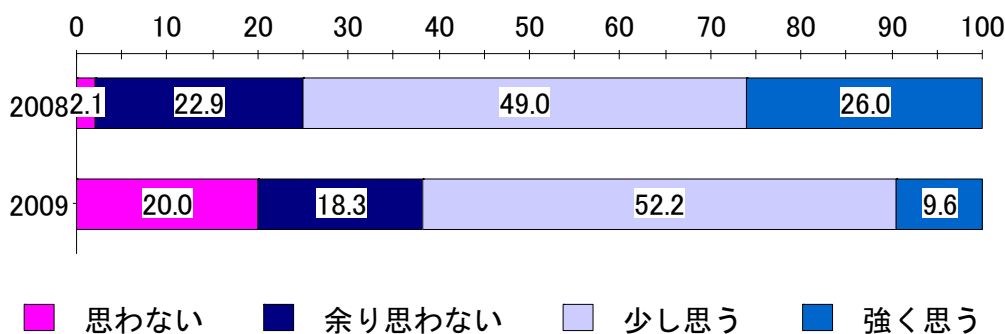


図6、道徳教育論（学部）における視野の広がり（ $P < 0.001$ ）

## 2) 道徳教育論（学部）の授業方法の特徴

授業評価が大きく変動する要因として道徳教育論の授業方法が、受講生の参画型を志向し受講生の内面への侵入度が高いことに起因していると推定される。筆者自身の授業に対する満足度が、筆者と受講生のやりとりや受講生相互の対話がうまく進展したかどうかによって個々の授業時毎に相違するので、受講生にとっても同じであろう。

道徳教育論の講義は、音楽科教師として教壇に立つことになってもクラス担任を受け持てば、そのクラスの「道徳の時間」を担当することになるので、それが出来るようになる自分づくりをめざすように呼びかけている。また、学習指導要領の改訂で音楽科の授業の中でも道徳教育を進めることになったが、やれる自信や見通しは立っているかどうかを問

いかけている。自分づくりとは、「ほっといてくれ、何をしようと自由やろ！」とうそぶく最近の中高生に対して、「ちょっと待って、確かに、一人ひとりの自由は大切にしたいけど、みんなで考えなければいけない人間にとって大切なことがあるのではないですか！」と切り返せるように自分の考えを深めることと説明している。

そして、自分の考えを深める方法として、自分の考えを文章化すること、受講仲間と話し合い、意見発表することを呼びかけている。そのために3～4人のグループを結成して着席し、筆者の講義内容（グループ討論の素材を提供するように配慮している）に関してグループ討議を行い、意見発表したグループにはメンバー全員に1ポイントを与えるようにしている。また、講義内容に関して電子メールで質問・感想・意見を送信してくることを呼びかけ、次週の授業時に送信されてきたメールを編集して配布し、補足説明をしている。この配布物には筆者のコメント、文章や誤字等の修正、内容によって1～5ポイントの評価を記載している。15回の獲得総ポイント数で25ポイント以上をA、20ポイント以上をB、18ポイント以上をC、16ポイント以上をDといった評価基準を受講生と相談して決めている。なお、救済措置として本を1冊読んで1200字以上の感想文を提出したら2ポイントを与えるルールも公示している。

2009年度の授業を振り返ると以上の方法に起因するいくつかの反省点が思い浮かぶので分析的に内省していきたい。

### 3) 「どうして音楽をやっているのか」に関する自己分析

2008年度においては自分づくりの作業の手始めに「どうして音楽をやっているのか」をテーマにした文章作成を呼びかけた。学生たちの多くは「好きだから」と答えるわけであるが、それだけでは「何をしようと自由やろ！」とうそぶく中高生の心には届かないので、人間は何を喜び何を悲しんで生きているのか、いろいろな専門や職業がある中で何故音楽を選んだのか、何故音楽が好きなのかについて文章化を求め、プリントにして配布し、討論することから始めた。

しかし、2009年度はポータルサイト活用の試行をやったために、その説明に時間をとられたために上記のテーマによる文集作成と討論は省略し、講義内容「社会規範の一部を自分にとって大切にしたいと実感したこと」の討論から始めている。

今、2009年度の『質問・感想・意見集』を見ると「先生は今日9/17、私たち生徒に問題提起をなさるとき、とても丁寧にいろいろな例を出してくださいました。ですが、私とし



では内容が複雑になりすぎ、何を論議すれば良いのかがわかりませんでした。もっと簡易に『誰か他人に言われて気づいたことを論議しなさい』のように明確に言っていただけたら、私はもっと積極的に授業に参加できたのではないかと思います。」というものがあつた。また、得点一覧表を見ると前半の時期に「質問・感想・意見」を送信してきていない受講生が3割ほどいた。

以上から、自分づくりをめざす課題提起を積極的に受け止められるようにする点の不充分さに意欲の低下の一因があつたのではないかと内省する。「どうして音楽をやっているのか」の自己分析から始めるのが良いとは断定できないが、2010年度において再試行しているので、その結果を再検証してみたいと考えている。

#### 4) 最近の学生気質に対応した工夫の問題

本学の学生は感性優位の学習体験を積み重ねてきているので筋道を立てて思考する学習体験が不足している。教職課程教育は、学生がこの点の自己理解を進めながら人間的魅力にあふれる音楽科教師へと自己形成することを支援するもの(本学の教職課程教育の理念)であるが、「自己理解を進めながら」という支援方法(教授法)で試行錯誤している。

文部科学省(教員養成審議会の答申)が提示している実践的指導力を身につける課題を示し、到達できない学生を切り捨てる教育課程の編成は可能である。しかし、本学の教職課程教育の理念(人間的魅力にあふれる音楽科教師としての自己形成を支援する)と目標から専門に邁進する学生の支援を原点にして、誇りを持って教職の道に踏み出すことを励ます立場と矛盾する。この筆者の立場からする講義が受講生に共感をもたらしている反面で分かりにくい講義内容になっていたのではないかと内省する。

2010年度の授業における事例であるが、受講生の意見表明に次のようなものがあつた。「どうして音楽をやっているかと言うと、もちろん音楽が好きでこれからの人生でも絶対離れたく無いものだから。また自分が人生で感動的な経験が出来た事はすべて音楽を通して経験出来た物ばかりだな、と思うからです。自分の音楽で感動してもらえる喜びを色々な人にも伝えられたらな、と思います。」この文章を第三者にも伝わるように修正点を考えるグループ討議を呼びかけたわけであるが、この文章で良く分かるとか、筆者が音楽をやっていないから解らないのではないかという意見まで出た。

最近の学生気質として気になるのは、筆者が受講生の文章の不備を指摘すると、攻撃されているように受けとめて受講生仲間として守り合おうとする点である。ここは授業の場

であるから文章の不備を教材として学び合うことを呼びかけるわけであるが、本人が意固地になって反論してきた場合や筆者の説明が不十分な場合などは感情的にこじれてしまう時がある。批判されることに慣れていないのか、このような気遣い合う気質が筋道を立てて思考することを疎外するのである。

授業では「自分の音楽で感動してもらえる喜び」とは、音楽家としての喜びになるから、これを「色んな人にも伝え」ということは、音楽家という仕事の喜びを伝え、音楽家になることを呼びかけることになるが、中高生や一般の人々に伝える内容としては少し変ではないかと指摘し、文章作成においては主語・述語を再確認して推敲するように注意を促した次第である。「自分が音楽で感動した喜びを色んな人にも伝えられたらな、と思います。」と修正したら分かりやすいのではないかという指摘に本人も納得したようであった。

2009年度の授業時には、この種のケースで受講生が納得しないまま終鈴を迎えたことが思い起こされる。また、受講生がグループ討議の結果を発表したことに対して筆者が問題点を指摘するわけであるが、「せっかく皆で考えたことなのに先生はいつもケチをつける」という意見もあった。授業であるから当たり前と答えたが、受講生の参画型授業をめざす限りは筆者の（受講生の気質も踏まえること、そして受講生の意見も丁寧に評価しながら問題点を指摘する）心の余裕や授業準備の不足の反映として内省し改善をめざしたい。

##### 5) 教職課程の履修理由と意欲の高まりの関係

7割近い学生が教職課程を履修するという本学の特徴から、教師になる気はないが教員免許だけは取っておきたいという履修生が存在することは避けがたく、この層の回答が影響しているレベルを確認しておきたい。

そこで、教職課程の履修理由類型とクロス集計をしてみた(図7参照)。教職課程の履修理由類型とは、教職課程を履修した理由について(複数回答可)、①教員になりたくて、②教員免許の取得、③家族に薦められて、④友人や先輩に薦められて、⑤その他の5つの選択肢に○をつけてもらった結果をデータ加工したものである。①を「教員志望」、②を「教免取得」、③～⑤を「家族推薦他」と類型化した。

図7は、2009年度の受講生データであるが、各群の割合は教員志望群 30.5%、教免取得群 59.2%、家族推薦他群 10.3%になっている。そして、教員志望群では「強まった」と答えた者が 22.6%であるのに対して他の群では5%前後になっており、「少し強まった」と答えた者を含めると 67.9%、60.2%、33.4%と順次に減少しており1%水準の危険率で有

意差が検出された。

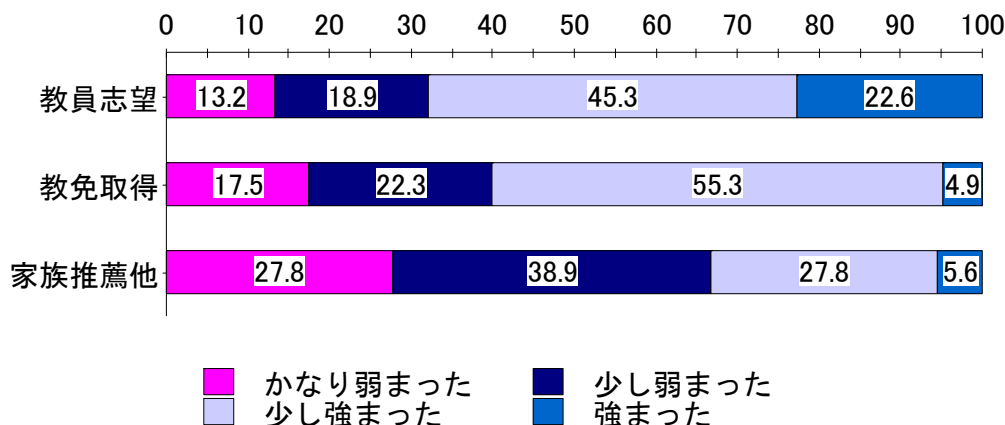


図 7、教職課程の履修理由類型毎の 2009 年度道徳教育論における意欲の高まり (P<0.01)

以上から教職課程の履修理由における目的意識の違いが、教員を志望する意欲の変化に影響していることを示している。すなわち道徳教育論の授業を通して教職への意欲が弱まったという回答は、受講生の主体的な目的意識の弱さにも規定されていることが明らかになった。

そこで授業改善の方向として教員志望が明確な層に焦点を当てて進めるべきか、教免だけは取得しておきたいという層の意欲を喚起することに向かうべきかが検討課題になる。図 7 を見る限り教免取得群の 60.2% が意欲が強まったと答えているので、この層への働きかけは効果を高める可能性が示唆されている。よって受講生の中で教員志望群との 2 層で 89.7% を占めるわけであるが、ここに焦点化した授業改善が課題になると言えよう。

家族推薦他群は 10.3% を占めているが、この学生層は、③家族に薦められて、④友人や先輩に薦められて、⑤その他に○をつけ、複数回答も可能であったにもかかわらず①教員になりたくて、②教員免許の取得を選択していなかった。家族に薦められたのがきっかけであっても自ら教員免許の取得を考えた場合は教免取得群に類型化されているので、家族推薦他群は主体的な目的意識が希薄な学生層と言えよう。

授業体験を通して推定されることは、教壇に立つことを前提に課せられる諸課題を煩わしいものと受け止め、時には授業時において押しつけであると反発する声を上げる層が存在している。また、前節で述べた討論場面で評価ポイントにこだわったり、積極的な意見表明をしないまま最後まで納得しない層が存在する。これらの態度に対して切り捨てるの

ではなく今後の検討課題として残しながらスマートに切り替えて授業展開ができるというわけであるが、これに失敗すると全体の雰囲気を壊してしまうのである。このカギは、やはり教員の心の余裕と考えるが、2009年度にあつては筆者に内省事項があつた。

教員採用試験をめざしている学生との懇談会を開催してきたが、彼らから教職への熱意のない学生層（これは教免取得群）に対して教職課程の担当教員の態度が甘すぎるという批判を受けたこともある。これに対する返答は、オケや声楽専攻の男子で欠席が多くなる学生もいるけど、専門に熱中している学生が良い教師になることもあるので、何らかの理由で今教職に向き合えていない学生に対しても人間の成長や変化の可能性に期待しているというものであつたが、納得されないまま時間切れになっている。

最近、教育実習に送り出した学生に対して本学出身の現場教師から精選を強く求められるケースが出てきている。これへの対応策を教職課程委員会で審議してきたが、出来るだけ教員免許を持たせて卒業させるという教職部会の従来の方針を軌道修正することになった。その具体化を教職課程担当教員グループに求められているが、今回のデータ分析を通して少しの見通しが出てきたようである。

#### 6) その他の事項

受講生の自分づくりを強調して単に出席しても評価しないルールに問題があつた。グループ討議の結果を発表したら1ポイント、講義内容に関して電子メールで質問・感想・意見を送信してくると内容により1～5ポイントという評価基準を提起したが、不満を押し切って授業展開をした。それでも授業内討論や質問・感想・意見表明が盛り上がり積極的を受け止められるわけであるが、2008年度と2009年度の差は、ここに起因していたように考えられる。うまくいかないと負の部分が増幅するのである。

先に述べた学生気質の一端に思えるが、出席点が評価されないことが分かると質問・感想・意見表明でポイントを稼ぐという行動を誘発してしまった。授業時にプリントした意見を取り上げて討議しようとする、おもしろい意見を出した受講生が欠席しているので討議が盛り上がらないことが多くあつた。一方では、2～3行の無内容な意見が送信されてくるのである。そこで、2010年度からは出席点を評価するようにしている。

2008年度までは学部の道徳教育論は4クラスに分けて開講してきたが、2009年度から3クラスに変更した。受講生が均等に分かれると可能な範囲であるが、85人、57人、37人の3クラスになった。85人のクラスでは「教室が大きいのでグループでわかれても仲良し

同士で固まってしまうと思うので、紙をグループごとに配って、1つ回答をかかせ発表させるといいんじゃないかなと思いました。」というような意見が出されている。

最後に受講生参画型の授業の場合、その主旨や意義について受講生が理解し、納得するかが重要である。2010年度にあつては、上記の自分づくりの主旨だけでなく教員採用試験に役立つ教職課程の授業改善の話を加え、採用試験における集団面接の場面を想起させて授業内討議を呼びかけている。

### 7) 道徳教育論（短大）におけるアンケート結果の報告

道徳教育論に関しては短大の場合も消極的な変化が見られた。意欲の高まりに関しては、図8に示すように「強まった」という回答が、21.7%から 11.1%に減っている。「少し強まった」を加えると 76.7%から 68.5%に減少している。しかし、P値が 0.4110 で有意差を検出するまでには至っていないが、明らかな傾向は読み取れる結果であった。

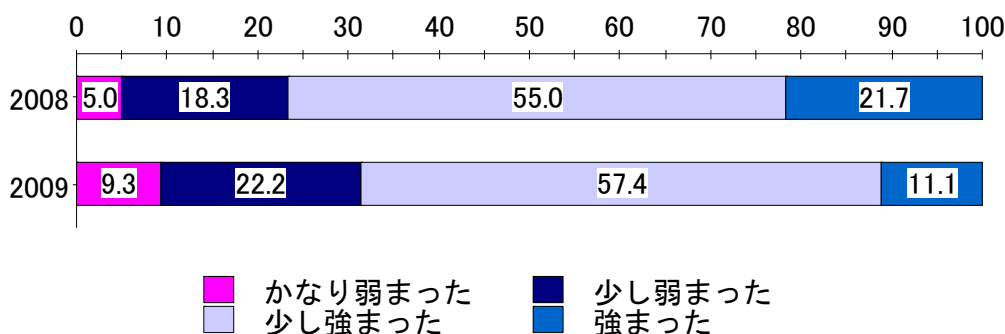


図8、道徳教育論（短大）における意欲の高まり（P=0.4110）

視野の広がりの方では、図9に示しているように「強く思う」が 40.0%から 18.9%に減っており、「少し思う」を加えると 86.7%から 66.1%に減少している。こちらは5%水準の危険率で有意差が検出されている。

この要因については担当教員も含めたFD活動によって深めていくことになるが、2008年度と2009年度では担当教員が変わっている。すなわち2008年度は現職経験が長い非常勤講師によって担われていたが、2009年度は研究者の非常勤教員が担当している。先に教育心理学と生徒指導論の格差について触れているが、受講生にとって中学校の授業場면을リアルに想起しながら展開される授業が理解されやすいのかもしれない。（文責：大前）

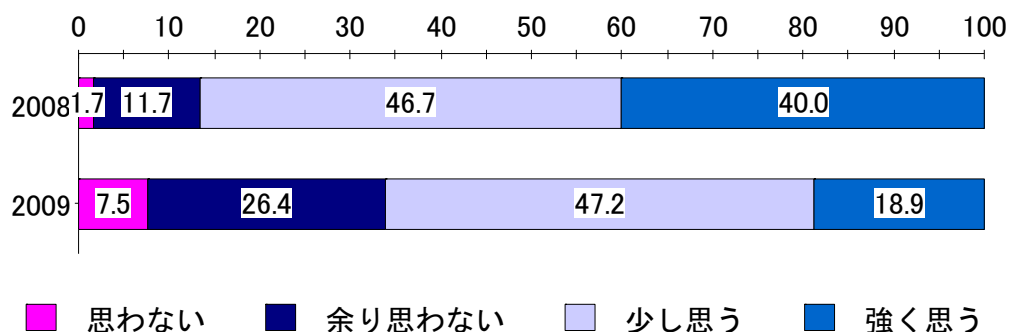


図9、道徳教育論（短大）における視野の広がり（ $P < 0.05$ ）

### 3. 合唱指導法（学部）に関する考察

#### 1) 合唱指導法（学部）における視野の広がり

合唱指導法を受講して“視野は如何に広がったか”のアンケート結果（図10参照）によると、2008年度は「少し思う」「強く思う」の合計が79.0%、2009年度は91.1%となっており、12.1%の増加が見られる。先に消極的な変化を示した科目として分析課題にすると述べたが、積極的な変化を示した科目に分類した方が良かったかもしれない。しかし、あえて消極的な変化としたのは「少し思う」という回答が24.3%も増加し、「強く思う」が12.2%減となっていることの要因を探ってみたかったからである。

2008年度の場合は学生の興味を中心に教材設定したこと、受講生の構成メンバーに声楽専攻者の比率が高かったことは大きな原因と思える。声楽に関する経験が多く、声を使う合唱に興味を示し、合唱に関する内容を深めても学生は興味を示していた。結果、内容の深化が可能であった。このことが「少し思う」「強く思う」の結果だと考えている。2009年度は声楽専攻者が少数しか受講していなかった。よって合唱に興味を持たせるために初歩の内容に徹した。初歩の内容を音楽的に興味深く習得できるような内容を中心とした。これは数字に如実に現れている。合唱（声楽）を得意とする学生も苦手な学生も「合唱は面白いのだ」「アプローチの仕方でも如何様にも指導できるのだ」と気付いた結果、広い感想で「少し思う」の数字が増加した原因と考えている。

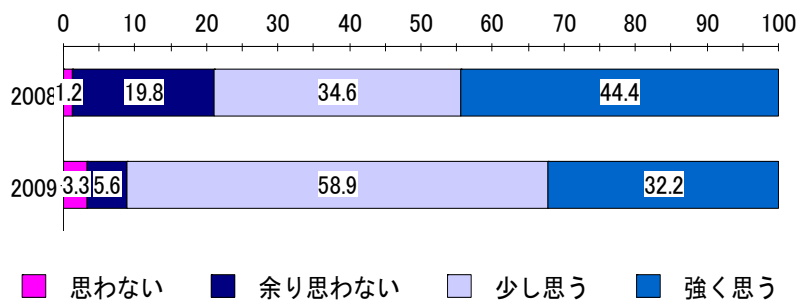


図 10、合唱指導法（学部）における視野の広がり（ $P < 0.005$ ）

合唱には多くの形態があるが、大きく分けて3種類に分けられる。女声合唱、男声合唱そして混声合唱である。合唱指導法の受講生の構成が年度によって女性だけの場合と男女混成の場合とが出てくる。これは意欲・視野共に大きく影響してくる。学生の選択なのでメンバー構成の結果は仕方ないのであるが、2008年度の場合は混声合唱が可能であった。混声合唱の持つ声域の広さと音色の多様性を経験したこと、男女の役割とその存在を意識することによって大きな成果を生んだのも事実としてあげておきたい。現場は男女半々の生徒で構成されているのが圧倒的に多いのである。合唱指導法を模索するのに男女の比率は大きな事項である。

100%の学生に視野の広がり期待するのは無理であるが、「余り思わない」「思わない」の数字もしっかりと受け止めておく必要がある。しかしながら2008年度の21.0%から2009年度の8.9%へと12.4%も減少した要因の分析は重要である。考えられるのは、上記のように合唱に興味を持たせるために初歩の内容に徹したことと実践的な演習が、声楽専攻者以外の多数派の受講生に対応することになり、「少し思う」という回答を激増させ、「余り思わない」という回答を減少させたのではないかということである。視野の広がり「強く思う」と答えた層が減少した反面で、「余り思わない」という層を減少させているということは二律背反的な結果であり、合唱指導法の内容と指導力点の置き方について新しい研究課題を提示するデータである。

## 2) 教職履修の理由と合唱指導法（学部）における視野の広がり

図 11 は、教職課程の履修理由と合唱指導法（学部）の視野の広がりクロス集計したものである。視野の広がりに関する選択肢における「思わない」と「余り思わない」の実数が少ないので統合し、2008年度と2009年度の学部の受講生を一括した。この科目は選択

必修科目であることから受講生数が少ないために有意差を検出できていないが、明らかな傾向は読み取れるデータである。

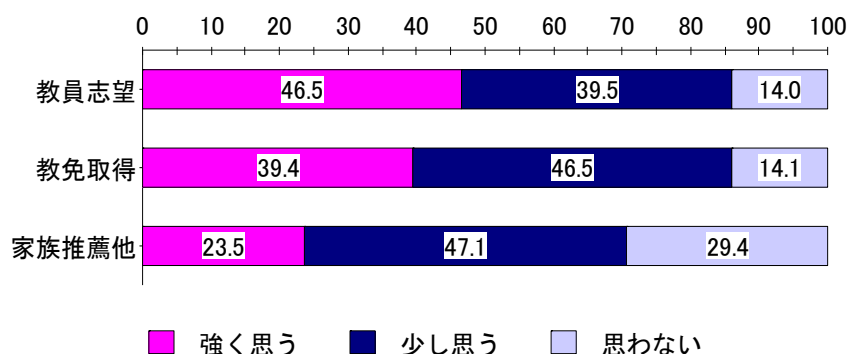


図 11、履修理由類型毎の合唱指導法（学部）における視野の広がり（ $P=0.3884$ ）

教職課程を履修した理由として目的意識が明確と判断できる「教員志望」層の場合、視野の広がりについて「強く思う」という回答が 46.5%になり、「教免取得」層では 39.4%、「家族推薦他」の層の 23.5%へと順次に減少している。これは、受講生の主体的な目的意識が、同じ授業にあっても多くものを吸収していることを示している。「少し思う」という回答までを含めると、「教員志望」層の 86.0%と「教免取得」層の 85.9%とが拮抗しており、「家族推薦他」の層の 70.6%との間に断層が見られる。

以上から教職課程の履修理由における目的意識の違いが、授業を通しての視野の広がりにも影響していることから、教職課程のオリエンテーション等において目的意識的に教職課程を選択できるような内容の工夫が求められていると言えよう。そして、目的意識が比較的希薄な「家族推薦他」の層についても 7 割を超える受講生が視野の広がりを受けているところから単に切り捨てる（精選する）のではなく、可能性を追求する余地があることを示唆されている。これは非常に難しい検討課題を提示することになるが、前述の道德教育論の場合は、2009 年度に限定したデータで有意差が検出されていたのに対して、合唱指導法の場合は 2008 年度と 2009 年度を合わせたデータで、しかも有意差が検出されていないことを再確認しておきたい。

### 3) 学生の専攻と合唱指導法の内容の検討

音楽科教材研究（合唱指導法）は学生を 3 人の教員で指導している。学部では 3 年生の後期に合唱指導法 A を選択し、次年度の前期に 4 年生が合唱指導法 B を選択する形になっ



ている。合唱指導法は教育実習をはじめ実際の場面での活用を意識した実践的な内容になるように工夫している。

3年後期Aと4年前期Bを通して使用している教材は、現場で実際に使われている中等科（中学・高校）の音楽の授業での合唱曲を教材として使用している。それと合わせて学生の興味を引く楽曲を加えて実施している。これらの教材は現場での実践にも十分対応できる内容になるように考慮している。当面の目標である教育実習の際に合唱曲の魅力を如何に生徒に伝えるかの方法を中心に実施している。合唱指導法Aでは中等科で使用する教材の特徴（音域や内容など）、発声、声部の決定方法、音色、声部の特徴、バランス、指揮、伴奏、編曲等を項目に分けて実施している。合唱指導法Bでは合唱の歴史、合唱音楽の特徴、合唱指揮法、合唱伴奏法や合唱形態の特徴等を内容として実施している。

多くの学生が受講の結果、合唱音楽に興味を示している。しかし専攻の違いによって反応が大きく違ってくる。声楽専攻者は合唱が得意分野であるので積極的、学生の意識の差によるがピアノ専攻者は反応が冷やかである。管弦の専攻学生は比較的興味を持っている。各専攻の学生の特徴を生かした指導方法に及んでいないのが現状である。表現者としての学生たちは優秀である。彼らの個性を生かす内容とは何かを自問するものである。

学生全体で見られる傾向は、具体的な内容が中心になると積極的に参加してくるが学問的興味が薄れる傾向がある。楽曲分析等内容が音楽的に深まると流石に興味津津であるが、持続性が薄れてくる。実用的で面白く現場の指導に必要な内容と、音楽大学の学生として知ってほしい音楽的な内容との的確なバランスが果たして取れているのか、現場の要求と学生の要求とのバランスは取れているのか、実践科目としての性格と大学での研究科目としての音楽的な高まりとの両立を再考する必要性を痛切に感じている。

（文責：角谷）

#### 4、採用試験における教職履修理由別の意識の考察

2007、2008、2009年の3ヶ年に渡る継続的な調査を実施したが、08年度において一部選択肢を変更したため、単純な年度比較はできない。その理由は「研究紀要48号」に報告しているとおりである。そこで、選択肢を変更しなかった「教職を履修した理由」と「教員採用テスト」の項目について考察してみたい。3カ年のサンプルを合計して分析するのは、サンプル数を増やすことによって諸要因の細かい分析を可能にするため、これによって

傾向や顕著な例がみられるかどうかを探ってみることにする。

### 1) 教職履修類型と採用試験対応類型の作成

「教職を履修した理由」の選択肢は「教員になりたい」、「教員免許の取得」、「家族に薦められて」、「友人や先輩に薦められて」、「その他」の5つで複数回答可としている。この集計結果は、表2に示すとおりであった。

表2、教職を履修した理由

カテゴリー	度数	%
教員になりたい	166	32.7
教員免許の取得	385	75.8
家族に薦められて	153	30.1
友人先輩に薦められて	28	5.5
その他	22	4.3
サンプル	508	100.0

表8、教員志望と免許取得

カテゴリー	度数	%
教員志望	166	32.7
教免取得	286	56.3
いいえ1	56	11.0
合計	508	100.0

表9、+家族推薦

カテゴリー	度数	%
教員志望	166	32.7
教免取得	286	56.3
家族推薦	43	8.5
いいえ1	13	2.6
合計	508	100.0

そこで、カイ二乗検定が可能なように複数回答をシングル回答項目にデータ加工を試み、「教員になりたい」、「教員免許を取得したい」、「家族・友人に薦められた」の3項目に類型化した。そして、この教職履修理由の3類型が教職課程の履修意欲に関係していると仮定して「教員採用試験について」の項目とクロス集計して確かめていくことにする。

まず、「教職を履修した理由」についての回答結果を選択肢毎に「はい」と「いいえ」のシングル回答項目に変換したものが表3から表7である。次に表3（教員になりたい）と表4（教員免許の取得）をクロス結合して表8を作成した。これは、「教員免許の取得」に「はい」の場合でも「教員になりたい」に「はい」の場合は、「教員志望」にし、双方に「いいえ」の場合を「いいえ」に分類したものである。同じように表8（教員志望と教免取得）と表5（家族に薦められて）をクロス結合して表8（+家族推薦）を作成した。順次に表6（友人に薦められて）、表7（その他）をクロス結合をしていって、最後に「家族に薦められて」、「友人や先輩に薦められて」、「その他」を統合して「家族推薦他」と命名したものが、表10（教職履修類型）である。

表 3、教員になりたいくて

カテゴリー	度数	%
はい	166	32.7
いいえ	342	67.3
合計	508	100.0

表 4、教員免許の取得

カテゴリー	度数	%
はい	385	75.8
いいえ	123	24.2
合計	508	100.0

表 5、家族に薦められて

カテゴリー	度数	%
はい	153	30.1
いいえ	355	69.9
合計	508	100.0

表 6、友人に薦められて

カテゴリー	度数	%
はい	28	5.5
いいえ	480	94.5
合計	508	100.0

表 7、その他

カテゴリー	度数	%
はい	22	4.3
いいえ	486	95.7
合計	508	100.0

表 10、教職履修類型

カテゴリー	度数	%
教員志望	166	32.7
教免取得	286	56.3
家族推薦他	56	11.0
合計	508	100.0

同じよう加工して採用試験対応類型を作成した。「採用試験について」の設問も複数回答項目であるために選択肢毎のシングル回答項目にデータ加工し、それぞれをクロス結合して「今年度出願した」、「今年度合格した」、「来年受験予定」、「幼小養免取得」を統合して「受験」と命名し、「受験を考慮中」を「考慮中」、「当面、受験しない」を「受験しない」と簡略表記したものが、表 11（採用試験対応類型）である。

表 11、採用試験対応類型

カテゴリー	度数	%
受験	204	45.7
考慮中	104	23.3
受験しない	138	30.9
合計	446	100.0

## 2) 教職履修類型と採用試験対応類型の関係

教職課程の履修動機が意欲的な教職課程の学修につながり、採用試験の受験にも関係するのではないかという仮説を検証するために、まず、教職履修類型と採用試験対応類型をクロス集計して図 12（教職履修類型ごとの採用試験対応）を作成した。

「教員志望」のうち時期は異なっても「受験する」が 80.4%「考慮中」が 13.9%「受験しない」が 5.7%になっており、0.1%の危険率で有意差が検出された。教職課程を履修する当初において「教員になりたいくて」と答えていた学生の多くが初志を貫いているとみられる。

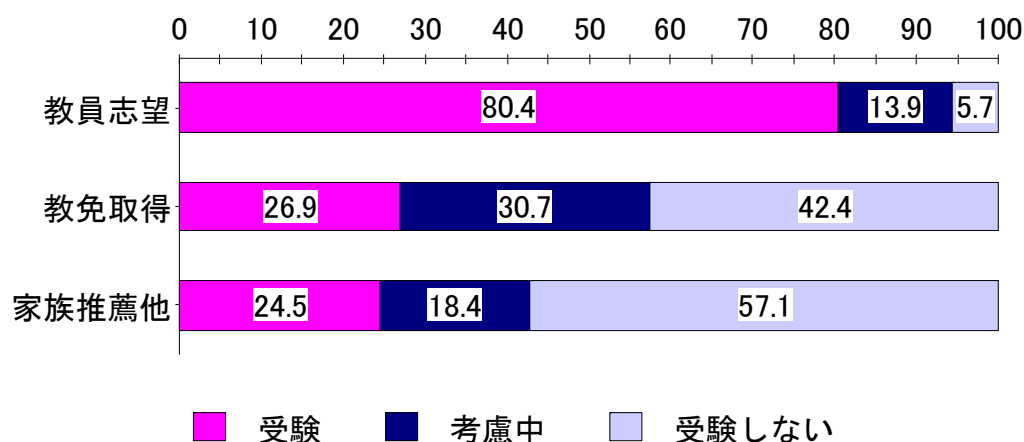


図 12、教職履修類型ごとの採用試験対応 (P&lt;0.001)

「教免取得」の中では「受験しない」がやや多く 42.4%、次いで「考慮中」が 30.7%、「受験する」が 26.9%と少なく、全体的には 3 つに分立している。ペーパーティーチャーという批判を甘んじて受けざるを得ない「免許だけあれば」という層を多く含むわけであるが、一方で「受験」や「考慮中」が 6 割近くを占めていることに注目したい。教職課程の履修の中で変化したとは断定できないが、在学中の諸体験や学びの中で変化したことは事実であり、重要な分析課題になる。

「家族推薦他」の中では「受験しない」が 57.1%を占め、「受験する」が 24.5%「考慮中」が 18.4%と少なかった。やはり「家族・友人に薦められた」場合には、教職課程の学修も非主体的にならざるを得ないと推定され、採用試験の受験意志も最も少ない。しかし、「家族推薦他」といった消極的と思われる教職履修の理由であった学生層が、「教免取得」の場合と同じように「受験する」が 20%以上になり、「考慮中」も含めると半数近くになることは留意しておきたい。

以上のように教職課程の履修を選択する当初の動機が、採用試験の受験意志に明確に関連していることが明らかになった。教職課程の履修動機は、入学前から形成されていた部分も大きいと推定されるが、当初のガイダンスにおいて履修動機をより目的意識的なものにする重要性を示唆していると言えよう。

また、「教免取得」や「家族推薦他」を理由にあげていた非主体的な学生層も在学中の諸経験や教職課程の履修を通して採用試験をめざすようになってきているわけで、その要因を分析することも重要である。 (文責：喜多)

## 3) 教職履修類型毎の教職科目の履修による意欲の高まり

教職履修類型毎に教職科目履修による意欲の高まりをチェックしていくと教職科目毎に相違がある。教育心理学(図13)、生徒指導論(図14)、教育方法論(図15)、道徳教育論(図16)、学部の音楽科指導法(図17)、短大の音楽科指導法(図18)、短大の教育学概論(図20)の科目において教職履修の動機が強いと推定される「教員志望」、「教免取得」、「家族推薦他」の順に教職への意欲が「強まった」と「少し強まった」の合計がきれいな階段状の結果を示している。これは、仮説通りに教職履修の動機が強いほど教職課程の学修に意欲的に取り組むことに繋がることを実証している。

しかしながら「強まった」と答えた率では、「教免取得」と答えた層が、生徒指導論、教育方法論、道徳教育論、短大の教育学概論の場合に明らかに落ち込んでいる。学部の音楽科指導法の場合のようにきれいな階段状の結果になっている科目もあるので、何が、この落ち込みをもたらしているのかを今後の分析課題にしておきたい。

「教免取得」と答えた層の落ち込みは、逆に言えば「家族推薦他」と答えた層が教職課程の履修を通して教職への意欲を高めた率が高かったわけである。前項で分析課題にあげていた事項であるが、履修の当初において非主体的な学生層が採用試験をめざすようになる要因の一端を示唆していると言えよう。「家族推薦他」と答えた層で履修を通して教職への意欲が「強まった」と答えた率が、教育心理学の場合は17.5%、生徒指導論の場合は33.3%、教育方法論の場合は26.3%、道徳教育論の場合は17.1%、学部の音楽科指導法の場合は18.2%、短大の音楽科指導法の場合は46.7%、短大の教育学概論の場合は43.8%を占めている。この中で4割台の短大の音楽科指導法と短大の教育学概論、及び3割台の生徒指導論の教育実践分析から要因を分析していくことになる。

また、「教免取得」と答えた非主体的な学生層が、採用試験をめざすように変化していく要因分析に関して、教職課程の履修の中では、短大の音楽科指導法の教育実践分析に注目することになる。この科目の履修を通して意欲が「強まった」と答えた学生が、実に46.0%を占めているからである。

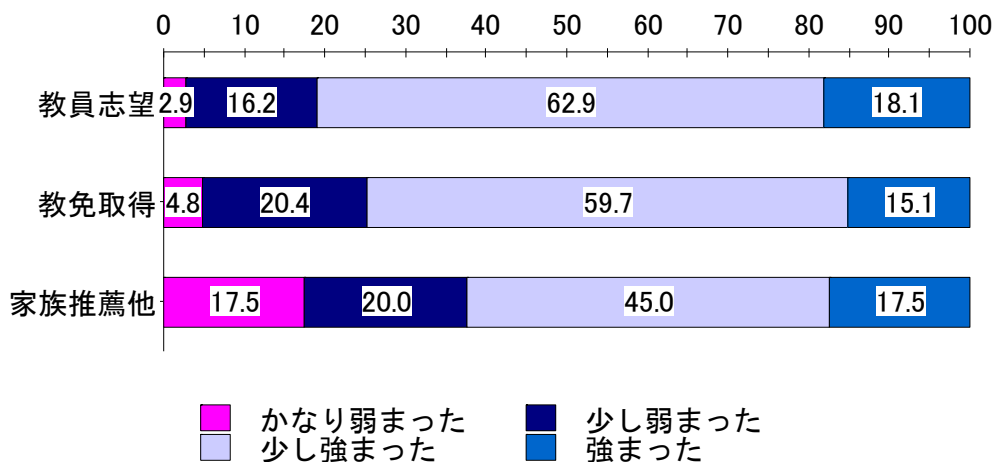


図 13、教職履修類型毎の教育心理学履修による意欲の高まり (P<0.5)

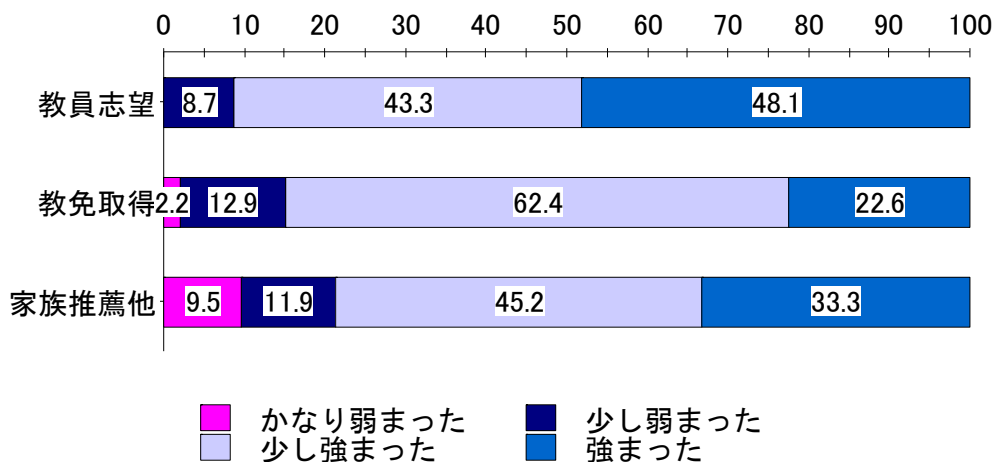


図 14、教職履修類型毎の生徒指導論履修による意欲の高まり (P<0.001)

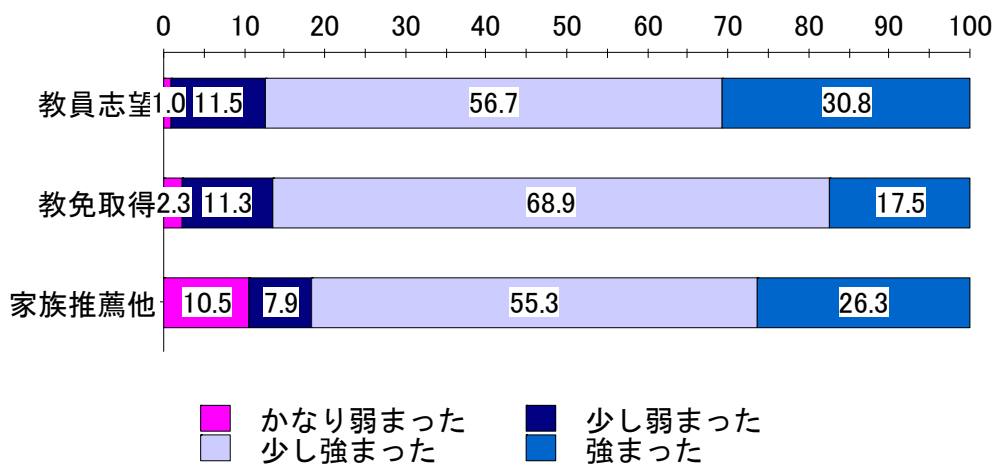


図 15、教職履修類型毎の教育方法論履修による意欲の高まり (P<0.01)

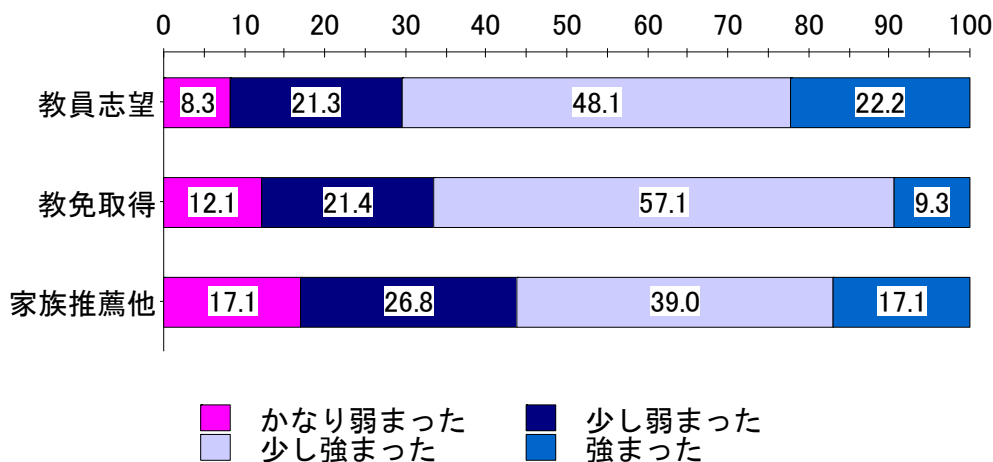


図 16、教職履修類型毎の道德教育論履修による意欲の高まり (P<0.05)

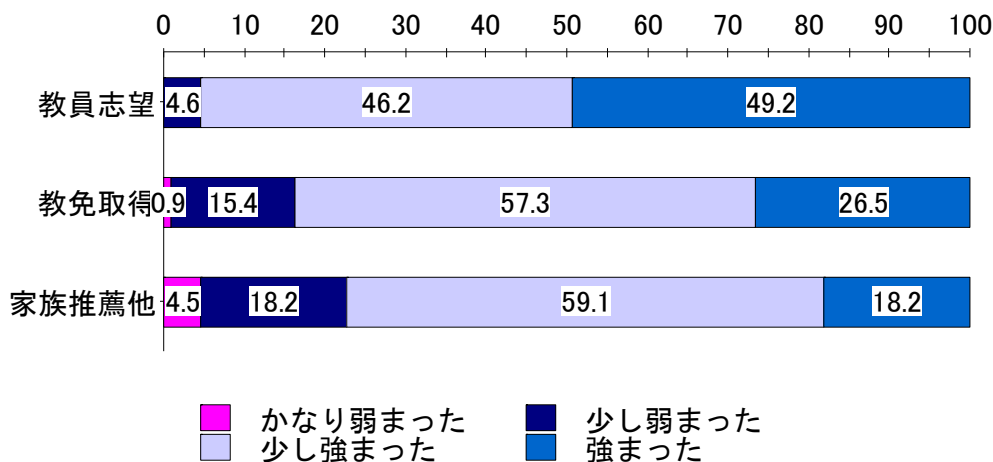


図 17、教職履修類型毎の音楽科指導法（学部）の意欲の高まり (P<0.01)

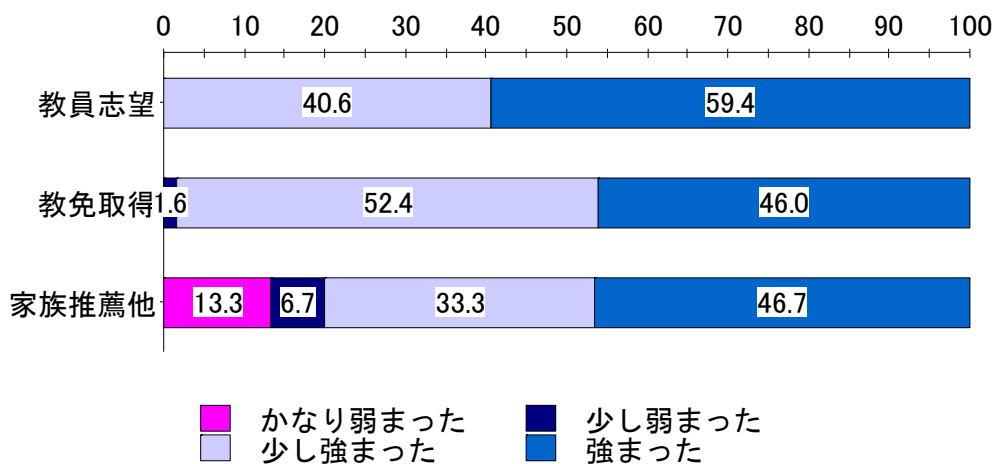


図 18、教職履修類型毎の音楽科指導法（短大）の意欲の高まり (P<0.01)

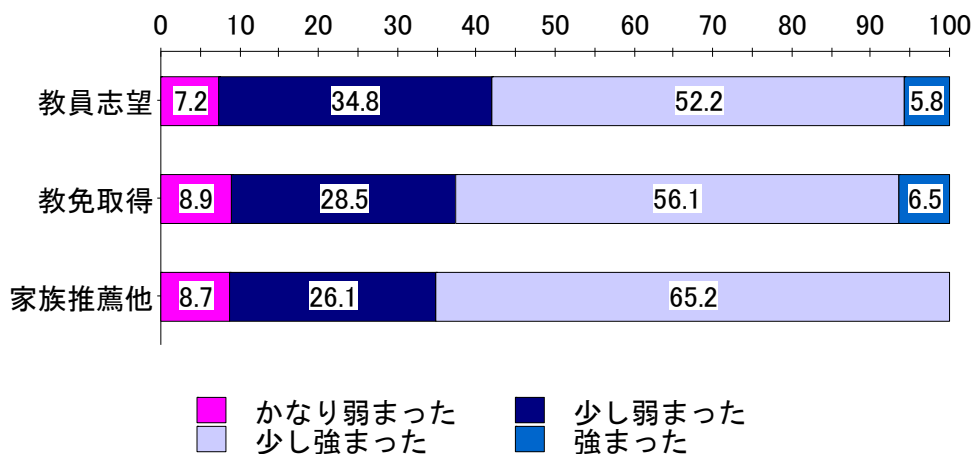


図 19、教職履修類型毎の教育学概論（学部）の意欲の高まり (P=0.8220)

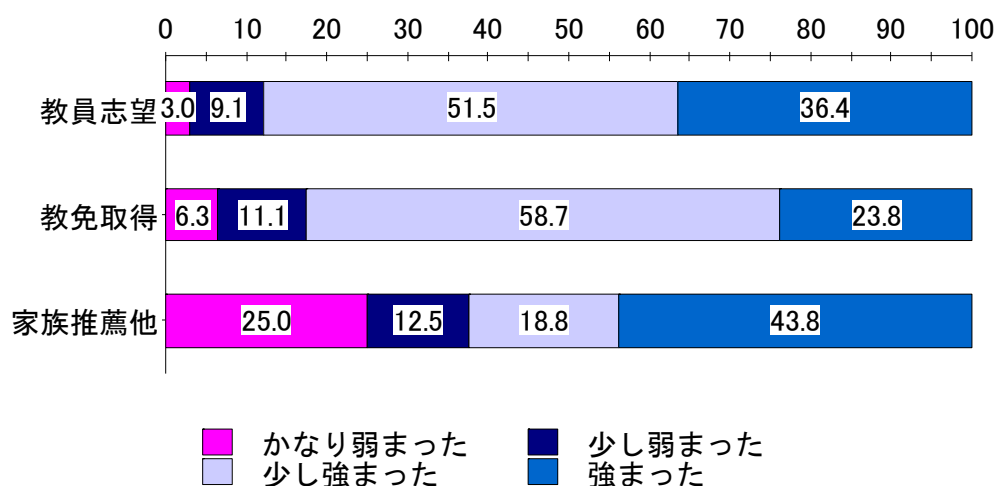


図 20、教職履修類型毎の教育学概論（短大）の意欲の高まり (P<0.05)

その他の気になるデータとしては、教育学概論である。学部の場合（図 19 参照）に唯一有意差が検出されなかったわけであるが、「少し弱まった」と「かなり弱まった」と答えた率が他の科目と比較して逆階段状になっている。有意差がないので断定するデータではないが、自己点検課題を示唆していると言えよう。

短大の場合（図 20 参照）も気になるデータである。「教員志望」層より「家族推薦他」と答えた層の方が「強まった」と答えた率が高いのである。「教員志望」層の場合も 36.4%と比較的高率であるから、むしろ教職履修の意欲が弱いと推定される「家族推薦他」と答えた層の意欲を喚起する要素を析出していくことになる。一方で、「家族推薦他」の場合に



「かなり弱まった」(25.0%)と答えた層の多さで突出しており、一般的に履修意欲が弱いと推定される層が教職への意欲を減退させており、両極分化させていることになる。この点も注目点で、やる気のない学生層を選別していく機能を果たしていると解釈することもできる。

#### 4) 「教職入門」に関する考察

免許法の改正によって新たに必修科目になった「教職入門」について試行錯誤してきた。この科目の中で人間的魅力にあふれる音楽科教師への自己形成を呼びかけてきたわけであるが、音楽科教師として活躍している先輩と他分野で活躍している先輩から人生経験を語ってもらい、受講生が多様な人生選択の中で教職固有のおもしろさや役割について考える機会を提供してきた。

また、学生に専門の勉学に邁進する重要性を訴え、出来るだけ学生の負担を軽減する配慮から教育実習や介護等体験に関するオリエンテーションをこの授業内で効果的に行えるように教職科目担当教員の全員が参画する方式で工夫をしてきた。しかし、必修科目の授業内容を確保する必要から、担当教員を決め、各授業コマの内容をシラバスに明記して開講するようにする途上にある。

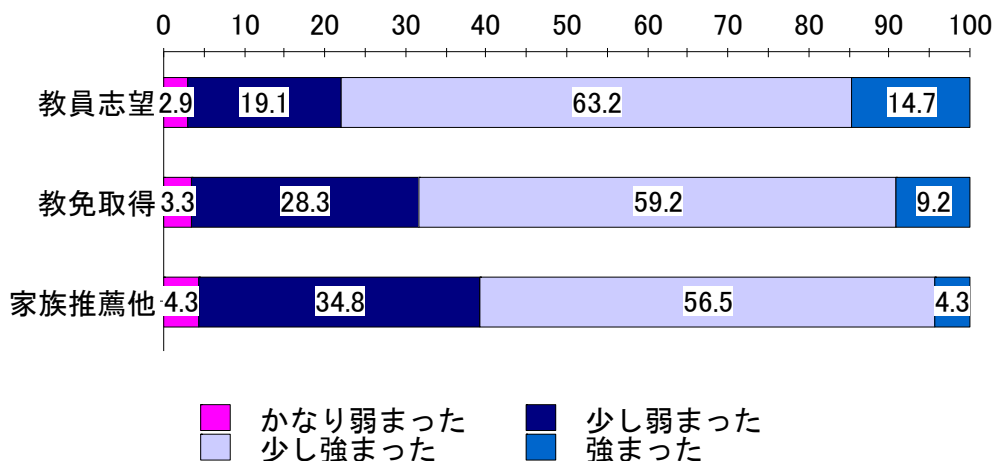


図 21、教職履修類型毎の教職入門（学部）における意欲の高まり（P=0.5909）

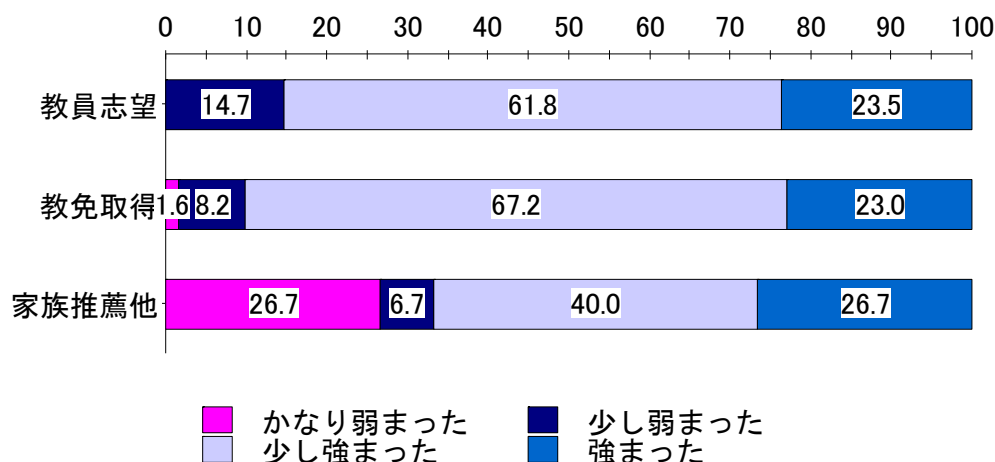


図 22、教職履修類型毎の教職入門（短大）における意欲の高まり（ $P < 0.005$ ）

図 21 と図 22 は、教職入門の履修によって教職への意欲がどの様に変ったかを教職履修類型毎に表したものであるが、学部の場合は、教職履修に対する意欲の違いが、教職への意欲が高まるという期待通りの傾向を示しているが、有意差はなかった。これは、授業の効果が少なかったことを示唆している。

上記の授業改革が一步進んでいる短大の場合は、教職への意欲が「強まった」という回答が 20 数パーセントになっているように学部の場合と比較して授業改革の成果が歴然としている。しかし、当初における教職履修の動機との関係では、単純には解釈できない複雑な結果を示しており、短大の教育学概論の場合と同じで、一般的に履修意欲が弱いと推定される層が教職への意欲を高める要素と意欲を減退させる要素を含んでいると推定され、興味深い分析課題である。（文責：大前）

## おわりに

今回で3カ年のデータを手に入れることができた。学生の教職に対する意識の状況が明らかになってきたと捉えている。本研究紀要論文ではすべての項目については触れることができているが、これを足掛かりとしてさらに分析を深め、平素の教職履修における各科目ごとの授業評価を行い、個別の学生の教育相談にも幅広く対処できるよう努めていきたい。この調査が充分役立っていることを認識し、今後も調査を継続していきたい。

（文責：喜多）

ディーノ・ブッツァーティに見るジャーナリズムと文学、そして**storia**

杉 岡 享 子

## 序

近年のイタリア文学界においてディーノ・ブッツァーティ(1906-72)ほど、評価が変動した作家はいないだろう。その執筆期間と重なる第二次世界大戦前後のイタリア文壇では、知識人の社会参加をうたうネオレアリズモが中心的な思想潮流であった。教会の説話から派生したと言われるイタリア物語文学の長い伝統と断絶するかのように、政治的なメッセージを盛り込んだ作品が数多く著わされ、イタリア文学史上もっとも左翼的傾向が強い時期だったと言えよう。そのような状況下でブッツァーティはイタリア文学の伝統を継承するかのように数多くの物語文学を書き、何作ものベストセラーを生み出したが、ネオレアリズモに賛同しなかったために、同時代の批評家からは「社会性に欠ける」と酷評されることが少なくなかった。

また、作家であると同時に死の前年までイタリア最大の日刊紙『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙の記者であったブッツァーティが、入社以後約二十年間、ファシスト政府の言論規制下で執筆を続けたことも、当時の批評界では文筆家としての価値を下げるものでしかなかった。政府の監視のもと、刊行可能な範囲で情報提供を続けたジャーナリズム全般を「体制に迎合するもの」とみなし、評価の対象としない傾向が当時のイタリア文学界には根強かったのである。

が、1990年代初頭の冷戦構造崩壊後、社会的意識の変化、批評家の世代交代を経て、イタリアにおけるブッツァーティへの評価は概して肯定的なものへと転じ、作品の再版、研究書の発刊が相次いでいる。特に執筆活動の拠点であったミラノでは、2006年『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙と『レプブリカ』紙の二大日刊紙関係者を中心とし、ブッツァーティ生誕百年を記念した州主催式典・絵画展が開催された。ヴェネト州副知事アルベルト・マッティオーリは次のような開会の辞を述べている。

彼は、天才だったのです。人々が何年も後になってようやく理解するに至る、もろもろの時代、慣習、悪徳、そして恐怖を先見するほどに。(2006年2月17日ミラノ州主催、  
 <ディーノ・ブッツァーティ生誕百年記念の夕べ “Il centenario della nascita di Dino Buzzati”>議事録より)

また、07年には出身地であるヴェネト州において、同州記者協会が「ディーノ・ブッザーティ」の名を冠した十八カ月を履修期間とする記者養成学校を開校しており、新聞社研修生・現役の記者の教育の場となっている。三十年以上にわたり中東・極東の紛争地取材を続け、その分野の第一人者とされている世界的ジャーナリスト、ヴァレリオ・ペリッツァーリが直接の指導にあたったことでも大きな関心を集めた。ブッザーティがイタリアのジャーナリストとして、一つの規範となる存在と見做されていることが窺われる。

ブッザーティの遺した記事は、1972年1月の死後、やはり作家でありジャーナリストであるドメニコ・ポルツィオの編集により、追悼の意をこめて『この世の出来事“*Cronache Terrestri*”』として出版された。生前ブッザーティが執筆した膨大な数の記事と比較すればごく一部ながら、彼の幅広い活動を物語るように、テーマは第二次世界大戦から芸術、旅行記と多岐にわたり、そこには一貫して「絶対的な公平性」を持って、「二度と訪れることのない事実との出会い」と、歴史書には描かれることのない名もない市民の姿とその生活が描き出されている。また、先述の副知事の言葉を裏付けるように、事実／過去の記述にとどまらず、平明な語りのスタイルを保持しつつ未来を看破した記事も少なくない。

ブッザーティは晩年のインタビューで、記者活動は「第二の職業ではなく、私の仕事の一つの側面だ。最高のジャーナリズムは最高の文学と一致する。」と語っている。イデオロギーとその対立の結果である第二次世界大戦に世界が震撼した時代に、ブッザーティが遺した言説は、社会の変動を経て、いったい何を現代のイタリアに、そして我々に語りかけているのだろうか。

## 1. 言論規制下における「真実」の報道

2010年現在のイタリアにおいて、複数のマスメディアの事実上の所有者であるシルヴィオ・ベルルスコーニが、世論の批判を浴びながらも三度目の首相の座につき、報道に対し様々の制限を加えようとしていることはよく知られている。1922年のローマ進軍以降、イタリアの支配権を手にしたムッソリーニもまた自身が記者であった経験から、マスメディアを駆使した情報操作が政治的支配にとっていかに有効であるかを熟知していた。政権掌握と同時にすべてのマスメディアに介入を開始し、親ファシズムの姿勢を示さない媒体に対し強制的措置をとったことは、ファシズムの政権維持に大きな役割を果たすこととなる。

1924年、下院選挙におけるファシスト党の不正を糾弾した統一社会党書記マッテオッティの暗殺は、ファシスト党に対する世論の激しい批判を呼んだが、イタリア王家とカトリック教会という支配層の支持を取り付けたファシスト党は、非合法手段をも辞さず、あらゆる反勢力

の口封じに走った。『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙もその標的とされ、同年、自由主義を貫きつつ、この問題を世に問うた編集長 L.アルベルティーニは圧力によって更迭される。さらに 26 年、ジョリッティ政権下において第一次世界大戦前に認められていた言論の自由は、ファシスト政権によって廃止された。

ブッツァーティが『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙に入社した 28 年のイタリアは、リラの切り上げによる実質賃金 25%低下、失業率 15%という劣悪な経済状況下にあった。ファシスト党がカトリック教会に対し、19 世紀のイタリア建国運動期における没収財産の返還案、公立学校での宗教教育導入などを提示し緊密な関係を築き、政教条約であるラテラーノ条約への準備を進めていた頃である。

教会の支持を背景に、世論の批判を政府が受け付けることもなく、30 年には言論規制が始まり、国内のすべての出版物はファシスト政府の監視下に置かれることとなる。新聞各紙において、流血事件などを扱ういわゆる「三面記事(cronaca nera)」の執筆は国民感情を荒廃させるとして禁止され、ファシストによる市民への暴力行為が報じられることもなくなった。また、文芸作品の出版が非政治的なものに限られていったのは言うまでもない。

ムッソリーニが個人独裁性を強め、言論規制が厳しさを増すなか、記者活動と並行して山岳小説の出版<sup>2)</sup>・文芸誌上での短編発表などを重ねていたブッツァーティは、39 年ファシスト政権の植民地支配下にあったアディス・アベバに特派員として赴任。当時の友人に宛てて、記事を書いても『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙上に掲載されないことが多いと綴った書簡が残されている<sup>3)</sup>。翌 40 年 4 月、ブッツァーティがミラノでの休暇を終えて赴任地に戻ろうとすると、港は同盟国のドイツ軍に占拠され、アディス・アベバへの渡航は不可能となった。国民の懸念が募るなか、6 月 9 日、ブッツァーティの代表作『タタール人の砂漠 “Il deserto dei Tartari”』が出版されるが、まさにその翌日、イタリアは第二次世界大戦への参戦を宣言するのである。

物語の時代・場所を特定せず、砂漠の砦でひたすら敵の襲来に備えて待機することに生涯を費やす兵士の、漠とした不安・焦燥に包まれた日々を描いたこの作品は、情報操作により戦況のわからないまま、増え続ける一方の駐留ドイツ兵のもたらす不穏な空気に包まれて暮らす国民感情の共感を得てベストセラーとなり、ブッツァーティは一躍著名作家として知られるようになった。

参戦後まもなく、ブッツァーティは海軍付き通信兵として戦艦に同乗し、地中海上における数々の戦闘に立ち会うこととなる。イタリア現代史上に残る海戦の推移を詳細に記録した取材ノートは今日も『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙編集室に保存されているが、当時の言論規制

下では、勝利を収めた闘いについてのみ報道が許可されたのは言うまでもない。しかしながら、公開された記事のなかには、戦況が他紙また官報の伝えるような圧勝の連続ではないことを、検閲の網をかいくぐるようにして書きつけている部分が見受けられる。一例として、参戦間もない時期、国内では大勝として伝えられた戦艦エンリコ・トーティと英海軍の戦闘についての切迫した状況を伝える文章をあげておく。

(イタリア海軍\*)戦艦トーティに向けて発進された(英海軍\*\*)潜水艦は、滑稽なほどに至近距離まで接近してきた。今までの報道で、このことは明らかにされてこなかったが、二つの船体はわずか二、三十メートルしか離れていなかったと乗組員たちが証言している。(「敵軍潜水艦との接近戦 ”All’arrembaggio del sommergibile nemico”」 1940年10月19日、\*および\*\*は筆者註)

「滑稽なほどに」と英軍の動きを表現したことで当局に問題視されなかったと思われるが、「もしも月にかかる霧がもう少しでも薄かったら、イタリア人とイギリス人は目を合わせ、それぞれの顔をはっきりと判別することができただろう」と続く記事は、イタリア国内では圧倒的な勝利と報じられながらも、実際には少なからぬ戦死者を出した、海上ではきわめて稀な接近戦における兵士たちの緊迫を今日に伝えている。また、敵味方を分け隔てることなく襲い来る「死」の描写には、さまざまの「死」を描きだした作家・ブッザーティの物語世界が報道文の枠を超えて広がるかのようである。

その瞬間、死が一方の潜水艦ともう一方の間の波に、科学に疑問を投げかけるようにして滑り込んできた。氷のような冷淡さで、祈りを感じることなく、その業を果たしていく。死は憐れみなど知りはしない。

勝利を収め帰港する際に目撃した沈みゆく敵艦の影にも、冷酷な「死」の情景を描き出すのみで、当時の他のマスメディアのように勝利を高らかに宣言することはない。

先刻、相手が奈落の底に沈んでいったそのちょうど上に差し掛かった。視線は下方に、闇深い液体の墓に向けられる。水の表層のほんの幾ばくか下に、ぞっとするような光景が見えた。瞬時に幽かになっていく幻のような、炎でも、爆薬でもない、奇妙な白い閃光を

彼らは目にした。

同年8月に短編『夜ごとに”*Di notte in notte*”』を書いた後、ブッツァーティの小説作品の執筆はいったん途絶える。通信兵としての任務に専念していたブッツァーティは、友人への書簡に「書けることが少なすぎる」<sup>4)</sup>と綴りながらも、その後も国内にあふれるファシスト政府のプロパガンダとは隔たりを保ちつつ、イタリア現代史の転換点となるすべての海戦を、海軍上層部の傍らで見届け、制約のなかで可能な限りの真実を記録し国民に伝えていったのである。

## 2 銃後の人々を描いて

19世紀のイタリア建国運動「リソルジメント」以来、イタリア文学界で主流となった「社会的参与が知識人の最大の義務である」という意識は、多くの「筆を執るよりも銃をとる方を選ぶ」<sup>5)</sup>知識人を生み、ロマン主義時代のイタリア文学史に大きな空欄を残したと言われている。残された作品も、芸術としての美を追求するのではなく、読者に対してイタリアの政治的統一への関与を促す啓蒙的内容であることが多かった。

近現代イタリア文学の、社会的状況を強く反映する傾向は、第二次世界大戦期ネオレアリズモの時代にその非妥協性を極めたといえるだろう。建国の父と呼ばれるガリバルディの名をとったパルチザンの武装部隊に、20世紀イタリア文学を代表する作家のひとりであるイタロ・カルヴィーノが参加したことは良く知られているが、同様に武装して戦闘に加わった文筆家のなかには、獄中死を含め、殉死する者も少なくなかった。彼らの遺した言説には、政治的不条理への怒り、自分たちの手で創り上げるべき理想国家が先鋭なイデオロギーとともに語られている。

が、その知識人らが才知を研ぎ澄ますような営みの一方で、政府への反感はあっても、多くの犠牲を伴う精神的・思想的信条に従う生き方を選ぶこともままならない一般市民が圧倒的多数であったことは言うまでもない。ファシスト支配、第二次世界大戦、そして内戦という極めて不穏な、経済的にも逼迫した時代を家族とともに一日一日生きる人々とパルチザンの政治活動は、必ずしも多くの接点を持つわけではなかった。ブッツァーティはこうした名もない人々のやり場のない想いと、「忍従」を強いられつつ不安に包まれて暮らす日々を、静かな筆致で『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙上に書きとめている。

その一例として、戦争の悲惨と市民の哀しみを伝えるコラム「易からざる訪問”*Una visita difficile*”(1943年7月4日)」がある。赴任地であった北アフリカで連合軍とイタリア軍の衝

突が続き、イタリアが事実上の覇権を失った 42 年 8 月、通信兵としての任務を終え、ミラノの編集室に戻ったブッザーティが目にしたのは、戦場で明らかな劣勢に傾きつつあったファシスト政府の変わらぬ圧政だった。海戦で亡くなった兵士の実家を、同じ闘いで負傷し最前線を離れた高級士官が訪問するところからこの記事は始まる。

ここに、復活祭の朝に、敵の空軍が襲来したのだ。造船所も倉庫も、鉄道も、戦争に関するものは何一つない、漁師と船員の罪なき家の他には何もないこの場所に。(略) 司令官は左右を壁に挟まれた小道に入った。妙な具合に、真ん中のあたりで突然光が差し込んでくる。ここにもまた爆弾が落ちたのだ。右側の家は倒壊していた。もう一方、左側は、玄関の方に目を向けると天井に丸い穴ができていのが見える。

誰もいない家にたどり着き、隣人たちから話を聞くと、兵士の母は戦死した息子以外に復活祭の爆撃で娘を一人亡くし、もう一人の娘も重傷を負い、看病のためその婚家の近くに出掛けていると聞く。車を走らせ弔問に訪れた士官たちを迎える母親の描写は、戦争で子供を失った母親の癒されることのない痛み、そして「限りのない諦め」をひそやかに、しかし克明に伝えている。

・・・母親は優しげな老女で、極めて静かに、落ち着いた様子だった。その顔に苦しみはなかった。が、生きている活力もまたそこにはないのだった。願いも夢も渴望も虚栄も、彼女のなかでは永遠に潰えてしまっていた。(略) 口も利かずに、ただうん、うんと頷いていたが、まるで遥か彼方に存在するかのように思われた。

高級士官の突然の訪問に近隣住民が騒然とするなか、士官は兵士の死にざまを追悼の念と賞賛をこめて語るが「苦しみの所業によって、彼女はまるで空洞のよう」であり、「枝を全て打ち払われた幹が、少しずつ枯れていくように、その眼はもう涙を流すこともできなかった」。躊躇しつつ、何か私に出来ることがあれば是非聞かせてもらいたい、と士官は申し出る。

すると、母親の唇は動き、いくつかの言葉をつぶやいた。「あの子の物・・・」彼女は言った、「あの子の服を・・・」。戦闘後おそらく、攻撃を受けた船の処理中に失われてしまった息子の遺品が望みだったのだろう。



兵士の母親は、誰にも気づかれることなく、亡くなった二人の子供の後を追ってすでに歩き出している亡霊のような存在だ、と記事は続く。言論規制の網をくぐるためか、戦争での労苦を分かち合えない士官の孤独に言及してこの文章は終わるが、美しい海を臨む静かな小村においてすら、戦争の毒牙が罪もない人々の心身を苛む様子を綴るブッツァーティの筆は、どのような主義主張によっても許されることのない、戦争の非を語っていると言えるだろう。

このコラムが掲載されて三週間後の43年7月25日、大評議会の不信任を受けたムッソリーニは国王命令によって逮捕される。9月8日には連合軍との休戦協定が結ばれるが、それはすでに連合軍の勢力下にあったサレルノを境として、以北のイタリア（国土の約三分の二に相当）に駐留するドイツ軍に対し宣戦布告することと同義であった。

前述の記事で見たように、戦場だけでなく「銃後」の人々の暮らしをも記録し、伝え続けたブッツァーティは、連合軍・ドイツ軍だけでなく、ファシストの残党またそれ以外の国内諸勢力も武力行使以外の解決を想定していない状況の中で、9月8日『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙第一面に休戦に寄せた記事を書き下ろす。編集部の判断により無記名で掲載されるが、懸念通りにイタリアは激しい内戦状態に陥り、一般市民を巻き込む戦闘、また虐殺行為は増加する一方だった。

この時期、市民の生活の場が戦場となった数々の惨劇の一例として、翌44年8月12日、トスカーナ州で起きた「サンタンナ・ディ・スタッツェーマの虐殺」がある。

43年の連合軍との休戦協定後、イデオロギーに基づく理想国家実現のために若い知識人が武装したパルチザンの活動は、英雄的行為として語られることが多い。が、この民間人による武装行為が、期せずしてドイツ軍による非武装の一般市民560人の殺害に帰結した「サンタンナ・ディ・スタッツェーマの虐殺」については、市民を巻き込んだ大戦下イタリア最大の惨事とされながらも、青年ドイツ兵が命令に従わずに密かに逃がした当時六、七歳の少年のみが生存者であるうえ、事実関係を立証する書類が存在しないとして法的な戦後処理は長く保留のままであった。しかし94年、イタリア軍書庫における関係書類発見により、実に五十年の歳月を経て調査が開始され、元ドイツ士官・下士官らが首謀者として逮捕される。2007年、スペーツィアの戦争裁判所で終身刑の判決をうけた十名の元ドイツ兵は、全員が八十歳を超えていた。

この審理において、サンタンナ・ディ・スタッツェーマに一時的に滞在したパルチザンの一団がドイツ軍の攻撃を逃れて森へ退去したために、政治活動とは無関係な、生後二十日の乳児を含む住民が犠牲になった経緯が明らかにされた。犠牲者のほぼ四分の一にあたる約130名が十

六歳以下であり、四分の三は女性と徴兵対象外の高齢者がその大半を占める。ドイツ軍に対峙するためとはいえ、パルチザンのとった「一般人／知識人の武装」という手段の、実質的な問題点が問われた時期と、イデオロギーに沿うのではなく、良識に基づいた中庸を貫き、常に市民に視線を注ぎ、また市民の視線を見失うことがなかったブッザーティに対する評価の転換期がほぼ一致するのは偶然ではない。

富裕な貴族の家系の末裔、という動かしようのない出自をはじめとして、ブッザーティの足跡は、自らの政治思想を貫いて獄中死を含む多くの殉死者を出したパルチザン、また人民解放委員会の理想国家建設のための献身的政治活動とは全く異なる道程をたどっている。しかしながら、特定のイデオロギーの信奉者となることもなく、ファシストか反ファシストかの政治的枠組みにも入りきらない、ごく普通の生活を送る市井の人々へ可能な限り情報を発信し続け、また、家族を、住居を失い、心身ともに痛手を負いつつ「終戦」を待ちわびる市民の苦渋に満ちた毎日を描いたブッザーティのジャーナリストとしての活動を、冷戦構造崩壊後の現代の視点から見つめた時、それもまた紛れもなく当時の知識人の一つの「社会参加／アンガージュマン」として認識されるのは自然なことであろう。

75年ノーベル文学賞を受賞したイタリアの詩人エウジェニオ・モンターレが66年の著書の中で述べた「至高の孤独と至高のアンガージュマンがブッザーティのなかで一致している」という言葉は、当時のイタリア文学批評家の間で一般的であったブッザーティへの評価とは対照的なものであったが、その先見性は今日では明らかであると言える<sup>9)</sup>。

1945年4月25日の「解放の日」にも、その第一報となる記事「忘れがたい時間の記録”Cronache di ore memorabili”」がブッザーティによって書き下ろされ、『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙第一面に掲載されている。一般にイメージされ、また映像を含む多数のメディアに記録されているような終戦の喜びに沸く街をのみ描くのではなく、ナチファシスト党員の逃亡に伴う市中の混乱、市民と元党员による殺戮を含む乱闘、あらゆる主義主張のデモンストレーションのるつぼと化したミラノの喧騒、人々の常軌を逸した興奮をブッザーティは綴り、その三日後のパルチザンをリーダーとするムッソリーニおよび側近の私刑／惨殺を予見しているかのようでもある。

夜の影が下りると再び発砲が始まった。街に散在する武装したファシストが、それぞれの隠れ家を取り戻しもしないうちに、無分別な集中射撃によって軍用品を浪費しながら往

来していた。彼らの当惑と不安が、ただ夜半外出しているだけの市民の姿さえも、脅威的なもののように見せていたのだ。何十人という人々が、こうした動機なき発砲によって負傷し、様々の市民病院に運ばれていった。

その間、人民解放委員会の部隊は、陽が昇るまで、はかない抵抗の希望を示す、諸地区のファシストの拠点を襲撃しながら決然として活動していた。私たちが車で巡回している間、闘いは絶え間なく続いていた。

現在は国民の祝日である 4 月 25 日は、ドイツ軍を撤退させたパルチザンの栄光の日として語られることは多々あるが、1945 年のその日のミラノが、暴力の渦巻く一種の無法地帯であったことを伝える文章は少ない。翌 26 日、社会・共産主義者ら人民解放委員会が強制閉鎖した『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙編集部を、後に再開させたのは連合国軍である<sup>7)</sup>。現代においては、パルチザンを含む武装した民間人から受けた非合法の暴力について被害者の遺族らがインターネット上で語り始めているが、長年の圧政に脅かされ抑制され続けた当時の被害者らは、終戦という歴史的事実に覆われるかのように、公的に被害を訴えることはなかった。ブッツァーティが「易からざる訪問」で描いた亡くなった兵士の母親のように、彼らは言葉もなくただ無限の諦めのなかで、敗戦の混乱とその結果としての貧困にあえぐイタリアという国と、戦後も歩みを共にしていくしかなかったのであろう。

### 3 ジャーナリズムと小説の境界を越えて

第二次世界大戦中のイタリア国内における数々の惨事のなかでも、前章で述べた「サンタンナ・ディ・スタッツェーマの虐殺」に先立つ、ドイツ軍による「アルデアティーネの虐殺」（44 年 3 月 24 日）は、かつての同盟国の容赦ない報復行為として国民全体を恐怖に陥れた。イタリアに駐留し連合国軍と闘うドイツ兵に戦死者がでると、二十四時間以内にその十倍の人数のイタリア人を殺害する、というヒットラーの指令に従い、イタリア地区司令官であったヘルベルト・カプラーが、十五歳の少年を含む 335 人のイタリア人の銃殺を命じたのである。その執行におよび、指令よりも十五名多く刑場に連行されたことが事前に確認されながら、全員がこの報復行為の犠牲となった。

カプラーは 45 年イギリス軍に逮捕され、47 年裁判のためにイタリア警察に戦犯として引き渡されるが、ブッツァーティは引き渡し前の 46 年 11 月 24 日に「カプラー： 余剰十五名 “Kappler : 15 in più”」として、元ナチス党員の心理に迫る小文を著している。

〔「カプラー： 余剰十五名」 粗筋〕

獄中のカプラーが自分の独房を外からじっと観察する人影に気づく。その夜、十五発の銃声を聞き、なにかが「十五」だった、と記憶を巡らせるが、思い出すことができない。その人影は毎夜現れるが彼の他に目撃者はおらず、何が「十五」だったのかも思い出せないまま裁判の日を迎える。

・・・ドイツ兵が一名戦死すると十名銃殺、ですね、と検察長官が尋ねた。「いえ」氷のような大佐は答えた、「そのような事実は記憶にありません」。「そうですね」検察官は説明した。「銃殺されたのは十五名多かったです。」十五、司法官が口にした途端、全ての情景が冴え冴えと、まるで昨日のこのように、大佐の脳裏によみがえった。(中略) 余剰十五名。当然ながら大佐自身の尺度によると、この世の穢れて吐き気を催すような諸々の出来事のなかで、こんな不注意・物忘れ・見落とし等々の些細なこと以上に卑劣なことが存在しない、ということが彼にはまったく理解できなかった。また、それに先立つ何千という犠牲者の虐殺よりも、何故この十五名のひとりひとりが重くみなされるのかも。

翌 47 年にイタリアで開始された実際の戦争裁判においても、カプラー大佐は起訴内容を全面的に否認、他の暴力行為についても戦時下の上司の命令に従ったまで、として無罪を申し立てた。

記事冒頭の、カプラーが人影を見たり銃声を十五発聞いたとする部分について事実の裏付けはないが、非人間的な殺戮行為を遂行した元ナチス党員の心理を綴るブッザーティの静かな筆致は、「報道」あるいは「小説」という枠を超えて「語り継がれるべきこと」を今日に伝えている。

ナチス戦犯には、カプラー同様裁判において無罪を主張した者のほか、海外へ逃亡し、偽名を使いながら一市民として平穏な人生を送った者も少なくない。カプラーも死刑を免れ終身刑判決を受け、晩年、妻の幫助により脱走、療養生活中に病院のベッドで亡くなった。ブッザーティと同世代のカプラーは判決当時四十歳、二十三歳でナチス党に入り、青年期の全てをナチス党員として過ごした一人であった。

この「カプラー： 余剰十五名」は、戦争という極限状態で、想像を絶するような残虐行為が

権威への盲従の産物として生まれる怖ろしさを示唆するだけでなく、絶対的な支配下で精神的に荒廃し、犯した罪に対し悔悟の念を表明することも抱くことすらもない、元兵士たちのその後の生きざまを予言するかのように思われてならない。

#### 4 市民に伝える真実

共産主義の拡大を阻止する目的で、イタリア国内の政治情勢を仔細にわたって把握していたアメリカ合衆国は、イタリアに対し大規模な経済援助を提供する交換条件として、政府から社会・共産勢力を排除することを要請した。45年のイタリアの工業生産は戦前比33%、農業生産同40%、加えてインフレと失業問題を抱え困窮を極めたイタリア国民にとって、外国からの援助額の90%近く<sup>9)</sup>を供給するアメリカの提示する条件を呑む以外に再生への道はなく、48年の総選挙では保守政党キリスト教民主党が勝利、長期間にわたった言論規制も終わり、新憲法の発布とともに言論の自由が明文化される。

ここで留意したいのは、入社以来二十年近く、厳しい言論規制下で執筆活動を続けてきたブッツァーティが、敗戦処理の進む48年に書きあげた中編『スカラ座の恐怖”*La paura alla Scala*”』を境に、作家としてはその後七年にわたる休筆期間に入ったことである。

戦闘に自ら立ち会い、戦争の悲惨を見つめ続けてきた彼にとって、記憶の中の無数の事実の蓄積はこの時点では創作の糧とはならず、文筆家としての彼にとって初めて訪れた「表現の自由」の時代を、『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙編集室で記事の執筆に専念して過ごしたのである。そして戦中公開できなかった事実については、時期を選び、改めて世に問うことも少なくなかった。

その一例が、47年2月のパリ講和条約締結後に書き下ろされた「マタパン岬：海戦の真実”*Matapan: La verità sulla guerra navale*”（1947年3月4日）」である。ブッツァーティは、大敗を喫しながらイタリア国民には伏されてきた事実を『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙上で公表する。48年の憲法発布によって言論の自由が認められるのを待たずしての、詳細にわたる情報公開であった。

今こそ我々の海上戦について真実を語る時なのではないか。イタリア人はそのことについて殆ど何も知らない。殆どの官報は現実を、いつも我々が優勢ではないことを、欺くばかりだった。たとえばマタパン岬での衝突がどうであったか、誰が知っているというのか？

41年3月、当時同盟国であったドイツ軍の要請に応じ、イタリア海軍はギリシア沖に向けて出撃する。マタパン岬において英海軍がレーダーという最新設備を駆使して夜間も攻撃を続行する一方で、イタリア軍は情報収集面でも明らかな劣勢にあり、重巡洋艦四隻中三隻を一回の海戦で失い、多くの戦死者を出した。ブッザーティは通信兵として海軍上層部に同行し、この海上戦の一部始終を見届けている。

イタリアのジャーナリズム特有の、時系列に従って事実を記述し一つの事象の全体像を文章によって構築するクロナカ(cronaca)の形式をとり、緻密に記録された事実の足跡をたどると、戦中イタリア国内で高揚していたプロパガンダとは裏腹に、設備面における不備と戦術上の拙さが明らかだったことが窺われる。

奇襲作戦となるはずだった。が、奇襲にはならなかった。東地中海の入念な調査が行われるべきであったが、不十分であった。苛烈を極めた日には、イタリア空軍、あるいはドイツ空軍の援護が必要だった。が、ただの一機も目にすることはなかった。

46年、この海戦の指揮官であり、イタリア軍のカリスマ的存在であったイアキーノ元司令官の手記が発刊され国内で広く読まれていたが、その著書の内容が多分に美化されていることをイタリア国民はこの記事で知ったのである。戦闘における敗因・軍司令部の失策を指摘するこの記事は2010年現在公的に明らかになっている事実のほぼ全てを網羅している。

戦後体制の方向が定まらず、法的秩序にも確固とした回復がないまま、ファシスト政府によって伏されてきた事実が、終戦後も依然として歪曲され国民に伝えられている状況に対し、事実に基づいた情報を国内最大のメディア『コリエーレ・デッラ・セーラ』紙上で公開する姿には、ジャーナリストとして、また真実を目撃した良識ある一人の国民としての社会的役割を果たす姿が見て取れる。

これまでのように彼の遺した記事のごく一部を眺めるだけでも、かつてイタリア文壇が付した「社会性の欠如」という評価は適切さを欠くといえよう。戦後イタリア文学界のいう「社会性」とは「左翼的であること」ひいては「パルチザンもしくは人民解放委員会に属していたこと」と同義語であったともいえるのではないか。

## 5 「歴史的出来事」の間の、街と人々を描いて

第二次世界大戦中、総面積の三分の二が火災に包まれる激しい爆撃を受けたとは思えないほどに、ミラノはかつての面影を残しながら復興した。屋根と客席の殆どが英軍の爆撃によって破壊されたスカラ座も、その金属を織り込んだ緞帳によって建物の約半分をしめる伝統ある舞台および装置は延焼を免れ、市民の手によっていち早く修復作業が開始されたという。わずか二年間で創立時のきらびやかさを再現する工事・修復を終え、トスカニーニの指揮による記念すべき再開のコンサートが行われたのは47年、戦後処理の完結する前のことである。

当時のイタリアは、連合国側からは「西側世界」の共産勢力に対する防波堤としての役割を期待され、東側からはスターリンの直接の信任を得ていたトリアッティを長とし、共産主義世界の西端として国家を構築することが望まれていた。両陣営の衝突が相次ぎ、武装グループによる市中でのテロ行為も北部イタリアでは珍しいことではなく、市民、とくにブルジョア階級の間には、革命によって社会が一変するのではないかという大きな不安があった。

この、敗戦国としてのイタリアが東西陣営の境界線であった時代をとらえたのが、前述の『スカラ座の恐怖』である。ブッザーティの文芸作品としては唯一、実在の政治家トリアッティの名前が作中に表れていることから、彼が「小説」の形式をとりながら、当時の市民の心理、また日常を覆う緊張を鮮明に描き出した、一種の「報道」としての言説を試みたことが窺われる。

## [『スカラ座の恐怖』 粗筋 ]

修復を終えたスカラ座での新作オペラの初日、ルーマニア出身で今はミラノの名士となった初老のピアニスト、コッテスはいつものように招待を受ける。出かける寸前、意思の疎通が取れなくなっている作曲家の息子あてに謎の電話がかかる。街の不穏な空気もあって、息子が共産主義者たちと活動しているのではないかと懸念を抱いたまま席に着くと、見知らぬ男が息子に大人しくするよう忠告を、とコッテスに囁いて消える。前衛的な作品の幕間に、革命が起きる、という噂が人々の口にのぼり、スカラ座は封鎖され、劇場のフィクサーである老夫人の姿も消え、コッテスの緊張は極まる。が、何時間たっても何の動きもなく、コッテスはじめ疲弊しきった観客は解消されぬ不安を抱いたまま、夜明け近く帰途に就く。

『タートル人の砂漠』をはじめとするブッザーティの物語世界を一貫して流れる「待機attesa」はここでも繰り返される。「何か起きる」という予感を抱えながら、今日も「何か」は起きず、明日もまた待機に費やすのか、という諦めと焦燥の毎日。そして「起きた」時の悲惨。そ

の繰り返しであったファシスト支配から第二次世界大戦およびその敗戦処理、という困難の多い四半世紀を生きたイタリア市民の時の蓄積は、様々の「歴史的イベント」の間に、記録されることもなく時の流れとともに埋没するかのように見える。

その忘れ去られ、葬られていくしかないかのような時間を、まるで巨大なモザイク画の一片を創り上げ、埋め込むように、何百という物語を綴り続けたブッザーティが、リソルジメント以降、イタリアの知識人の関心の対象ではなくなったイタリア伝統の物語文学の継承者であることは間違いないだろう。

ここで改めて冒頭に述べたブッザーティの「最高のジャーナリズムは最高の文学と一致する」という言葉を思い起こしてみると、膨大な事実の精緻な把握と、その時代に生きる人々の無数の「生と死」を描写することによって、ブッザーティは常にその一致点を意識していたことが推察される。それと同時に、かつてシェークスピアが戯曲の題材を繰り返し採取したイタリアの物語集が、現代の共感をも得る「人間の生と死」を映し出しながら、発刊当時においては一種の報道文でもあったことが思い出されるのである<sup>10)</sup>。

「歴史」と「物語」はイタリア語では同じ言葉 *storia* で示される。ブッザーティの模索したジャーナリズムと文学の一致点の連続が、歴史的事実の間を生きた人々の姿を描き、今日の私たちに彼らの味わった感情をも分かち合わせるのなら、彼は「歴史」的書物に描かれる事象の間の空白を、「物語」ることによって埋めていった、イタリアの激動の時代の語り部であるとは言えないか。そしてブッザーティの生きた時代に、第二次世界大戦という人類史上最大規模の惨事がある以上、彼の遺した数々の言説を辿る行為は、誤りを犯さずには生きていけない存在である人間が、己の姿を歪みのない鏡に映じ、見つめ直すことのように思われる。

註

- 1) PORZIO, Domenico, Prefazione in *Cronache Terrestri*, Arnoldo Mondadori Editore, 1972
- 2) BUZZATI, Dino, *Barnabo delle montagne*, Treves-Treccani-Tuminelli, 1933 ; *Il segreto del Bosco Vecchio*, Treves-Treccani-Tuminelli, 1935
- 3) BUZZATI, Dino, *Lettere a Brambilla*, De Agostini, 1985, cit., p.246
- 4) 上掲書。 *Ibidem*, p.274
- 5) 岩倉具忠 清水純一 西本晃二 米川良夫著『イタリア文学史』 東京大学出版 1985 p.240
- 6) MONTALE, Eugenio, *La solitudine dell'artista in Auto da fé*, Milano, Il Saggiatore, 1996, p.54



のちにローマ大学文学部教授となるジュリアーノ・マナコルダらネオレアリストの文学者はブッツァーティに対し一貫して批判的であった。

7) IOLI, Giovanna, Nota biografica in *Dino Buzzati, Mursia*, 1988

8) 森田鉄郎 重岡保郎著 『イタリア現代史』 山川出版 1977 p.278

9) この経緯については拙論『ディーノ・ブッツァーティの「生」と「愛」』京都芸術短期大学(現京都造形大学)紀要 [瓜生] 第17号 1994 p.1-9を参照されたい。

10) 16世紀ジラルディ・チンツィオ Giralaldi Cinzio の著わした、『百物語 *Ectatommiti*』には、当時さまざまな街でおきた事件を物語として記録したものも多い。この物語集からシェークスピアは多くの題材を得たとされている。



大阪音楽大学大学院音楽研究科  
修士論文の題目  
修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目  
(2009年度)

修士作品に関する論文の題目

1. 作曲専攻(音楽学) ..... 池須 安希  
(論文名) ピアノ協奏曲におけるジョン・フィールドの音楽語法

修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目

2. 声楽専攻(歌曲) ..... 大島 知子  
(演奏曲名)

Robert Schumann ロベルト・シューマン

“Myrthen” op.25 ミルテの花 より

Die Lotosblume	蓮の花
Lied der Braut I	花嫁の歌 I
Lied der Braut II	花嫁の歌 II
Lied der Suleika	ズライカの歌

“Liederkreis” op.39 リーダークライス より

In der Fremde	異郷にて
Intermezzo	間奏曲
Waldesgespräch	森の語り
Schöne Fremde	美しき異郷
Frühlingsnacht	春の夜
Er ist's	もう春だ op.79-23
Volksliedchen	民謡 op.51-2
Die Spinnerin	糸を紡ぐ女 op.107-4
Röselein, Röselein!	薔薇よ、薔薇! op.89-6

“Lieder und Gesänge aus ‘Wilhelm Meister’” op.98a ヴィルヘルム・マイスターによる歌曲集 より

Nur wer die Sehnsucht kennt	ただ憧れを知るものが
So laßt mich scheinen	このままの姿でいさせてください
Kennst du das Land?	ご存知ですか、南の国を

(論文名) シューマンの連作歌曲におけるMignonの位置づけ

3. 声楽専攻(オペラ) .....友田 久美

(演奏曲名)

Vincenzo Bellini ヴィンチェンツォ・ベッリーニ

カプレーティ家とモンテッキ家 より

(論文名) Vincenzo Bellini “I Capuleti e i Montecchi”におけるベル・カントの特徴

4. 器楽専攻(ピアノ) ..... 青木 千恵

(演奏曲名)

Ludwig van Beethoven ルードヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン

ピアノ・ソナタ 第30番 ホ長調 作品109

ピアノ・ソナタ 第31番 変イ長調 作品110

(論文名) ベートーヴェンの後期スタイルに見られる精神性 ～op.109, op.110をもとに～

5. 器楽専攻(ピアノ) ..... 栗田 真希

(演奏曲名)

Fryderyk Franciszek Chopin フリデリク・フランチシエク・ショパン

夜想曲 作品9-1 変ロ短調

夜想曲 作品48-1 ハ短調

24の前奏曲 作品28

(論文名) ショパンが抱いた靈感 ～プレリュードop.28を軸として～

6. 器楽専攻(ピアノ) ..... 辻 未帆

(演奏曲名)

Robert Schumann ロベルト・シューマン

ピアノ・ソナタ 第3番 作品14

子供の情景 作品15

(論文名) シューマンのピアノ作品におけるロマン ～ピアノ・ソナタ第3番を中心に～

7. 器楽専攻(ピアノ) ..... 横谷 静美

(演奏曲名)

Franz Schubert フランツ・シューベルト / Franz Liszt フランツ・リスト

「ウィーンの夜会 9つのカプリッチョ風ワルツ」より

第6番、第7番、第9番

Franz Liszt フランツ・リスト

ピアノ・ソナタ ロ短調

(論文名) リストの形式における新しい試み

8. 器楽専攻(管弦打) ..... 小澤 沙緒里

(演奏曲名)

Charles Ives チャールズ・アイヴズ

ヴァイオリン・ソナタ 第2番

Aaron Copland アーロン・コープランド

「ロデオ」より ホーダウン

Samuel Barber サミュエル・バーバー

ヴァイオリン協奏曲 作品14

(論文名) 現代アメリカの音楽におけるヴァイオリンの多様性の考案

～C.アイヴズ、A.コープランド、S.バーバーのヴァイオリン曲を通して～

2009年度・2010年度 研究助成報告

1. 研究助成認定

特別研究（学術分野）

- ・井口 淳子 班 音楽史教育の方法論構築（助成完了年）  
（研究機関／2008年4月～2011年3月）

特別研究（芸術分野）

- ・里井 宏次 ザ・タロー・シンガーズ 第12回東京定期演奏会  
『ア・カペラでおくる F.シューベルト「冬の旅」』  
（2010年11月7日（日）17:00 津田ホール）
- ・芹澤 佳司 ピアノ・リサイタル 作曲家シリーズ Vol.6  
（2010年11月5日（金）19:00 イシハラホール）
- ・松田 昌恵 ソプラノリサイタル ～日本歌曲の夕べ～  
（2010年5月15日（土）15:00 イシハラホール）

2. 研究活動報告

2010年度

特別研究（芸術分野）

- ・里井 宏次 2011年1月31日提出  
（2010年11月7日（日）17:00 津田ホール）
- ・芹澤 佳司 2010年12月3日提出  
（2010年11月5日（金）19:00 イシハラホール）

執筆者紹介 (掲載順)

西村 理 (音楽学)	白石 知雄 (音楽学)
谷口 真生子 (イタリア語)	横井 希 (英語)
藤本 敦夫 (教職)	大前 哲彦 (教職)
角谷 史孝 (教職)	喜多 忠政 (教職)
杉岡 享子 (イタリア語)	

研究委員会 (五十音順)

井口 淳子	伊藤 恭子
上塚 憲一	高 昌 帥
里井 宏次	竹田 和子
田中 勉	長谷川 慶 岳
藤井 司朗	藤田 隆
藤本 敦夫	* 山下 豊
米山 信	

\*印は編集代表

---

2011年2月1日 発行 (2011年2月28日 WEB公開)

編集 研究委員会

発行者 大阪音楽大学  
大阪音楽大学短期大学部  
代表者 中村孝義

発行所 大阪音楽大学  
大阪音楽大学短期大学部  
郵便番号 561-8555  
豊中市庄内幸町1丁目1番8号  
電話 (06)6334-2131(代表)  
URL: <http://www.daion.ac.jp/>

---

ISSN 0286-2670

BULLETIN  
OF  
OSAKA COLLEGE OF MUSIC

Vol.XLVX

2010

---

Contents

Summary ..... (1)

**Articles**

Performances of Mahler's Symphonies in 'Red Vienna'  
—The Significance of the Workers' Symphony Concerts— ..... Osamu Nishimura (5)

Hiroshi Ohguri and Folk Buddhism  
—The Genesis and Revision of the Suite Un Sui San for Symphonic Orchestra—  
..... Tomoo Shiraishi (31)

Qualche elemento sull'hip hop —dal Bronx all'Italia— ..... Makiko Taniguchi (53)

*A Comparison of U.S. Presidents' Speeches* —  
President Obama's Speeches on the Readability Point of View ..... Nozomi Yokoi (65)

Excessive Role of School Guidance in Recent Japanese Education Reform  
..... Atsuo Fujimoto (77)

A Survey On Students' Motivation To Go Into Teaching Profession III  
..... Akihiko Oomae, Tamamasa Kita, Fumitaka Kakutani (97)

**Notes**

Il giornalismo, la letteratura e la storia di Dino Buzzati negli anni quaranta  
..... Kyoko Sugioka (121)

---

Published by

Osaka College of Music  
Osaka Junior College of Music  
Osaka  
JAPAN